

平成16年度文部科学省
情報化の影の部分への適切な対応に関する研究委託事業

情報モラルに関する調査報告書

～ 校長、教員、児童生徒に対するアンケート調査から～

平成17年3月

財団法人コンピュータ教育開発センター

はじめに

2004年6月に起きた不幸な佐世保事件に関して、マスコミはチャットでの悪口やホームページの改ざんなどが引き金になったと論評し、インターネットの危険性を声高に喧伝した。この事件をきっかけにクローズアップされたのが、学校における「情報化の影の部分」に対する指導の実態、特に「情報モラル」指導の実態についてであった。このことを受けて、文部科学省は都道府県教育委員会に対して実態調査を行った。その調査では、ほとんどの教育委員会では事件前後において、「情報モラル」研修を行っているという報告であった。果たして、教員の意識、児童生徒の意識は教育委員会の望むレベルに達しているのだろうか。このような問題意識から、今回の調査「情報モラルに関するアンケート」を行うことになった。

今回の調査で明らかになった最も重要な事項は、「情報モラル」について学習したか否かによって、児童生徒の「情報モラル」意識に差が見られること、さらに学校での学習が児童生徒の「情報モラル」育成に一定の効果を上げていることが明らかになった点である。

小学校の場合は、体験（実体験または疑似体験）の有無が「情報モラル」の理解・定着に大きく影響している。体験のない児童に指導しても効果が少ない。高校生になると体験の有無に関わらず、指導を行えば一定の効果が出ること、中学校では講義形式の授業と体験型実習の両方を受けることによって適切な行動をとることができるようになることなど、発達段階に合わせた指導法が必要であることがわかった。

児童生徒はパソコンインターネットではなく、携帯インターネットを好んで利用している。携帯インターネットはパソコンより機能制限が大きいですが、すでにパソコン用ホームページを携帯画面に映し出す有料サイトや有料ソフトも出現している。携帯端末が高機能化してパソコンに近づくのは時間の問題である。一方、家庭においては携帯電話の利用上の約束（ルール）を設けているが、パソコンインターネットの利用上の約束は設けられていない。今後はますます携帯インターネットを利用する場合の「情報モラル」指導の重要性が増すと考えられる。

「情報モラルサポートセンター」やCD教材などを利用している学校は、「情報モラル」の指導に積極的に取り組んでいると考えられる。しかしながら、文部科学省の作成している情報モラル研修教材の存在や、情報教育の手引きの存在をも知らないという教員や校長の意識は問題と考えられる。作っただけでは利用されず、全教員に情報モラル指導事例を配布するくらいの施策が必要であろう。

インターネットをはじめとする情報通信ネットワークの急速な進展に伴って、「情報化の影の部分」に関する問題も指摘されるようになった。インターネット上に流れる有害情報や、違法性のある情報などから児童生徒をどのように守るか、あるいは児童生徒が知らずに加害者になってしまうことのないようにするには、どのようにすればよいのか。インターネット依存やチャット依存の問題、現実世界と仮想現実の区別が付かなくなったり、多重人格的な性格になったりする問題も指摘されている。このようなことから、学校教育においても、「情報化の影の部分」を克服するための取り組みが必要であり、「情報モラル」の指導の充実が強く求められている。

今回の調査によって、具体的な方策を提案することができるような考察が得られたのでここに報告するものである。

目 次

第1部 「情報モラルに関するアンケート」結果の分析	1
第1章 指導の必要性	3
第1節 インターネットの普及	3
第2節 インターネットの利用環境, 利用状況	3
1. パソコンインターネット	
(1) パソコンの普及	
パソコン所持状況	
インターネットへの接続状況	
(2) 利用状況	
利用経験	
利用頻度	
利用場所	
利用開始時期	
2. 携帯インターネット	
(1) 携帯電話の普及	
(2) 利用状況	
利用経験	
利用頻度	
携帯電話の利用開始時期	
3. パソコンインターネットと携帯インターネットとの使い分け	
第3節 児童生徒の情報モラル習得状況	10
1. 習得状況	
2. 情報モラルについての指導との関係	
3. 利用状況との関係	
4. その他	
第2章 これまでの国(文部科学省)レベルの施策	19
第1節 学習指導要領	19
第2節 情報教育の実践と学校の情報化 ～新「情報教育に関する手引」～	21
第3節 教員向け指導資料(“情報モラル”授業サポートセンター等)	21
第4節 教員研修	22
第5節 総括	22

第3章 指導の現状と既存施策の評価	23
第1節 現状	23
1. 指導認識	
2. 指導状況	
3. 指導を受けた経験	
4. 指導の充実の必要性	
第2節 指導の充実に向けた課題	25
1. 指導時間不足	
2. 教員の指導力の不足	
(1) 教員自身の問題	
(2) 既存施策の問題	
学習指導要領	
新・手引き, 教員向け指導資料	
教員研修	
3. 教材の不足	
第3節 家庭における指導	29
1. 必要性	
2. 実態	
3. 学校と家庭との情報交換	
第4章 今後の施策のあり方	33
第1節 国(文部科学省)に求められること	33
(1) 指導内容の明確化	
(2) 効果的な指導手法の確立	
(3) 普及方法の改善	
(4) 教員研修	
(5) 地域や家庭における情報モラルについての指導への支援	
第2節 地方(教育委員会)に求められること	35
第3節 学校及び教員に求められること	36
第2部 「情報モラルに関するアンケート」結果	37
第1章 調査概要	37
(1) 調査対象者	
1) 調査対象者について	
2) 情報モラルの指導に関する実態調査対象	
3) 全体の調査対象数(47都道府県)	
(2) 調査方法	
(3) 調査期間	
(4) 回答数, 回答率	

(5) 調査の枠組み

第2章 集計結果	4 1
(1) 校長	4 1
(2) 教員	6 3
(3) 児童生徒	8 7
(4) 特筆すべき自由記述	1 0 7
参考資料 情報モラルについての指導に関する都道府県等教育委員会に対する調査	1 0 9

第1部 「情報モラルに関するアンケート」結果の分析

本報告書は2部構成となっている。今回のアンケートの結果そのものは第2部で記すこととし、第1部では、アンケートの結果の分析について記すこととする。

第1章は、「指導の必要性」として、我が国のインターネットの普及状況、校長、教員及び児童生徒のインターネットの利用環境及び利用状況並びに児童生徒の情報モラルの習得状況を分析し、情報モラルについての指導の必要性を明確にする。

第2章は、「これまでの国（文部科学省）レベルの施策」として、現在まで講じられてきた、情報モラル教育に関する国レベルの施策について整理する。

第3章では、「指導の現状と既存施策の評価」として、情報モラルに関する教員の指導の現状を分析し、第2章で整理した既存施策を評価しつつ情報モラル教育の充実に向けた課題を整理する。また、家庭における情報モラル教育についてもその必要性や実態、学校と家庭との関係についても触れる。

第4章では、第3章までに整理した、情報モラル教育の充実に向けた各種課題を踏まえつつ、国（文部科学省）、地方（教育委員会）、学校及び教員に求められることを整理し、これら各主体に対し、情報モラルについての指導の充実に向けた取り組みを促すこととする。

第1章 指導の必要性

本章では、本報告書の第1章として、「指導の必要性」と題して、情報モラルの指導の必要性が高いことを説明する。

まず、第1節では、我が国のインターネットの普及状況について触れ、一般に情報モラルの指導の必要性が高まっていることを示す。次いで、第2節において、校長、教員及び児童生徒のインターネットの利用環境や、パソコンを使って利用するインターネットと、携帯電話を使って利用するインターネットとの両面から、校長、教員、そして、特に児童生徒の利用状況を、アンケート結果をもとに分析する。その後、第3節において、児童生徒の情報モラルの習得状況を、情報モラルについての指導や、インターネットの利用経験との関係から分析し、情報モラルについての指導の必要性の高さを裏付けることとする。

第1節 インターネットの普及

我が国のインターネット利用は、国内の商用インターネットの開始(平成4(1992)年)以来、急速に増加した。

「平成16年版 情報通信白書」(P26~)によれば、我が国のインターネット利用人口は、平成9(1997)年末では1,155万人であったのに対し、平成15(2003)年末では7,730万人と、6年間で6.7倍に増大している。また、世帯普及率(「自宅・その他」において、個人的な使用目的のためにパソコン、携帯電話等によりインターネットを利用している構成員がいる世帯の割合)も、平成10年末では11.0%であったのに対し、平成15年末では88.8%に達しており、インターネットが短期間のうちに急速に普及している。

しかしながら、インターネット上での情報通信は、従来の情報伝達手段とは異なり、匿名性や、同時に不特定多数の者に対して容易に情報発信できるといった特性を備えていることから、違法又は不適切な行為や情報発信の手段として悪用されることもある。また、インターネットへの依存による人間関係の希薄化、生活体験・自然体験の不足の招来、心身の健康に対する様々な影響等も含めた、所謂、「情報化の影の部分」の問題は、従来より指摘されているところである。

著しい情報化の進展の中で、日常生活におけるインターネットの活用が必要不可欠なものとなりつつある現下においては、このようなインターネット環境の特性や、インターネットの活用にあたって留意すべきことを十分に理解し、適切に活用する能力を身につけることは、必要不可欠である。

このような状況の中で、平成16年6月には、長崎県佐世保市において、小学校6年生の女子児童による同級生殺害事件が発生したが、この事件では、インターネット上の掲示板への書き込みが、被害児童に対する「怒り」や「憎しみ」を抱く大きな要因の一つになったとの指摘もあった。このことは、「情報化の影の部分」への対応の中でも、特に、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」という言葉で表される「情報モラル」の指導の必要性が極めて高まっていることを裏付けるものでもある。

第2節 インターネットの利用環境、利用状況

「インターネットが短期間のうちに急速に普及」している現状を踏まえ、本節では、「学校教育」の観点から、校長、教員及び児童生徒のインターネットの利用環境や利用状況を分析することにより、インターネットの普及の状況を、より具体的に把握することとする。

なお、以下では、パソコンを使って利用するインターネットを「パソコンインターネット」、携帯電話を使って利用するインターネットを「携帯インターネット」と言うことに

する。

1. パソコンインターネット

(1) パソコンの普及

パソコン所持状況

今回のアンケート調査においては、校長、教員及び児童生徒に対し、自宅のパソコンの有無について問うた（校長問30、教員問13、児童生徒問1）が、「ある」と回答した者の割合は、校長で92.8%、教員で93.6%、児童生徒で76.1%であり、この結果からも、校長、教員及び児童生徒を問わず、多くの家庭にパソコンが普及していることが分かる。

この問に対する児童生徒の回答をさらに詳しく分析すると、「ある」と回答した児童生徒のうち、「自分専用」のパソコンがあると回答した者の割合は11.2%になった。これをさらに学校種別に見ると、小学校、中学校では、それぞれ7.1%、9.7%であるが、高等学校になると18.7%となる。これは、高校生全体の14.4%（ $=76.9\% \times 18.7\%$ ）であり、概ね7人に1人の割合となる。

校長及び教員のほとんどがパソコンを所持している一方で、児童生徒においても、1割程度の者が「自分専用」のパソコンを所持しており、パソコンの普及が進んでいることが分かる。

インターネットへの接続状況

パソコンの多くは、インターネットに接続されていることが考えられるが、念のため、校長及び教員に対しては、前出の問（校長問30、教員問13）において、所持しているパソコンがインターネットと接続しているか否かについても問うたところ、「インターネットに接続したパソコンがある」と回答した校長及び教員は、ともに全体の約7割であった。ここから、必ずしも、パソコンを所持していることが、インターネット利用に直結している訳ではないことが明らかとなった。

以上を踏まえ、(2)では、インターネットの「利用状況」について分析する。

(2) 利用状況

利用経験

代表的なインターネットサービスとして、「ホームページ」、「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」がある。今回のアンケート調査においては、校長、教員及び児童生徒に対し、これら4サービスについてのパソコンでの利用経験を問うた（校長問22、教員問4,5、児童生徒問4）。

「ホームページ」については、利用経験が「ある」と回答した者の割合は、校長で74.2%、教員で84.4%（ $=96.8\% \times 87.2\%$ ）、児童生徒で80.5%と、校長、教員及び児童生徒それぞれで概ね8割程度であり、大きな差はない

「電子メール」については、利用経験が「ある」と回答した者の割合は、校長で67.5%、教員で77.6%（ $=96.8\% \times 80.2\%$ ）、児童生徒で42.4%であり、児童生徒の方が、校長及び教員より低い。

また、「チャット」及び「電子掲示板」については、利用経験が「ある」と回答した者の割合は、校長、教員及び児童生徒すべてにおいて、「ホームページ」や「電子メール」に比べるとかなり低く（チャット：校長6.3%、教員15.7%（ $=96.8\% \times 16.3\%$ ）、児童生徒26.5%）（電子掲示板：校長16.0%、教員25.4%（ $=96.8\% \times 26.3\%$ ）、児童生徒26.3%）、「ホームページ」や「電子メール」ほどは普及していないと言える。しかしながら、チャットや電子掲示板の利用率はいずれも児童生徒の方が校長・教員より高いということで、

児童生徒が先行している実態が見られる。

なお、「ホームページ」、「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」の全てについて、児童生徒の利用経験を校種別に見ると、「ホームページ」については、校種に関わらず全て8割程度で一致しているものの、「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」については、小学校では低く、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて利用経験が「ある」と回答した者の割合が増えている。これは、概ね、小学校の頃までに「ホームページ」を利用する形でパソコンインターネットの利用経験があった者が、校種が上がるごとに、「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」の利用経験を積んでいくことを表していると考えられる。ただし、「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」の全てについて、小学校から中学校に校種が上がることによる増分よりも、中学校から高等学校に校種が上がることによる増分は少なく、中学校段階で「頭打ち」になる傾向が出ている。

利用頻度

「利用頻度」については、校長、教員及び児童生徒に対し、「パソコンインターネット」の利用頻度（校長問23，教員問6，児童生徒問7）と、その中で特に「電子メール」の利用頻度（校長問25，教員問8，児童生徒問9）について問うた。

「パソコンインターネット」の利用頻度については、「ほぼ毎日利用する」又は「たまに利用する」と回答した者の割合は、校長で88.4%、教員で94.5%、児童生徒で89.9%であり、校長、教員及び児童生徒を問わず、ほぼ9割の者が、何らかの形で、日常生活においてパソコンインターネットを利用していることが分かった。

なお、児童生徒については、「ほぼ毎日利用する」と回答した者の割合は、小学校では18.6%、中学校では23.7%、高等学校では24.4%と、小学校から中学校の間に若干伸びが見られるものの、中学校と高等学校と間にほぼ差はなく、利用経験と同様、中学校段階で「頭打ち」になる傾向が出ている。

この他、「ほぼ毎日利用する」と回答した児童生徒（22.2%）のうち、1日当たりの使用時間を「3時間以上」と回答した者の割合は10.4%であり、これは、全児童生徒の2.3%（ $=22.2\% \times 10.4\%$ ）に相当する。40人学級を念頭に置けば、概ね1学級当たり1人の割合である。これは、「情報モラル」の指導範疇からは外れるが、一般に、長時間にわたって情報機器等に向かい合うことによる人間関係の希薄化、生活体験・自然体験の不足の招来、心身の健康に対する様々な影響等の形で指摘されている「情報化の影の部分」には関係する結果である。1日当たり「3時間以上」パソコンインターネットを利用することについての解釈次第であるが、学校における指導に当たっては、この結果を念頭に置くべきと考えられる。

パソコンにおける「電子メール」の利用頻度については、「ほぼ毎日利用する」又は「たまに利用する」と回答した者の割合は、校長で58.7%、教員で67.2%、児童生徒で30.7%であり、利用経験における結果と同様、利用頻度においても、児童生徒が、校長及び教員より低いことが分かった。

また、児童生徒については、「ほぼ毎日利用する」と回答した者の割合は、小学校では4.4%、中学校では9.9%、高等学校では5.4%であり、「たまに利用する」を加えても、小学校では24.1%、中学校では34.6%、高等学校では33.2%と、いずれも小学校から中学校に上がると利用頻度が上昇するものの、高等学校での利用頻度は逆に低下する傾向が表れている。同様の傾向は「利用回数」でも現れており、「ほぼ毎日利用する」と回答した児童生徒の中で、さらに、1日当たりの利用回数が6回以上と回答した者の割合を全体の割合に換算すると、小学校では1.9%（ $=4.4\% \times 43.1\%$ ）、中学校では5.9%（ $=9.9\% \times 59.8\%$ ）、高等学校では1.7%（ $=5.4\% \times 31.0\%$ ）となっている。

利用場所

児童生徒のパソコンインターネットの利用場所については、校種を問わず、「学校」又は「自宅」が圧倒的に多く（児童生徒問5）、両者が主たる利用場所と言える。ただし、「学校」と回答した割合は、小学校では91.1%、中学校では77.2%、高等学校では61.8%と、校種が上がるにつれて減少している（児童生徒問6）。

利用開始時期

児童生徒のパソコンインターネットの利用開始時期について、特に注目に値する結果は、「小学校入学前」からの利用者の割合が、小学校では2.7%、中学校では0.7%、高等学校では0.5%と、ゼロではない点である（児童生徒問6）。また、「小学校低学年」からの利用者を加えると、小学校では18.8%、中学校では6.0%、高等学校では1.8%と、高率ではないものの一定の割合を占めることとなる点にも留意すべきである。

加えて、小学校、中学校及び高等学校それぞれの回答では、パソコンインターネットの利用開始時期について、校種が下がるほど、低年齢の占める割合が高まっている。具体的には、小学校では「小学校中学年」からが最多で60.3%、中学校では「小学校高学年」からが最多で38.1%、高等学校では「中学校1年生」からが最多で20.4%となっており、他に、例えば、「中学校3年生」以前からの利用者の占める割合を中学校での回答と高等学校での回答とで比較しても、中学校では94.4%であるのに対し、高等学校では73.5%となっている。このように、パソコンインターネットの利用開始時期については、低年齢化が進んでいることが明らかとなった。

2. 携帯インターネット

(1) 携帯電話の普及

児童生徒に対し、自分用の携帯電話の所持状況について問うた（児童生徒問2）ところ、「持っている」と回答した者の割合は、45.2%となった。これを校種別に見ると、小学校では12.7%、中学校では41.3%、高等学校では93.4%と学校種が上がるごとに急速に増加し、高等学校では9割以上の生徒が自分用の携帯電話を所持していることが分かる。

なお、ここ数年、携帯電話にはインターネット機能がついていることが一般化している。このため、この割合は、携帯インターネットの利用手段を持った児童生徒の割合と捉えることもできると考えられる。ただ、一方で、児童生徒の家庭が、携帯インターネットの利用を制限している場合や、敢えてインターネット機能のついていない携帯電話を所持させている場合も考えられるため、(2)では、校長及び教員と共に、携帯インターネットの「利用状況」について分析することとする。

(2) 利用状況

利用経験

携帯電話から利用できる代表的なインターネットサービスとして、「ホームページ」、「電子メール」及び「電子掲示板」がある。今回のアンケート調査においては、校長、教員及び児童生徒に対し、これら3サービスについての携帯電話での利用経験を問うた（校長問26，教員問9，児童生徒問12）。

「ホームページ」については、利用経験が「ある」と回答した者の割合は、校長で

8.4%、教員で37.5%、児童生徒で37.6%と、校長の割合が低いものの、教員と児童生徒ではほぼ同程度の割合となった。

「電子メール」については、利用経験が「ある」と回答した者の割合は、校長で42.7%、教員で67.0%、児童生徒で56.0%であり、校長、教員及び児童生徒それぞれで、概ね半分程度と整理できる。

また、「電子掲示板」については、利用経験が「ある」と回答した割合は、校長、教員及び児童生徒すべてにおいて、「ホームページ」や「電子メール」に比べるとかなり低く（校長2.1%、教員8.0%、児童生徒15.1%）、「ホームページ」や「電子メール」ほどは普及していないと言える。

この傾向は、パソコンインターネットの場合と同様である。

なお、「ホームページ」、「電子メール」及び「電子掲示板」の全てについて、児童生徒の利用経験を校種別に見ると、全てについて、小学校では低く、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて利用経験が「ある」と回答した者の割合が増えている。これは、パソコンインターネットにおける「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」と同様である。パソコンインターネットでは「ホームページ」に同様の傾向が見られなかったのに対し、携帯電話では「ホームページ」を含む3サービス全てにおいて同様の傾向が見られ、また、その伸びは、自分用の携帯電話の所持状況の伸び（前出児童生徒問2：小学校12.7%、中学校41.3%、高等学校93.4%）とほぼ平行していることから、パソコンインターネットのように、小学校の頃までに「ホームページ」を利用する形で利用経験があった者が、校種が上がるごとに、「電子メール」及び「電子掲示板」の利用経験を積んでいったと考えるよりは、携帯電話の所持が、そのまま、携帯インターネットの各サービスの利用経験に直結したと考える方が自然である。

また、全ての校種において、ホームページについて利用経験が「ある」と回答した者の割合が、電子メールについて利用経験が「ある」と回答した者の割合を下回っている点は、パソコンインターネットと全く異なっており、パソコンインターネットが「ホームページ」の利用を中心に普及しているのに対し、携帯インターネットは「電子メール」の利用を中心に普及していることが分かる。

「ホームページ」、「電子メール」及び「電子掲示板」全てについての校種別に見た児童生徒の利用経験に戻ると、校種が上がることに伴う、利用経験が「ある」と回答した者の割合の増加の仕方については、パソコンインターネットの「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」において見られた中学校段階での「頭打ち」傾向とは大きく異なる。両者を比較すると、自分用の携帯電話が急速に普及する高等学校段階において、児童生徒は、パソコンインターネットの利用よりも携帯インターネットの利用に移行し、パソコンインターネットにおけるサービスの新たな利用経験を積む児童生徒の増加を鈍化させていると推測される。

以上の他に、児童生徒の利用経験と、教員の利用経験とを比較すると、小学校では、「ホームページ」、「電子メール」及び「電子掲示板」全てについて、児童生徒よりも教員の方が利用経験が「ある」と回答した者の割合が高くなっているが、中学校、高等学校と、校種が上がるにつれて、児童生徒が教員のその割合を抜き、高等学校は、「ホームページ」、「電子メール」及び「電子掲示板」の全てについて教員よりも児童生徒の方が利用経験が「ある」と回答した者の割合が高くなっていることが分かる。特に、「電子掲示板」についてみると、高等学校において、児童生徒で利用経験が「ある」と回答した者の割合（33.6%）は、教員で利用経験が「ある」と回答した者の割合（8.5%）の約4倍という格差があった。

利用頻度

「利用頻度」については、校長、教員及び児童生徒に対し、「携帯インターネット」の利用頻度(校長問27,教員問10,児童生徒問14)と、その中で特に「電子メール」(以下「携帯メール」という。)の利用頻度(校長問28,教員問11,児童生徒問15)について問うた。

「携帯インターネット」の利用頻度については、「ほぼ毎日利用する」又は「たまに利用する」と回答した者の割合が、校長で19.9%、教員で50.0%、児童生徒で54.0%であり、教員及び児童生徒の約半分が、何らかの形で、日常生活において携帯インターネットを利用していることがわかる。

なお、児童生徒については、「ほぼ毎日利用する」と回答した者の割合は、小学校では6.9%、中学校では28.6%、高等学校では53.9%と、「たまに利用する」を加えても、小学校では29.8%、中学校では52.7%、高等学校では87.4%と急速に増加している。

この他、「ほぼ毎日利用する」と回答した児童生徒(27.8%)のうち、1日当たりの使用時間を「1時間以上」と回答した児童生徒の割合は43.0%であり、これは、全児童生徒の12.0%($=27.8\% \times 43.0\%$)に相当する。1日当たり「1時間以上」携帯インターネットを利用することについては解釈次第であり、例えば通学中や移動中といった時間を利用した累計が「1時間以上」になっていることも考えられるが、1.(2)にも記したのと同様に、学校における指導に当たっては、この結果を念頭に置くべきと考えられる。

「携帯メール」の利用頻度については、「ほぼ毎日利用する」又は「たまに利用する」と回答した者の割合は、校長で48.2%、教員で71.3%、児童生徒で58.2%であった。

児童生徒については、「ほぼ毎日利用する」と回答した者の割合は、小学校では9.7%、中学校では40.4%、高等学校では76.2%であり、「たまに利用する」を加えると、小学校では32.0%、中学校では57.0%、高等学校では93.7%となる。これらの数値を携帯インターネットの利用頻度の数値と比較すると、携帯メールの利用頻度が携帯インターネットの利用頻度を上回る結果となり、一部の回答者は、インターネットという言葉が、ネットサーフィンやブラウジングのみを想起させ、メール利用を除外して回答した可能性もあり、メールの利用がインターネットの利用の一部であることを認識していない回答が含まれることによる矛盾も生じているが、両者はほぼ近い数値となっており、ここからも、で述べた「携帯インターネットは『電子メール』の利用を中心に普及している」という内容を裏付けられる。

また、パソコンインターネットにおける電子メールと比較すると、小学校段階からすでに、「携帯メール」の利用割合がパソコンインターネットにおける電子メールの利用割合を上回っているが、その差は、校種が上がるごとに顕著になり、高等学校段階では、「ほぼ毎日利用する」又は「たまに利用する」と回答した者の割合は、「携帯メール」で93.7%であるのに対し、パソコンインターネットの「電子メール」で33.2%と、活用の中心が携帯メールに移行していることが分かる。

なお、「利用回数」については、「ほぼ毎日利用する」と回答した児童生徒の中で、さらに、1日当たりの利用回数が6回以上と回答した者の割合を全体の割合に換算すると、小学校では6.2%($=9.7\% \times 64.4\%$)、中学校では34.7%($=40.4\% \times 85.8\%$)、高等学校では57.1%($=76.2\% \times 74.9\%$)となっており、パソコンインターネットが、全ての校種で1割未満、特に小学校、高等学校では2%未満であったことと大きく異なっている。

携帯電話の利用開始時期

児童生徒の携帯電話の利用開始時期について、特に注目に値する結果は、「小学校入学前」からの利用者の割合が、小学校では0.6%、中学校では0.1%、高等学校では0.3%と、ゼロではない点である(児童生徒問13)。また、「小学校低学年」からの利用者を加えると、小学校では4.3%、中学校では0.8%、高等学校では0.5%となり、直近に「小学校低学年」であった児童からの回答である「小学校」においては4.3%と、高率では

ないものの一定の割合を占めている点にも留意すべきである。

加えて、小学校、中学校及び高等学校それぞれの回答では、携帯電話の利用開始時期について、校種が下がるほど、低年齢の占める割合が高まっている。具体的には、小学校では、「使っていない(62.2%)」を除き「小学校高学年」からが最多で60.3%、中学校では、「使っていない(41.3%)」を除き「中学校1年生」からが最多で17.8%、高等学校では、「高等学校1年生」からが最多で46.7%となっており、他に、例えば、「中学校3年生」以前からの利用者の占める割合を中学校での回答と高等学校での回答とで比較しても、中学校では41.0%であるのに対し、高等学校では39.4%となっている。ここから、パソコンインターネットの利用開始時期と同様、携帯電話の利用開始時期についても、低年齢化が進んでいることが明らかとなった。

3. パソコンインターネットと携帯インターネットとの使い分け

以上に加え、本アンケート調査結果をもとに、児童生徒について、パソコンインターネットと携帯インターネットとの使い分けについて分析することとした。ここでは、パソコンインターネットと携帯インターネットとの双方を使える環境にある児童生徒の回答に限ることとし、家庭でパソコンを所持し、かつ自分用携帯電話を所持している児童生徒の回答のみを抽出し、分析することとした。

まず、パソコンインターネットの利用頻度に関する問い(児童生徒問7)に対する回答と、携帯インターネットの利用頻度に関する問い(児童生徒問14)に対する回答とを比較した。この結果、小学校では、パソコンインターネット及び携帯インターネットを共に「たまに使うだけ」という回答が最も多かったが、中学校及び高等学校では、パソコンインターネットは「たまに使うだけ」だが、携帯インターネットは「ほぼ毎日使う」という回答が最も多くなった。また、パソコンインターネット及び携帯インターネットを共に「ほぼ毎日使う」という回答は、校種が上がるにつれて増加した。

次に、パソコンにおける電子メールの利用頻度に関する問い(児童生徒問9)に対する回答と、携帯メールの利用頻度に関する問い(児童生徒問15)に対する回答とを比較した。この結果、校種を問わず、携帯メールは「ほぼ毎日使う」が、パソコンにおける電子メールは「使っていない」が最多であった。

携帯メールは「ほぼ毎日使う」と回答しつつ、携帯インターネットは「たまに使うだけ」といった回答のように、メールの利用が、インターネットの利用の一部であることを認識していない回答が含まれることによる矛盾もあったものの、以上の結果より、児童生徒は、パソコンインターネットやパソコンにおける電子メールよりも、携帯インターネットや携帯メールを利用する傾向が強いことが分かった。

この結果は、2.(2)において「自分用の携帯電話が急速に普及する高等学校段階において、児童生徒は、パソコンインターネットの利用よりも携帯インターネットの利用に移行し、パソコンインターネットにおけるサービスの新たな利用経験を積む児童生徒の増加を鈍化させていると推測される。」と記したこととも整合が取れる。

今後、携帯インターネットは、パソコンインターネット以上に、機能面での進化が想定され、また、低年齢からの更なる普及も想定されるところである。以上のような傾向を踏まえ、今後は、従来以上に、携帯インターネットの利用を考慮した「情報モラル」の指導に留意していくことが必要になると考えられる。

第3節 児童生徒の情報モラル習得状況

前節では、「学校教育」の観点から、校長、教員及び児童生徒のインターネットの利用環境や利用状況を分析し、特に児童生徒のインターネットの利用状況について詳細に把握した。そこで本節では、児童生徒の情報モラルの習得状況を、児童生徒の情報モラルについての指導との関係を念頭に置きつつ整理する。加えて、インターネットの利用状況との関係についても明らかにする。

1. 習得状況

第1章第1節でも記したとおり、「情報モラル」は、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と定義されているが、その具体的な指導内容は、適切な手続きによる情報の収集、プライバシーの保護、著作権の尊重など様々なものがある。

しかし、今回のアンケート調査は、昨年6月に長崎県佐世保市において発生した、小学校6年生の女子児童による同級生殺害事件において、インターネット上の掲示板への書き込みが、被害児童に対する「怒り」や「憎しみ」を抱く大きな要因の一つになったとの指摘があったことを受けて行われているものでもあるため、対象として想定する「情報モラル」の具体的な内容は、「パソコンや携帯電話などでインターネットのサービスを利用するときに守らなければならないマナーやルール」に限定することとした。

アンケート調査においては、児童生徒に、情報モラルの習得状況を把握する問い及び情報モラルの習得を前提とした対応が求められる具体的な場面に係る問いを合計4題設定し、適切な対応に相当する選択肢を選択できるか否かを問うた（児童生徒問17～20）。

まず、電子メールやチャットを活用する場合に、実際に会って会話をするときと比べて特に留意していることがあるか否かを問うた（児童生徒問17）。「ある」と回答した者及び「ない」と回答した者が共に約3割であり、「分からない」と回答した者が約4割となった。校種別に見ると、校種が上がるにつれて「ある」と回答した者の割合が増えているが、それと同時に「ない」と回答した者も増えている。

次に、知人からウイルスメールの可能性があるメールを着信した場合の対応について問うた（児童生徒問18）。身に覚えがないメールや、一見して不審に思えるメールについては、例え発信者が知人、友人であってもすぐには開かず、発信者に対して内容の確認を行い安全を確かめてから開くか、開かずにそのまま削除するのが望ましい対応であるが、そのような対応を選択した者は約5割であり、安全を確かめずにメールを開くことを選択した者が26.4%を占め、分からないと回答した者も17.7%であった。なお、校種別に見ると、校種が上がるにつれて、望ましい対応を選択する者の割合が減少している（小学校では64.3%、中学校では53.4%、高等学校では45.4%）が、この理由は、今回の調査では説明できない。

3番目に、チャットや電子メールについて、匿名で不適切な情報の発信等を行っても、発信者が特定されることはないと思うか否かについて問うた（児童生徒問19）。約7割近くの児童生徒が、「特定される」という認識を持っており、「特定されない」という認識を持った児童生徒は5%未満であった。

最後に、チェーンメールやデマメールへの対応を問うた（児童生徒問20）。ここでは、チェーンメールやデマメールへの対応であることをカモフラージュする意味で、敢えてウイルスメールについての注意喚起メールを別の友だちにも送るよう促すチェーンメールが届いた場合への対応について問う形をとった。チェーンメールやデマメールは無視することが望ましい対応であり、大人に相談するという対応も適切であるが、このような対応を選択した者は約7割であった。一方で、別の友だちに電子メールを送るという望ましくない対応を選択した者は約1割であった。

「電子メールやチャットを活用する場合の留意事項の有無」に関しては、実際には気をつけた対応をしていますが、本人が自覚していなければ、「ある」という回答にならないことから、この質問に対する回答を除く他の3つの問に対する回答を見る限り、一定の割合の者は、適切な対応を選択できる状況にある。しかし、概ね全ての者が適切な対応を選択できるレベルにまでは至っていない。

特に、「ウイルスメールの可能性のあるメールを着信した場合の対応」（児童生徒問18）においては、適切な対応を選択した者は半分であり、約1/4の者が望ましくない対応を選択している。質問の設定の仕方によって結果が変わっていたかもしれないが、前節で記したインターネット、特に携帯電話は校種が上がるにつれて急速に普及しているにも関わらず、校種が上がるにつれて望ましい対応を選択する者が減少しているという結果となったことは、軽視すべきではない。

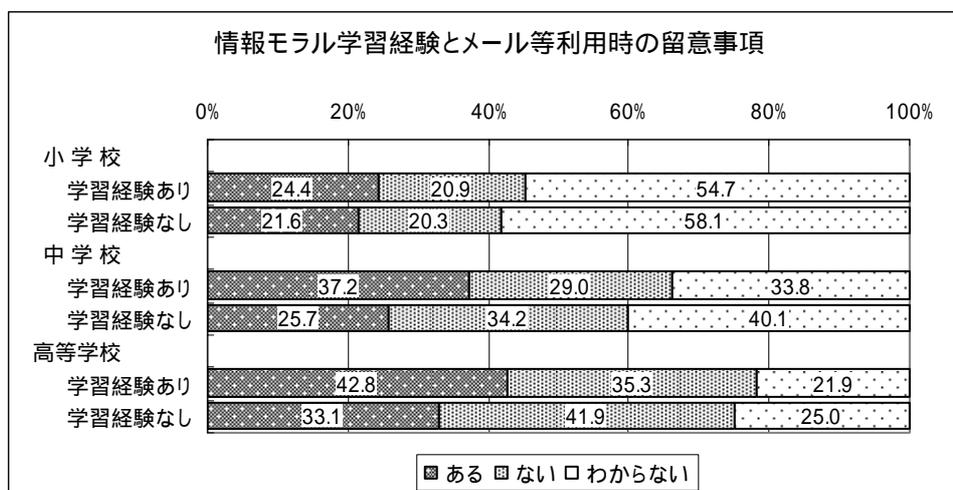
また、これらの質問で問うている「情報モラル」の具体的な内容は、「パソコンや携帯電話などでインターネットのサービスを利用するときに守らなければならないマナーやルール」に係るごく一部であり、他に幅広い分野があることを考えれば、それらについても同様の傾向があることが想定される。これらを踏まえれば、情報モラルについての指導をより充実させる必要性は高いと考えられる。

以上を前提として、以下2.及び3.では、「情報モラルについての指導との関係」及び「利用状況との関係」をもとに、より詳細に分析することとする。

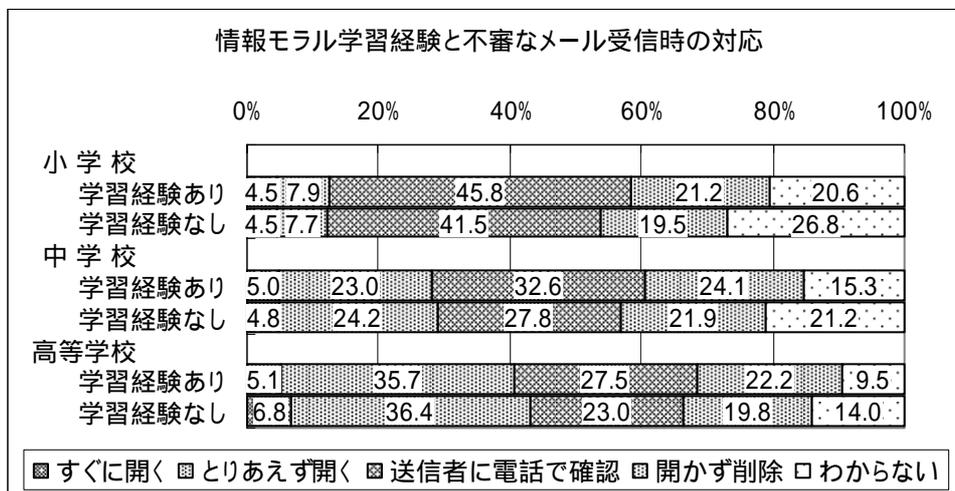
2. 情報モラルについての指導との関係

1.では、情報モラルの習得状況について記したが、以上に加え、情報モラルの習得状況（児童生徒問17～20）と、情報モラルについて学習した経験の有無（児童生徒問21）との関係を記す。具体的には、情報モラルについて学習したことが「ある」と回答した者（第1群）と「ない」と回答した者（第2群）とのそれぞれについて、情報モラルの習得状況を整理する。

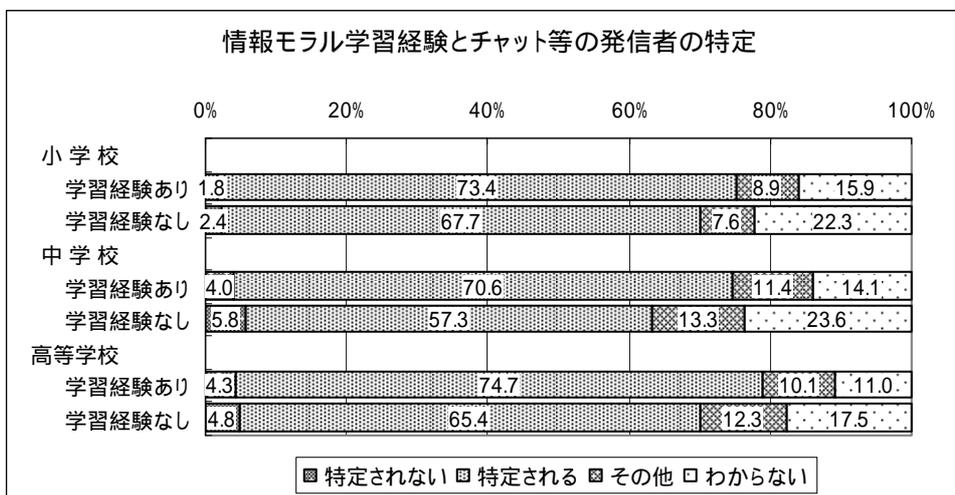
まず、電子メールやチャットを活用する場合に、実際に会って会話をするときと比べて特に留意していることがあるか否かに係る問い（児童生徒問17）についてであるが、校種を問わず、第1群（学習経験あり）の方が留意していることが「ある」と回答した者の割合が高かった。また、「ない」と回答した者の割合は、第1群の方が、中学校及び高等学校においては共に低かったものの、小学校ではほぼ同じ値となった。



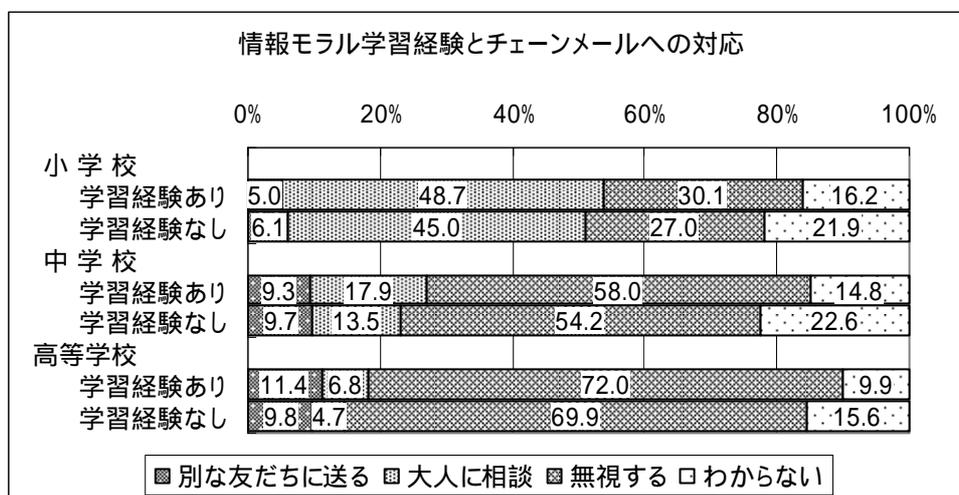
次に、知人からウイルスメールの可能性があるメールを着信した場合の対応に係る問い（児童生徒問18）についてであるが、発信者に対して内容の確認を行い安全を確かめてから開くか、開かずにそのまま削除するという望ましい対応をした者の割合は、校種を問わず、第1群の方が高かった。また、安全を確かめずにメールを開くことという望ましくない対応を選択した者の割合は、第1群の方が、中学校及び高等学校においては共に若干低かったものの、小学校ではほぼ同じ値となった。



3番目に、チャットや電子メールについて、匿名で不適切な情報の発信等を行っても、発信者が特定されることはないと思うか否かに係る問い（児童生徒問19）については、「特定されることがある」という正しい回答をした者の割合は、校種を問わず、第1群の方が高かった。また、「特定されることがない」という誤った回答をした者の割合は、校種を問わず、第1群の方が低かった。



最後に、チェーンメールやデマメールへの対応に係る問い(児童生徒問20)については、「無視する」又は「大人に相談する」という適切な対応を選択した者の割合は、校種を問わず、第1群の方が高かった。一方で、「別の友だちに電子メールを送る」という望ましくない対応を選択した者の割合は、第1群の方が、小学校及び中学校においては共に若干低かったものの、高等学校では逆に高かった。



以上を踏まえれば、一部の結果を除き、情報モラルについて学習した児童生徒は、学習していない児童生徒よりも、概ね、情報モラルの習得状況がよいことが確認された。これにより、情報モラルについての指導が、児童生徒の情報モラル育成に効果を持っていることが示された。

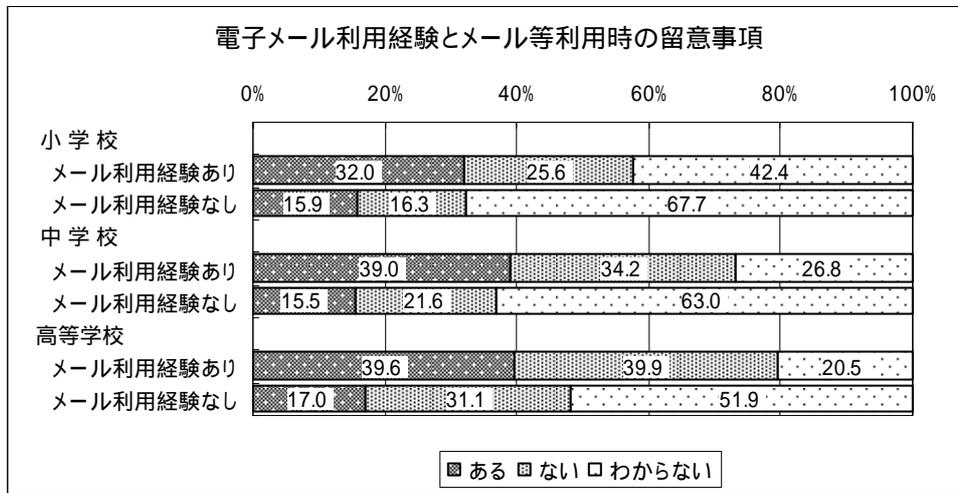
なお、第1群と第2群の差として表れた数値は数%程度とごく僅かなものであった。この理由としては、児童生徒に対し情報モラルについて学習した経験を問うた質問(児童生徒問21)では、情報モラルの内容を特に限定していなかったのに対し、情報モラルの習得状況を把握する問い(児童生徒問17~20)においては、対象とした情報モラルの内容は、極めて限られた部分に限定していたことから、それぞれの問いで意味する情報モラルの内容が整合していなかった者もいたということが考えられる。

3. 利用状況との関係

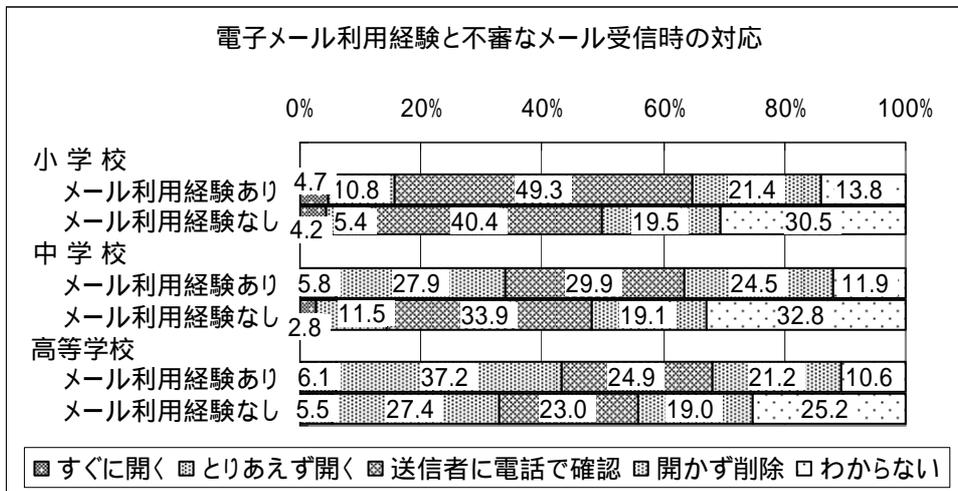
2.においては、情報モラルの習得状況(児童生徒問17~20)と、情報モラルについて学習した経験の有無(児童生徒問21)との関係から、情報モラルについての指導が、情報モラルの育成に効果を持つことが示されたが、3.では、情報モラルの習得状況(児童生徒問17~20)と、インターネット、特に電子メールの利用経験の有無(児童生徒問4(2)及び12(2))との関係から、インターネット、特に電子メールの利用経験が、「情報モラル」の習得状況に差異をもたらしているか否かを確認する。具体的には、パソコンにおける電子メール又は携帯メールを利用した経験が「ある」と回答した者(第1群)と、パソコンにおける電子メール及び携帯メールのいずれも利用した経験が「ない」と回答した者(第2群)とのそれぞれについて、情報モラルの習得状況を整理する。

まず、電子メールやチャットを活用する場合に、実際に会って会話をするときと比べて特に留意していることがあるか否かに係る問い(児童生徒問17)についてであるが、校種を問わず、第1群の方が留意していることが「ある」と回答した者の割合が高かった。一方で、「ない」と回答した者の割合も第1群の方が高かったが、「ある」と回答した者の割合については、校種を問わず、第1群における割合は、第2群における割合の2倍以上となっているのに対し、「ない」と回答した者の割合については、校種を問

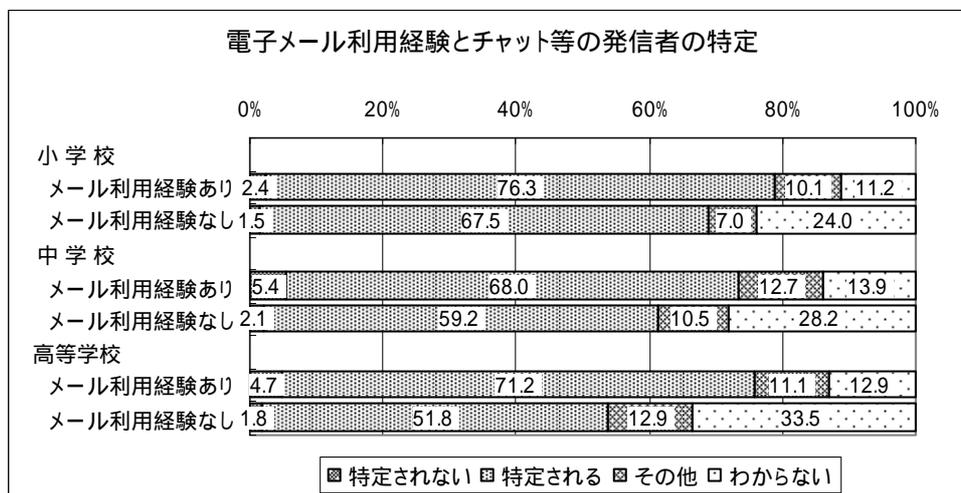
わず、いずれも1.5倍程度となっていることから、第1群の方が「留意していることがある」と考える傾向が強いと考えられる。この他、全体として、「分からない」と回答した者は第1群の方が少なかった。



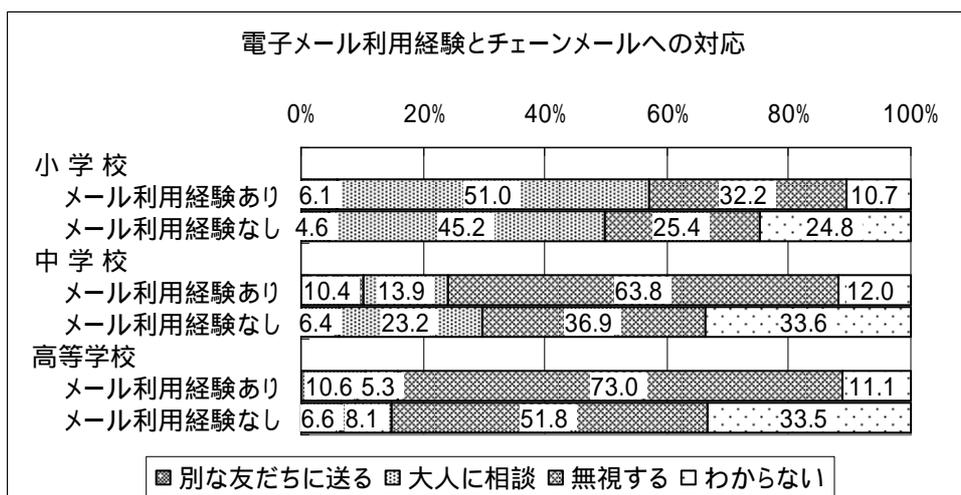
次に、知人からウイルスメールの可能性のあるメールを着信した場合の対応に係る問い(児童生徒問18)についてであるが、発信者に対して内容の確認を行い安全を確かめてから開くか、開かずにそのまま削除するという望ましい対応をした者の割合は、校種を問わず、第1群の方が高かった。しかしながら、安全を確かめずにメールを開くという望ましくない対応を選択した者の割合も第1群の方が高く、主として得られた結果は、「分からない」と回答した者は、第1群の方が少なかったということのみであった。



3番目に、チャットや電子メールについて、匿名で不適切な情報の発信等を行っても、発信者が特定されることはないと思うか否かに係る問い（児童生徒問19）については、「特定されることがある」という正しい回答をした者の割合は、校種を問わず第1群の方が高かった。また、「特定されることがない」という誤った回答をした者の割合についても、校種を問わず第1群の方が高く、主として得られた結果は、前問と同様、「分からない」と回答した者は、第1群の方が少なかったということのみであった。



最後に、チェーンメールやデマメールへの対応に係る問い（児童生徒問20）については、「無視する」又は「大人に相談する」という適切な対応を選択した者の割合は、校種を問わず、第1群の方が高かった。「別の友だちに電子メールを送る」という望ましくない対応を選択した者の割合も第1群の方が高かったが、その差は数%にとどまっている。校種を問わず、第1群において「分からない」と回答した者が少なく、第2群との比較では、各校種とも15～20%の相違があり、その相違分がほぼそのまま、第1群における適切な対応を選択した者の増分となっていると整理できる。即ち、本問に関しては、第1群の方が、適切な対応を選択できる傾向が強いと考えられる。

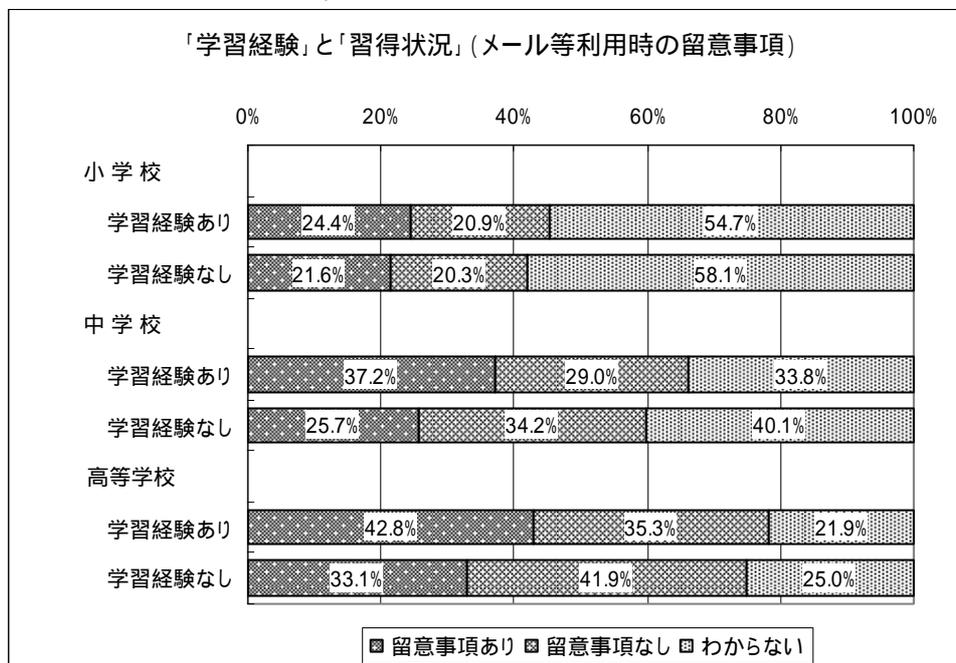


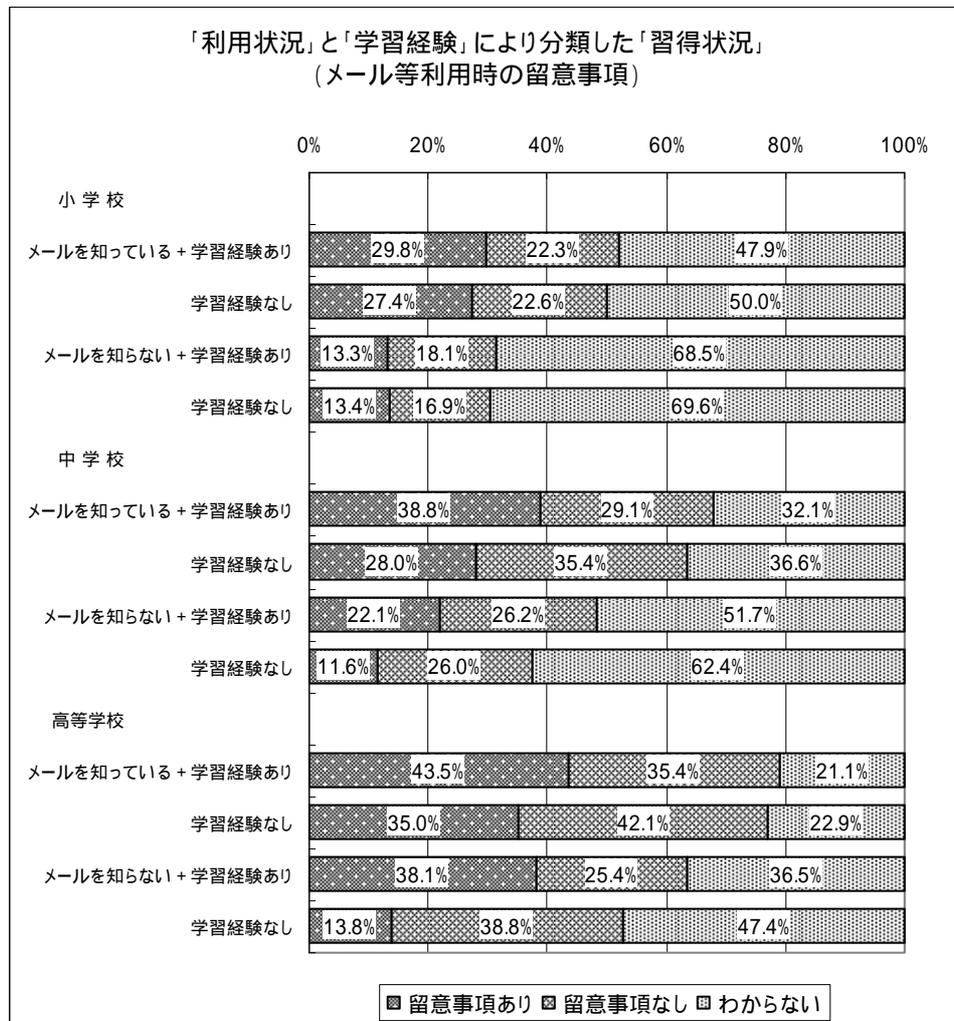
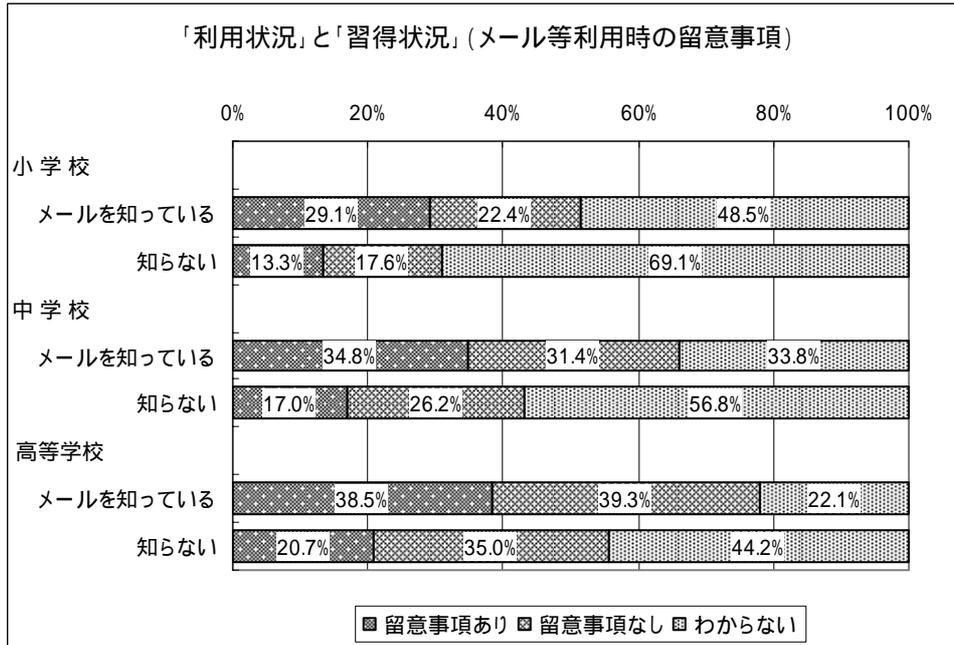
以上を踏まえれば、一部の結果を除く「若干」の傾向ではあるが、電子メールについて利用経験のある児童生徒は、利用経験のない児童生徒よりも、「情報モラル」の習得状況がよいということができると考えられるが、その傾向は必ずしも明確ではなく、逆に、「情報モラル」についての習得が不十分でありながら、電子メールの利用経験がある児童生徒も相当の割合で存在することが明確となり、より充実した情報モラルについての指導が急がれる状況が明らかとなったと考えられる。

4. その他

最後に、情報モラルの習得状況について、情報モラルについて学習した経験の有無と、インターネットの利用経験の有無との関係について、それぞれの寄与度を分析することとした。

「習得状況」「学習経験」及び「利用状況」については、今回のアンケートにおいては複数の問があり、その選択の仕方により多数の組合せが考えられるところであるが、ここでは、とりあえずの例として、「習得状況」として、電子メールやチャットを活用する場合に、実際に会って会話をするときと比べて特に留意していることがあるか否かに係る問い(児童生徒問17)を、また、「学習経験」については、情報モラルについて学習した経験の有無(児童生徒問21)を、そして、「利用状況」については、電子メールについての知識に関する問い(児童生徒問3)を抽出することとした。その上で、「学習経験」と「利用状況」のそれぞれの回答の組合せにより、回答のあった児童生徒を4つにグルーピングし、それぞれについて、「習得状況」について比較したところ、以下のような結果となった。





当該結果を見る限り、小学校においては、「学習経験」よりも「利用状況」が「習得状況」に大きく寄与し、校種が上がるにつれて、「学習経験」が「習得状況」に寄与するようになり、特に高等学校においては、「学習経験」の寄与は極めて大きくなってい

る。これ以外の指標を用いた分析を行っていない現時点においては、明確な一般的結論を導き出すことは困難であるが、この結果のみから判断する限りにおいては、小学校の場合は、体験の有無が情報モラルの理解・定着に大きく影響し、高等学校になると、情報モラルについての指導を行うことにより一定の効果が得られることが考えられる。

このため、情報モラルについての指導に当たっては、例えば、校種が低い段階においては体験型の学習を重視し、校種が上がるにつれて講義型の学習を増やすなど、発達段階に応じた指導を行っていくことも考えられるところである。

第2章 これまでの国（文部科学省）レベルの施策

本章では、「これまでの国（文部科学省）レベルの施策」と題し、前章とは全く異なる観点として、現在の情報モラルについての指導に関するこれまでの国（文部科学省）レベルの施策について説明する。具体的には、「学習指導要領」、「情報教育の実践と学校の情報化～新『情報教育に関する手引き』～」、「教員向け指導資料」及び「教員研修」のそれぞれについて説明し、最後にその総括を行うこととする。

第1節 学習指導要領

急速に進む情報化の進展に児童生徒が主体的に対応できるようにするためには、情報を主体的に選択し、活用できる能力や、情報社会に参画する態度等の「情報活用能力」を育成することが必要である。「情報活用能力」の育成については、臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」（昭和61年4月23日）において、「情報活用能力（情報リテラシー - 情報および情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質） - 」が「読み、書き、算」に並ぶ基礎・基本と位置付けられたことが契機となり、以後、平成元年3月及び平成10年12月（高等学校にあっては平成11年3月）の学習指導要領改訂を経て、情報活用能力の育成を目的とした「情報教育」の充実が図られてきたところである。現在は、学習指導要領（小学校及び中学校については平成14年度より実施。高等学校については平成15年度より段階実施。）に基づき、小・中・高等学校段階を通じて、各教科等においてコンピュータや情報通信ネットワークの積極的な活用を図ることとともに、中学校・高等学校段階において、情報に関する教科・内容を必修とする等、情報教育のさらなる充実が図られている。

「情報モラル」は、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」（高等学校学習指導要領解説（情報編））と定義され、情報教育の指導内容の1つとして位置づけられている。具体的には、「情報活用能力」を構成する3つの要素、情報活用の実践力、情報の科学的な理解及び情報社会に参画する態度のうち、主に「情報社会に参画する態度」に関わる指導内容として位置づけられ、さらに、具体的な指導内容としては、情報の信頼性についての意識、情報発信に伴う責任、コミュニケーションにおける相手への配慮等、幅広い内容が対象となる。

各学校段階の学習指導要領又はその解説では、以下のとおり、児童生徒の発達段階を念頭に置いた、校種に応じた具体性を持った記述としている。

【小学校】

小学校学習指導要領

第1章 総則

第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (8) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実する（以下略）

小学校学習指導要領解説 総則編

第3章 教育課程の編成及び実施

第8 コンピュータ等の教材・教具の活用

- （前略）なお、コンピュータなどの情報手段の活用には、プライバシーの保護や著作権の問題、児童生徒の心身の健康への影響などに十分配慮する必要がある。（以下略）

【中学校】

中学校学習指導要領

第1章 総則

第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努める（以下略）

中学校学習指導要領解説 総則編

第3章 教育課程の編成及び実施

第7節 教育課程実施上の配慮事項

9 コンピュータ等の教材・教具の活用（第1章第6の2(9)）

（前略）また、ネットワークやソフトウェアの活用に当たっては、いわゆる情報化の「影」の部分への対応として、ネットワーク上のルールやマナー、個人情報・プライバシー、著作権等の配慮が必要である。これについては、技術・家庭科の時間だけでなく、具体的な場面に遭遇する都度、適切な指導を行うことが望ましい。さらに、正しい姿勢や操作法、照明や使用時間など健康面への配慮も忘れてはならない。（以下略）

この他、教科「技術・家庭」に関する記述において、情報モラルに関する具体的な記述あり。

【高等学校】

高等学校学習指導要領

第1章 総則

第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- (8) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努める（以下略）

高等学校学習指導要領解説 総則編

第3章 教育課程の編成及び実施

第6節 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

（第1章第6款の5）

(8) コンピュータ等の教材・教具の活用（第1章第6款の5の(8)）

（前略）また、ネットワークやソフトウェアの活用に当たっては、いわゆる情報化の「影」の部分への対応として、ネットワーク上のルールやマナー、個人情報・プライバシー、著作権等に対する配慮が必要である。これについては、普通教科「情報」だけでなく、具体的な場面に遭遇する都

度、適切な指導を行うことが望ましい。さらに、正しい姿勢や操作法、照明や使用時間など健康面への配慮も忘れてはならない。（以下略）

この他、普通教科「情報」に関する記述において、情報モラルに関する具体的な記述あり。

各学校は、その校種に応じ、学習指導要領の記述に則った、「情報モラル」についての適切な指導を行うことが求められている。

第2節 情報教育の実践と学校の情報化 ～新「情報教育に関する手引」～

前節で記したとおり、「情報教育」の歴史は新しく、教員も、自らが児童生徒であった時代に指導を受けた経験がない者がほとんどである。また、社会における急速な情報化の進展に伴い、その指導内容は少しずつ変化していく性格のものであり、教師自身がその変化に柔軟に対応していくことが求められる。

以上のような事情を踏まえ、文部科学省は、学習指導要領やその解説に記されている「情報教育」の、具体的な位置づけや指導内容の指針に相当するものを示すべく、「情報教育に関する手引き」を作成している。現行の「情報教育の実践と学校の情報化 ～新「情報教育に関する手引」～」（以下「新・手引き」という。）は、平成10年度に改訂された学習指導要領の実施時期を踏まえ、平成3年7月に刊行された「情報教育に関する手引」の内容の全面的な見直しを行ったものである。これは、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会に配布されている。また、インターネット上でもその内容を閲覧できるよう、文部科学省のホームページ（URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706.htm）にも掲載されている。

前節で記したとおり、「情報モラル」は、学習指導要領及びその解説においても、情報教育の指導内容の1つとして位置づけられており、新・手引きにおいても、随所にその指導内容について触れている。各教員には、新・手引きを参考とすることで、「情報モラル」についての指導を行っていくことが期待されている。

第3節 教員向け指導資料（“情報モラル”授業サポートセンター等）

「情報モラル」教育は、教員が、実際にインターネットを活用して問題に直面した経験があることが、指導の前提となる場合が多い。また、社会における急速な情報化の進展に伴う指導内容の変化も、情報教育の中で特に大きいと考えられる。このため、文部科学省では、急速な情報化の中で、実際にインターネットを活用して問題に直面した経験があまりない教員でも指導内容を理解できるよう、「新・手引き」に加え、具体的な指導内容や、具体的な指導手法を記した教員向け指導資料を作成し、教員に示す施策を講じている。

具体的には、「インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編」（平成12年3月）、「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」（平成13年3月）といった冊子や、CD教材である「情報モラル研修教材」（平成14年3月）を作成し、全国に配布している。これらは、これらの冊子やCDの作成を文部科学省から受託した団体である財団法人コンピュータ教育開発センターのホームページ（URL <http://www.cec.or.jp/CEC/>）にも掲載されている。

これらに加え、さらに指導内容や指導手法を、より簡単に、より分かりやすく教員に提供するため、情報モラル指導を行う授業の動画による実践事例を提供するWebサイト「“情報モラル”授業サポートセンター」（URL <http://sweb.nctd.go.jp/support/>）を、平成16年3月より公開しており、インターネットを介してあらゆる教員が参考とすることができる

ようになっている。同サイトにおいては、実践事例を提供するに当たり、指導内容について「個人情報保護」「ネチケット」「セキュリティ・ウイルス」「著作権」「その他」に分け、さらに「掲示板・チャット」「WWW」「メール」「その他」という活用手段別の区分を設けて表示する形態と、小中高という校種別の区分を設けて表示する形態の2通りの形態をとることで、教員が同サイトを閲覧するに当たっての便宜を図っている。同サイトは、平成17年度に入ってから更新され、さらに内容が充実することとなっている。

第4節 教員研修

文部科学省は、国レベルでは「都道府県のリーダー」となるべき者の養成を目指した研修を行い、都道府県レベルにおいては当該都道府県のリーダーが各学校の「校内リーダー」となるべき者の養成を目指した研修を行い、各学校においては当該校内リーダーが教員全員を対象とした校内研修を行うという体系を念頭に置いた教員研修に係る施策を進めており、具体的には、国レベルの研修を独立行政法人教員研修センターに担わせ、その中期目標において行うべき研修を指示している。

ところで、「教育の情報化」については、「e-Japan重点計画2004」等においては、2005年度(平成17年度)までに、概ね全ての公立学校教員がコンピュータを活用して指導できるようにすること等が目標とされている。このため、文部科学省においては、同センターの中期目標の中で、「ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修」を行うよう指示しているが、その研修の内容として、情報モラルを育成するための指導についても扱うよう指示している。

第5節 総括

以上のとおり、文部科学省においては、これまでも情報モラルについての指導を充実させるための施策を講じてきており、そのこと自体は、一定の評価に値する。しかしながら、これらの施策をもってしても、前章第3節で記したとおり、情報モラルについての指導を充実させる必要性は依然として高い。

このため、次章においては、今般のアンケート調査の結果から、情報モラルについての「指導の現状」を分析するとともに、本章で掲げた既存施策の分析も含めた現行の情報モラルについての指導に関し改善すべき点を抽出し、さらに、第4章においては、「今後の施策のあり方」について扱うこととする。

第3章 指導の現状と既存施策の評価

本章では、「指導の現状と既存施策の評価」として、第1節において、情報モラルについての指導の現状を分析する。続いて、第2節において、「指導の充実に向けた課題」として、情報モラルについての指導の課題を抽出整理し、併せて、前章で整理した既存施策の評価も行う。最後に、第3節において、家庭における情報モラル教育について、その必要性や実態、学校と家庭との関係についても触れる。

第1節 現状

1. 指導認識

まず、各教員に情報モラルについての指導認識がどの程度浸透しているかについて記す。教員に対し、各教科等における授業を行う際に、情報モラルの育成を念頭に置いておくべきか否かを問うた（教員問17）ところ、念頭に置くべきであるとの回答した者は、全ての校種において9割を超えた。校長への同様の問い（校長問6）に対する回答においても、同様の結果が得られた。

少なくとも校長及び教員においては、情報モラルについての指導の必要性の認識は、概ね浸透していると考えられる。

2. 指導状況

次に、情報モラルについての「指導認識」とは別に、「実際に指導を行っているか否か」を把握するため、教員に対し、最近1年以内に自身の授業等で情報モラルに関する内容を扱ったか否かを問うた（教員問22）ところ、扱ったと回答した者の割合は18.1%（小学校17.6%、中学校19.1%、高等学校17.6%）であった。

なお、扱ったと回答した教員に対し、情報モラルを扱った教科等は何か問うた（教員問23）ところ、小学校では「総合的な学習の時間」が最も多かった。中学校及び高等学校では「担当する教科の指導の中で」という回答が多かったことから、その「担当する教科」の内訳を見たところ、中学校では「技術・家庭」、「社会」及び「国語」の割合が高く、高等学校では「社会（地理歴史・公民）」、「情報」の割合が高かった（なお「専門教科」については、14教科（210科目）の合計となっている。）。

「総合的な学習の時間」で扱うと回答した者の割合は、小学校においては55.7%であるのに対し、中学校では25.4%、高等学校では3.7%となっている。これは、小学校においては、各教員が、担任する学級について、概ね全ての教科等を担当することとなっているため、「総合的な学習の時間」において「情報モラル」を扱う方が、他の教科等で扱うよりも扱いやすいと判断しているためと考えられる。一方で、中学校及び高等学校において「総合的な学習の時間」で扱うと回答した者の割合が低い理由としては、中学校及び高等学校においては、教科等ごとに教員が異なるため、「情報モラル」についての指導認識を持ちつつも、自らが指導する場面は、「自らが担当する教科等」以外に選択肢を持ち得ない教員が、そのまま「自らが担当する教科等」で指導することとなったことや、情報教育を専門に扱う教科や領域が設けられていることから、「総合的な学習の時間」を担当する教員等が、情報教育を専門に扱う教科や領域での指導に期待し、「総合的な学習の時間」において情報モラルについてを扱おうとする意向が、小学校におけるそれよりも弱くなっていることが考えられる。

また、特別活動（「学級活動」（高等学校では「HR活動」）を含む。）という回答も2割程度あったが、こちらは校種による大きな差は見られない。これは、小学校に

における「総合的な学習」や、中学校における「技術・家庭」の中の「情報とコンピュータ」、高等学校における普通教科「情報」のように、情報モラルについての指導を含む「情報教育」が行われることが期待される教科等がある中で、特別活動は、これらに加えて別途行われる指導という位置づけが、校種を問わず共通しているため、と考えられる。

加えて、情報モラルについて扱ったと回答した教員に対し、「携帯電話」利用のルールやマナーを扱ったか否かを問うた（教員問24）ところ、中学校及び高等学校では「扱った」と回答した者が5割を超えたが、小学校では約2割であった（小学校22.6%、中学校57.5%、高等学校60.7%）。児童生徒の携帯電話所持率や携帯インターネットの使用経験、使用頻度の傾向と、概ね整合した結果と考えられる。

3. 指導を受けた経験

2. においては、教員に対して、情報モラルに関する「指導状況」を問うた結果を記したが、ここでは、逆に、児童生徒に対して、情報モラルに関する指導を受けた経験の有無について問うた（児童生徒問21）結果を記す。具体的には、「インターネットを利用するときの約束ごと（ルール）やマナー」について学んだか否かを問うたが、指導を受けた経験が「ある」と回答した者の割合は、58.1%（小学校67.7%、中学校61.5%、高等学校40.3%）であった。

さらに、「ある」と回答した者に対し、指導を受けた時期がいつかを問うた（児童生徒問22）ところ、小学校においては「小学校中学年」と回答した者が最多で53.6%で、次いで「小学校高学年」と回答した者が33.1%であった。中学校においては「中学校1年生」と回答した者が最多で35.9%であったが他は、「小学校中学年」「小学校高学年」「中学校2年生」「中学校3年生」はそれぞれ1割から2割程度で大差はなかった。高等学校においては「高等学校1年生」と回答した者が最多で24.3%であったが、こちらでも、「中学校1年生」から「高等学校1年生」まで、概ね15%～25%の間で大差はなかった。「小学校入学前」、「小学校低学年」という回答が少数であった以外は、指導内容の具体性の相違等は考えられるものの、概ね、広く校種や学年を問わず指導されている。

指導を受けた時期が幅広い割に、指導を受けた経験があると回答した者が約6割にとどまっているという結果は、情報モラルについての指導が、校種や学年に関わらず、散發的、散逸的に行われた結果とも考えられる。

4. 指導の充実の必要性

第1章第2節1.(2)でも記したが、校長、教員と同様、児童生徒のほぼ9割の者が、何らかの形で、日常生活においてパソコンインターネットを利用している（児童生徒問7）。また、同節2.(2)に記したとおり、児童生徒の半分以上が、日常生活において携帯インターネットを利用している（児童生徒問14）。指導を受けた経験があると回答した者の割合が約6割にとどまっている現状と対比すると、情報モラルについての指導は、必ずしも十分に行われている訳ではないと考えられる。

なお、これに関連する問いとして、校長に、自身の勤務する学校における「情報モラル」についての指導が十分と考えているか否かを問うた（校長問13）ところ、「不十分である」と回答した者の割合が72.9%（小学校77.7%、中学校69.6%、高等学校69.3%）であった。この結果からも、今後の「情報モラル」の指導の充実が必要であると考えられる。

第2節 指導の充実に向けた課題

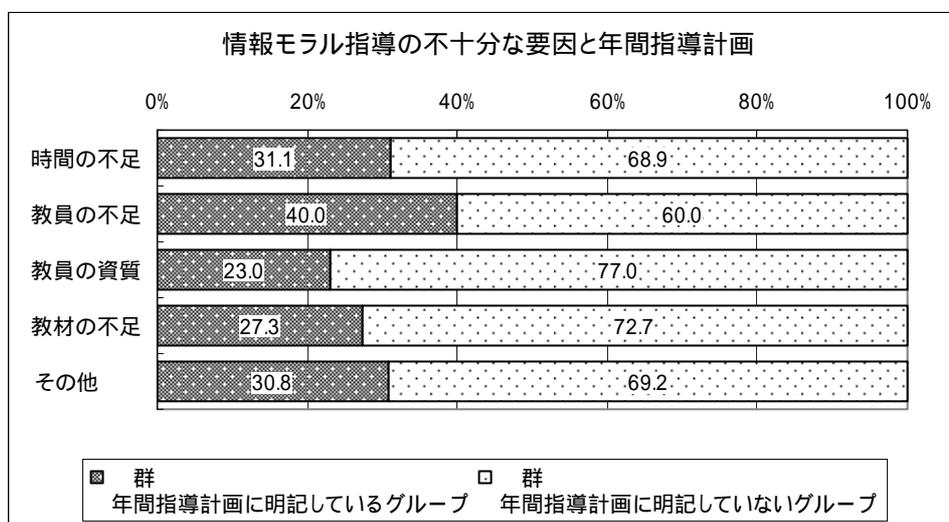
自身の勤務する学校における情報モラルについての指導が「不十分である」と回答した72.9%の校長に、その理由を問うた（校長問14）ところ、「時間の不足」を挙げた者が53.8%と最多であった。次いで、「教員の資質」を挙げた者が19.7%であり、類似の回答として「教員の不足」を挙げた者が16.6%であった。「教員の資質」は、「教員の不足」とともに、「情報モラルについての指導力を持った教員がいない」という趣旨と解することができる。この他に、「教材の不足」を挙げた者が17.5%であった。この結果を踏まえ、学校における「情報モラルについての指導が不十分である」と考える理由、即ち、情報モラル指導の課題を、大きく、指導時間不足、教員の指導力の不足及び教材の不足の3つの観点から整理する。

1. 指導時間不足

まず、指導時間不足について扱う。一般に、学習指導要領に基づき各学校に指導することが求められている内容は多く、学校のカリキュラム編成の自由度を制約しているといわれることがある。このことを考えれば、指導時間不足を「情報モラルについての指導が十分でない理由」として掲げる校長が多いことも理解できる。

しかしながら、前節4.で記したとおり、情報モラル指導の充実の必要性は高いと考えられる。指導内容と指導時間については、基本的に、各学校とも同じ条件に置かれており、その中で、情報モラルについての指導が十分でないと考える理由に「指導時間の不足」を掲げなかった者が46.2%（=100% - 53.8%）いることを考えれば、各学校においてカリキュラム等を工夫し、指導時間を見つけていくことも可能と考えられる。

なお、今回のアンケートでは、「年間指導計画」と「情報モラル指導」との関係についても問うている（校長問12）。ここで、情報モラルについての指導が「不十分である」と回答した校長のうち、「情報モラル指導」について、何らかの形で「年間指導計画」に位置付けていると回答している校長を第1群、それ以外の校長を第2群とし、「不十分である」と回答した理由を両群で比較したところ、「時間の不足」を挙げた者の割合は、第1群では31.1%にとどまったのに対し、第2群では68.9%と、大きな差が現れている。指導時間の不足は問題点として軽視することはできないが、各学校には、その解決を図るための努力を期待したいところであり、まずは、年間指導計画に「情報モラル」についての指導を盛り込むよう工夫することが、指導時間不足の解消の第1歩と考えられる。



2. 教員の指導力の不足

次に、教員の指導力の不足について扱う。前章に記した「これまでの国(文部科学省)レベルの施策」は、「指導内容の具体化及び明確化」並びに「教員の情報モラル指導力の向上」に係る施策に整理できると考えられるが、「指導内容の具体化及び明確化」に係る施策は、「教員の情報モラル指導力の向上」の前提となる施策であることから、ほぼ、全ての施策が「教員の情報モラル指導力の向上」を目的とした施策であるとも換言できる。そこで、2.においては、教員の指導力の不足を、

- (1) 教員自身の問題
- (2) 既存施策の問題

の2つの視点から分析することとする。

(1) 教員自身の問題

情報モラルについての指導を行うに当たっては、教員が、実際にインターネットを活用して問題に直面した経験があることが、指導の前提となる場合が多いことは、第2章第3節に記したとおりである。即ち、情報モラルについての指導内容や指導手法を理解し、指導に活用できる前提として、インターネットの利用経験の有無が大きな要素を占めることが考えられるのである。そこで、パソコンインターネットや携帯インターネットについての教員の利用経験について再度確認する。

まず、パソコンインターネットの利用経験については、「ホームページ」、「電子メール」、「チャット」及び「電子掲示板」について、教員に対し、利用経験を問うている(教員問4.5)。結果は、利用経験が「ある」と回答した者の割合は、「ホームページ」では84.4% (=96.8%×87.2%)、「電子メール」では77.6% (=96.8%×80.2%)、「チャット」では17.7% (=96.8%×18.3%)、「電子掲示板」では25.4% (=96.8%×26.3%)であった(第1章第2節1.(2))。

次に、携帯インターネットの利用経験については、教員に対し、「ホームページ」、「電子メール」及び「電子掲示板」についての利用経験を問うている(教員問9)。結果は、利用経験が「ある」と回答した者の割合は、「ホームページ」で37.5%、「電子メール」で教員67.0%、「電子掲示板」で教員8.0%であった(第1章第2節2.(2))。

現時点では、情報モラルについて、どの教科等で具体的にどの内容の指導を行うべきかといった指導分担が明確となっていない。このため、およそ情報モラルについて指導することが想定されない分野を担当する教員がいることも考えられ、また、ある教員が情報モラルについて指導をできなかったとしても、他の教員がその分充実した指導を行い、結果として、児童生徒がいずれかの学年や教科等において情報モラルについての指導を受ける機会が確保されればよいという考え方もある。この考え方に立てば、全ての教員が情報モラルについての指導力を備える必要はなく、したがって、全ての教員が、情報モラルについての指導を行う前提として、実際にインターネットを活用して問題に直面した経験を持つ必要もない。しかし、このような観点に立っても、パソコンインターネットにおける「チャット」や「電子掲示板」、携帯インターネットにおける「ホームページ」や「電子掲示板」については、利用経験が極端に少ないと考えられる。

教員のインターネット利用経験については、教員の「個人」の問題であり、学校や教育委員会、文部科学省等が干渉する立場にはない。このため、(それが全教員であるか一部の教員でよいかは別として)情報モラルについて指導することが求められる教員に対して、当該教員のインターネット利用経験の有無を問わず、情報モラルについての指導力を養成する施策のさらなる充実が必要と考えられる。

(2) 既存施策の問題

個々の既存施策については、前章に記したとおりである。そして、ほぼ全てが「教員の情報モラル指導力の向上」を目的としていると換言できることは、2.の冒頭に記したとおりである。一方で、前節で記したとおり、我が国の「情報モラル」に関する教育の現状は決して十分ではなく、その充実が必要な状況にある。そこで、ここでは、既存施策についての課題を抽出することとする。

学習指導要領

「情報モラル」とは、高等学校学習指導要領解説（情報編）において「情報社会で適正な活動を行うための考え方と態度」と定義づけられているが、その指導内容は多岐に及ぶ。また、当該記述は、教科「情報」の中の「情報C」に係る部分として記述されており、他の教科等や科目において、どの程度「情報モラル」に関する指導を行うべきかは明確ではない。また、小、中学校の学習指導要領やその解説においても、情報モラルについて断片的に触れているものの、情報モラルに係るどのような内容をどの学年において、どの程度具体的に踏み込んで指導すべきかについては明示していない。

これにより、各学校が自由度を持って指導することができ、各学校の特色に応じた自由な情報モラル指導が行われることが期待できるという面もある。しかしながら、情報モラルについては、そもそも、問題に直面した経験がなければ、その指導の必要性を教員自身が十分に理解することは難しく、教員にその問題に直面した経験を積ませるべく、インターネットの利用を強制することもできない。

このため、現在の学習指導要領の記載のみでは、実際の教育現場において、充実した情報モラルについての指導が行われるとは限らない状況にあると考えられる。学習指導要領やその解説で、校種や学年に応じた情報モラルについての指導内容を具体化し、それをいかなる教科等で指導すべきかを明確にしていくことも考えられるが、他の指導内容の記述の具体度との比較等を考えれば、これには一定の限界がある。

新・手引き，教員向け指導資料

「新・手引き」は、前章で記したとおり、学習指導要領やその解説に記されている「情報教育」の、具体的な位置づけや指導内容の指針に相当するものを示すべく作成されたものである。しかし、校種や学年に応じた指導内容を具体化し、それをいかなる教科等で指導すべきかを明確にするという役割までは果たさきれていない。「情報教育」に含まれる情報モラルについての指導もまた然りで、「新・手引き」においては、主として「コラム」で触れている程度である。

の状況を踏まえつつ、教員が、自らの指導場面を想定した必要十分な「指導内容」を明確に把握し、情報モラルについての指導力の向上を期するためには、「新・手引き」において、校種や学年、各教科等において指導することが求められる必要十分な情報モラルについての指導内容の指針を提示することが必要と考えられる。

次に、「教員向け指導資料」に目を向けると、その指導内容の分類、指導レベル、資料の形態等、多様な工夫が講じられていることが分かる。しかしながら、これらは、指導のための参考資料の域を脱していない。即ち、「新・手引き」において、校種や学年に応じた指導内容の具体化、教科等との間の指導分担の明確化が不十分であるため、「必要十分」な指導内容がはっきりせず、結果的に、指導例や指導内容を断片的に集めたに過ぎないものになっている。このため、当該指導資料を用いれば、ある程度、校種や学年のレベルに応じた情報モラルについての指導を行うことは可能であるが、それが必要十分な内容である保障はなく、当該資料を活用しようとする教員のインセンティブを低下させていることが考えられる。

今後、「新・手引き」において、校種や学年、各教科等において指導することが求められる「必要十分」な情報モラルの指導内容の指針が提示されることを待って、当該内容に沿った指導資料の内容の再整理が必要と考えられる。

加えて、「教員向け指導資料」は、急速な情報化の中で、実際にインターネットを活用して問題に直面した経験があまりない教員の指導内容の理解に資することを目的として作成するものである。教員のインターネット利用経験については、教員の「個人」の問題であり、学校や教育委員会、文部科学省が干渉する立場にはないため、(1)で記した教員のインターネット利用状況を十分に踏まえた資料とすることが求められ、また、当該養成に応えた資料でなければ、当該資料が活用されることも期待できない。

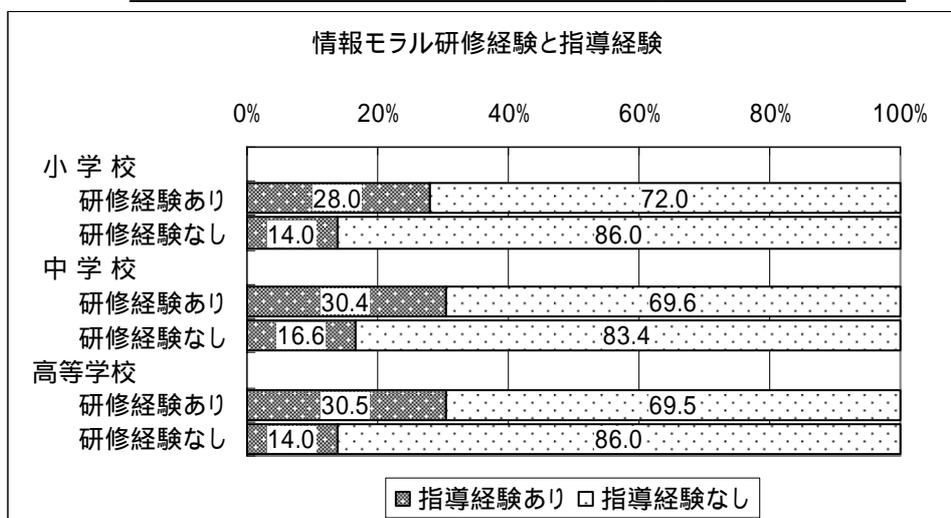
今回のアンケートでは、校長及び教員に対し、「新・手引」及び教員向け指導資料の1つである「“情報モラル”授業サポートセンター」の活用状況について問うている(校長問4及び7、教員問16及び18)が、「新・手引き」については、校長のうち「活用している」と回答した者の割合は、校種を問わず約2割であり、「知らない」と回答した者の割合は26.2%に及んだ。また、教員のうち「活用している」と回答した者の割合は1.7%に過ぎず、「読んだことがある」と回答した者を含めても15%に満たない。逆に「知らない」と回答した者が半分以上を超える結果となった。「“情報モラル”授業サポートセンター」については、校長のうち「活用している」と回答した者の割合は6.5%であり、「知らない」と回答した者の割合は64.5%に及んだ。また、教員のうち、「活用している」と回答した者の割合は1.0%であり、「知らない」と回答した者の割合は79.6%に及んだ。

このような結果となった原因としては、先に記した「新・手引き」及び教員向け指導資料自身が抱える問題も影響していると考えられる一方で、「周知」不足や、配布先が限定されているといった問題に因るところも大きいと考えられる。

教員研修

教員に対し、情報モラル指導に関する研修の受講経験を問うた(教員問19)ところ、「ある」と回答した者の割合は27.4%であった。

次に、教員に対する情報モラル指導に関する研修の受講経験の有無(教員問19)と、1年以内に情報モラルについての指導を行った経験の有無(教員問22)との関係を調べた。研修の受講経験が「ある」と回答した第1群と、「ない」と回答した第2群とを比較したところ、第1群の方が指導経験が「ある」と回答した者の割合が高かった。このことから、教員研修には、情報モラルについての指導を促す効果があることが分かる。



一方で、1年以内の情報モラルについての指導経験の有無に対する問い(教員問22)において指導経験ありと回答した者に対し、指導するに当たり障害となるものがあつたか否かを問うた(教員問27)ところ、「障害があつた」と回答した者の割合が62.6%であり、その障害として、「自身の知識や経験の不足」を掲げた者の割合は55.2%であり、いずれの校種においても5割を超えた。即ち指導経験のある者の34.6%(=62.6%×55.2%)、即ち3人に1人が「自身の知識や経験の不足」を実感していることになる。

研修には、それ自体に情報モラルについての指導を促す効果が一定程度ある一方で、「教員自身の知識や経験の不足」を補い、「情報モラル」の指導の充実を図る上でも重要な役割を果たすと考えられる。しかしながら、その効果は、研修の形態や内容によって大きく左右されると考えられる。研修は、国レベル、都道府県レベル及び学校レベルで、それぞれ、その実施主体や受講対象者が異なるが、各実施主体は、(1)で記した内容も念頭に置きつつ、その受講者のインターネット利用状況等を十分に踏まえ、より有効な研修形態や内容を選択していくことが必要である。

3. 教材の不足

2. にも記したが、文部科学省においては、これまでも、「インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編」、「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」や、「”情報モラル”授業サポートセンター」といった教員向け指導資料を作成してきた。しかし、これらは、教員自らが指導の参考にするために活用するものであり、必ずしも、授業における「教材」に適しているとは言い難い。また、第2章第3節でふれた「情報モラル研修教材」には、教材として活用しうる電子データはあるが、「教科書」のように活用できる教材がない。この問題を解消するためには、2. で記したとおり、情報モラルについて、どの教科等で具体的にどの内容の指導を行うべきかといった指導分担が明確となることが必要と考えられる。即ち、校種や学年に応じた「情報モラル」についての指導内容を具体化し、それをいかなる教科等で指導すべきかが明確になれば、指導場面に応じた「必要十分」な指導内容が明確となり、当該指導内容に対応した教材の需要が喚起される。そして、その需要に応じた様々な形態の教材の供給が促進することも期待されるのである。

第3節 家庭における指導

1. 必要性

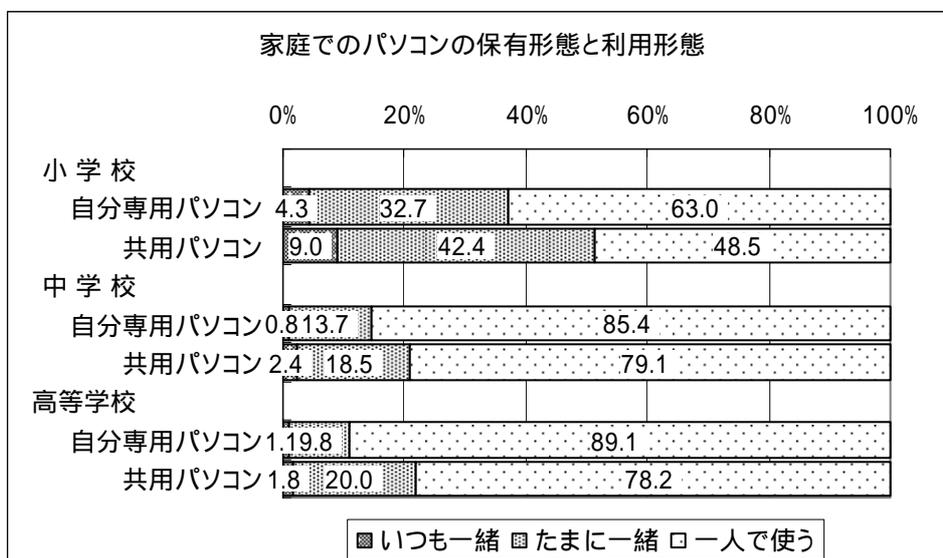
今回のアンケートにおいて、児童生徒に対し、パソコンでインターネットを利用する場所について問うている(児童生徒問5)が、校種を問わず、「学校」に次いで多かったのは「自宅」であった。また、携帯電話の利用場所や時間帯については調査していないが、学校への持ち込みが禁じられている場合も想定され、授業中での私的な使用も想定し難いことから、利用場所や利用する時間帯については、学校外において、放課後等の在校中以外の時間帯に利用していることが想定される。このため、情報モラルの指導は、学校のみならず、家庭においても行うことが適切と考えられる。

これに関連し、校長及び教員に対し、情報モラルについての指導を家庭で行うべきか否かを問うた(校長問19、教員問28)ところ、「家庭と学校で行うべき」と回答した者の割合は、校長及び教員共に8割を超えていた(校長94.4%、教員84.8%)。学校においても、情報モラルの育成については、家庭での教育に期待していることがうかがえる。

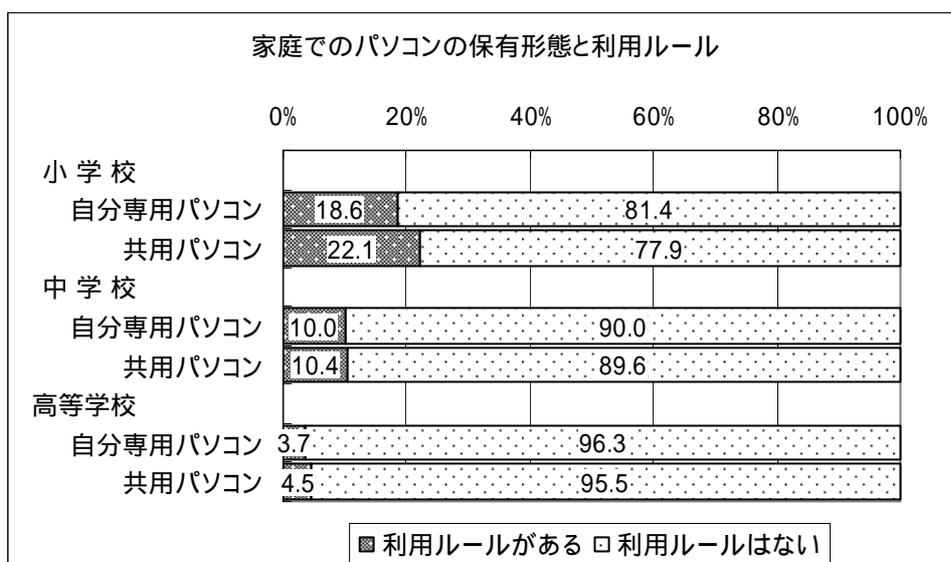
2. 実態

今回のアンケートでは、保護者を対象としていないが、児童生徒に対する質問を通して、家庭における指導を間接的に把握することができる。そこで、児童生徒に対し、家人の目の届くところでパソコンでインターネットを使っているか否か(児童生徒問10)、パソコンインターネット利用における家庭でのルール(利用時間など)の有無(児童生徒問11)及び携帯電話利用における家庭でのルール(利用時間や利用料金など)の有無(児童生徒問16)について問うた。

まず、家人の目の届くところでパソコンインターネットを使っているか否か(児童生徒問10)については、「一人で使っている」と回答した者の割合が、小学校で45.4%、中学校で76.7%、高等学校で78.0%と、校種が上がるにつれて上昇した。また、「自分専用」のパソコンを保有していると回答した児童生徒を第1群、「家族と共用」のパソコンを所有していると回答した児童生徒を第2群として、各群に分けて集計したところ、「1人で使っている」を選択した者の割合は、校種を問わず、第1群(専用パソコン保有)が第2群(家族共用)を上回った。



次に、パソコンインターネット利用における家庭でのルール(利用時間など)の有無(児童生徒問11)について問うた。「ルールを設定していること」が、直接、情報モラルについての指導を行っていることと直結するわけではないが、少なくとも、家庭の児童生徒による「使いすぎ」等への配慮の状況を把握する指標にはなると考えられる。「ルールがある」と回答した者の割合は、小学校で16.6%、中学校で8.3%、高等学校で3.6%と、校種が上がるにつれて減少した。また、先述のとおり第1群(専用パソコン保有)と第2群(家族共用)に分けて集計したところ、「ルールがある」を選択した割合は、いずれの学校種においても、第1群が第2群を下回った。



以上より、「自分専用」のパソコンを保有している第1群の児童生徒においては、家庭におけるルールがなく、1人でより自由にパソコンを利用している傾向が強いことが明らかとなった。

一方で、携帯電話利用における家庭でのルール(利用時間や利用料金など)の有無(児童生徒問16)についてであるが、「ルールがある」と回答した者の割合は、約4割(小学生45.4%、中学生49.4%、高校生35.9%)であった。これを、パソコンインターネット利用における家庭でのルール(利用時間など)の有無(児童生徒問11)に関する結果と比較すると、携帯電話の方が、ルールが「決められている」と回答した児童生徒の割合が、校種を問わず高い。このことから、家庭は、児童生徒のパソコンよりも携帯電話の利用に注意を払っていると考えられる。この理由としては、携帯電話の方が、利用に当たっての時間や場所の制約が少なく、家人の目が届かないところで利用する機会が多いため、ということが考えられる。また、携帯インターネットについては、校種が上がるにつれて、利用が増える傾向にあるという現状もあり、そのような利用傾向からも、携帯電話の利用に留意していると考えられる。

3. 学校と家庭との情報交換

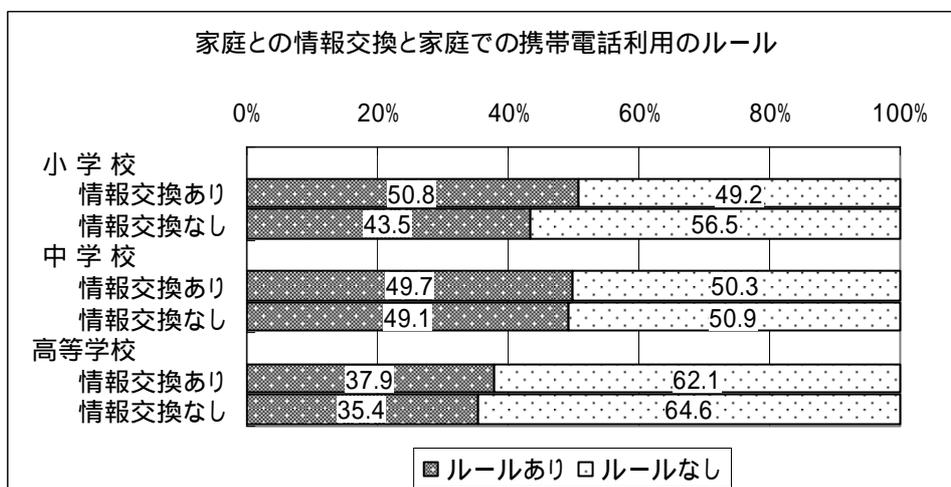
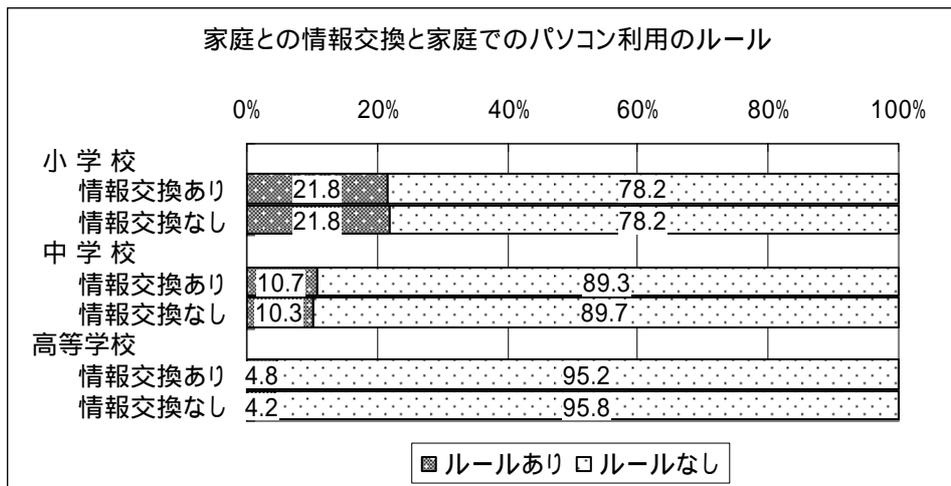
最後に、学校と家庭との情報交換が、どの程度行われているか、また、それが、家庭における情報モラルについての指導に影響を与えているか否かについて分析をしてみた。

まず、校長に対し、情報モラル教育についての学校と家庭との間の情報交換を行っているか否かを問うた(校長問20)ところ、「行っている」と回答した者の割合は31.8%であった。1.で記したとおり、校長、教員共に、家庭における情報モラルについての指導の必要性は認識しているが、一方で、学校と家庭との間の情報交換はある程度限定されていると考えられる。

次に、学校と家庭との情報交換が、家庭における情報モラル教育に影響を与えているか否かを分析するため、情報交換を行っていると回答した校長の学校を第1群、行っていないと回答した校長の学校を第2群として、第1群と第2群に分けて、児童生徒に対するパソコンインターネット利用における家庭でのルール(利用時間など)の有無(児童生徒問11)及び携帯電話利用における家庭でのルール(利用時間や利用料金など)の有無(児童生徒問16)を問うた結果を分析した。

ここでは、学校と家庭とが情報交換を行うことが、家庭でのパソコンインターネット及び携帯電話の利用におけるルールを設定を促すという結果が期待されたが、結果は以下のとおりであり、若干ではあるがその傾向が把握できた。しかしこの傾向は必ずしも明確ではなく、この理由としては、学校と家庭との情報交換の内容が定かでない、また、そもそも「ルールの設定」が、情報化の影の部分への対応を念頭に置いたものか、家庭における利用料金の負担の軽減を念頭に置いたものかが分からないこと、加えて、家庭での情報モラルについての指導の実施状況を、パソコンインターネットや携帯インターネットの利用に関するルール設定の状況のみにより判断することに限界があること等、多様な事情が絡んだ結果と考えられる。

この点に関しては、直接家庭へのアンケートを行う等の手段により、明確にすることができると考えられ、今後行われる調査の課題となるであろう。



第4章 今後の施策のあり方

まず、前章までに述べてきたことを踏まえつつ、情報モラルについての指導をめぐる状況を再度整理する。

近年の我が国における情報化の急速な進展は、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしており、次代を担う児童生徒が、情報化等の社会の様々な変化に対し、主体的、創造的に対応できるようにするためには、情報を主体的に選択・活用できる能力や情報社会に参画する態度等の「情報活用能力」の育成が必要である。このため、学校教育においては、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた体系的なカリキュラムによって「情報教育」が進められており、各教科等の指導に当たっては児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する学習活動を充実することとされているが、これらの指導に当たっては、「情報モラル」等についての配慮が必要とされているところである。

しかしながら、児童生徒の「情報モラル」についての認識は必ずしも十分とは言えず、また、「情報モラル」の指導も、必ずしも十分な状況とはいえない。今後、学校教育においては、情報モラル指導の一層の充実を図る必要がある。

一方、児童生徒がパソコンや携帯電話からインターネットを利用する場所の多くは、学校及び家庭であり、学校外の地域や家庭といった場で児童生徒がインターネットを利用する際には、保護者や地域の人々が、折りに触れて「情報モラル」を指導することも大切である。

以上を踏まえつつ、本章では、前章で示した既存施策の評価も踏まえつつ、今後、情報モラルについての指導を充実するために求められる施策のあり方について扱うこととする。

今後、施策を立案、実施する各主体において、参考とされることを期待し、第1部の結びとしたい。

第1節 国（文部科学省）に求められること

(1) 指導内容の明確化

「情報モラル」とは、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と定義されており（高等学校学習指導要領解説 情報編 平成12年3月文部省）、指導内容の具体例として、

- ・情報収集においては、適切な手続きによる情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識
 - ・情報発信においては、プライバシーの保護、著作権などの尊重、情報発信に伴う責任
 - ・コミュニケーションにおいてはエチケット、相手への配慮
- 等が列挙されている。

しかしながら、これらは具体例として記されているに過ぎず、初等中等教育の全体を睨みつつ、各学校段階において、情報モラルの中のどの内容を、どの程度具体的に指導すべきかについては、明確となっていない。即ち、校種や学年、各教科等において指導することが求められる、必要十分な情報モラルについての指導内容の指針を提示することが必要となっているのである。

その際、「情報化の影の部分への対応」との関係での概念整理（情報モラルについての指導は「情報化の影の部分への対応」に含まれる。その上で情報モラルについての指導には含まれないが「情報化の影の部分への対応」として行われる指導には含まれるものは何か等）や、情報教育の目標の3つの観点のうちの1つ「情報社会に参画する態度」との概念整理（「情報社会に参画する態度」の中で「情報化の影の部分への対応」に含まれる部分が何で、それ以外のものは何か等）にも留意が必要である。

なお、この課題は、「情報モラル」のみならず、「情報教育」全体について言えることである。現在、文部科学省においては、「情報教育の内容の充実」を図るため、校種や学年、各教科等において指導することが求められる、必要十分な情報教育の指導内容

を明確にすることを目標として、「初等中等教育における教育の情報化に関する検討会」を開催し、検討が進められている。具体的には、前章第2節2.(2)で記した「新・手引き」の情報教育の内容に係る部分を、必要十分な情報教育の指導内容を明確にした形で示し、全国に配布することとしている。「情報教育」の一部である「情報モラル」についても、当然検討の対象となるが、ここで、充実した成果が得られることを期待したい。

なお、従来作成されてきた「教員向け指導資料」についても、手引きにおける「情報教育」の指導内容の明確化とともに、その「指導内容」に係る部分の再整理が必要になると考えられる。

(2) 効果的な指導手法の確立

情報モラルについての指導の現状が必ずしも十分とは言い難い理由として、情報モラルについての指導内容のみならず、その内容を、どのような機会に、どのような手法で指導すべきかについてが明確になっていないことが挙げられる。

教員向け指導資料は、「指導内容」の明確化のみならず、効果的な指導手法を教員に提供することも意図されている。web上で提供される「情報モラル」授業サポートセンターについては、本年度(平成16年度)も、その充実を図ったところであるが、指導内容の明確化に加え、校種や学年、各教科等において指導することが求められる指導内容に応じた効果的な「指導手法」を再整理することも必要と考えられる。

(3) 普及方法の改善

これまで、文部科学省では、「新・手引き」や「教員向け指導資料」等の作成、配付等を行ってきた。しかし、前章第2節2.(2)で記したとおり、これらが十分に教育現場で活用されているとは言い難い。せっかく作成したこれらの成果物が、実際の教育現場で活用されない。その内容の充実はもちろんのこととして、その普及方法の改善も必要と考えられる。

従来のこれらの資料の普及方法としては、冊子やCDそのものを、教育委員会や学校レベルへ配布する形式のほか、webサイトを作成し、インターネットを介して誰もが自由に閲覧できるようにする形式をとり、当該サイトの活用を促す宣伝用リーフレットを各学校レベルに配布する等の普及方法がとられてきた。これらは、当該成果物作成に当たっての予算上の制約を踏まえつつ、最大限の効果を発揮する普及手法として検討され、実施されてきたものと考えられるが、真の実効性を踏まえ、新たな普及手法の検討が必要と考えられる。

例えば、普及フォーラムを開催して、広く教員等の参加を呼びかけ、参加した教員等に直接「情報モラル」の指導手法を紹介したり、教員向け指導資料等の活用を働きかけたりすることや、全ての教員が簡単に読むことができる形態、内容の成果物を作成し、全ての教員に配布すること等が考えられる。

(4) 教員研修

第2章第4節で記したとおり、教員研修については、国レベルでは「都道府県のリーダー」となるべき者の養成を目指した研修を行い、都道府県レベルにおいては当該都道府県のリーダーが各学校の「校内リーダー」となるべき者の養成を目指した研修を行い、各学校においては当該校内リーダーが教員全員を対象とした校内研修を行うという体系を念頭に置いて進められている。

国レベルの研修は、独立行政法人教員研修センターがその役割を担っており、文部科学省は、その中期目標において、「ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修」において「情報モラルを育成するための指導」について必要な知識等

を習得させるよう指示しているが、当該研修は、「e-Japan重点計画2004」に掲げられた目標を受けて実施されているという側面もある。しかしながら、情報モラルについての指導は、「e-Japan重点計画2004」の目標の有無に関わらず、我が国の情報化の進展を受け、今後も引き続き充実が求められるものである。国レベルの研修は、「e-Japan重点計画2004」の目標の達成期限とされている2005年度より後も、継続して実施されることを期待したい。

(5) 地域や家庭における情報モラルについての指導への支援

情報モラルについての指導は、地域や家庭での指導も期待されているところである。

このため、例えば、インターネットは使い方一つで身を危険にさらず道具にもなることから、その使い方について親子で話し合うことの重要性などを盛り込んだ新家庭教育手帳を作成し、小学生等を持つ保護者に配布するとともに、これを活用して、子育て支援団体のリーダーなどの指導者が子育て講座等を効果的に行うことを促すことなどが考えられる。文部科学省においては、すでにこれらの施策を実施しているところであるが、情報化の急速な進展を踏まえつつ、より実効性を挙げるために、年度改訂に当たっては、その都度内容を精査し、必要に応じて改訂していくことが望まれる。

また、深刻化する青少年の問題行動などに対処するため、文部科学省や教育委員会等が作成した情報社会におけるモラルやマナーの涵養等に関するビデオ資料等を、子育て講座等での学習に活用することも考えられる。

第2節 地方（教育委員会）に求められること

教育委員会は、採用した教員について「研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」（教育公務員特例法第21条第2項）ことから、各教育委員会には「研修に関する計画」の中にも、情報モラルについての指導という項目を盛り込み、広く研修を実施していくことが期待される。

一方で、教員が「情報モラル」の指導に関する研修を受講したにもかかわらず、教育現場で「情報モラル」の指導を実践しなければ、研修を行った意味がない。教員が、各教育現場において「情報モラル」の指導を実際に行えるような研修内容を工夫することも必要と考えられる。

アンケート結果によれば、情報モラルについての指導の必要性に対する認識はほぼ全ての教員が共有している。その一方で、インターネット利用経験が必ずしも十分とは考えられない教員も少なくない。このため、情報モラルについて指導することが求められる教員に対して、当該教員のインターネットの利用経験の有無を問わず、情報モラルについての指導力を養成できるような研修内容や研修手法を探求し、実践していくことが必要と考えられる。具体的には、研修内容を、情報モラルについての指導内容や、その効果的な指導手法に限定せず、その前提として、コンピュータやインターネットに関する基本的な知識等を加えることが考えられる。特に、情報社会の進展は著しく、新たな知識や技術の普及は早い。このため、研修内容を継続的に更新していく必要があるとともに、研修を受けた教員が、研修後も情報化の進展に常に注目するように、研修内容を工夫することが考えられる。

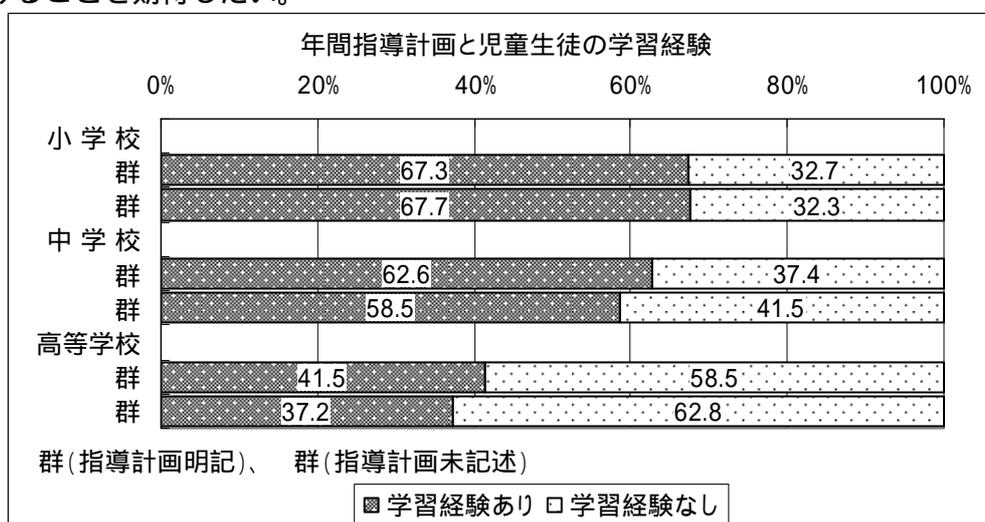
教員研修のほか、教育委員会に求められるものとしては、指導内容の具体化のための研究（ITに関する最新情報の研究を含む。）、効果的な指導手法の研究、指導手法等についての管下の教員等への普及、地域や家庭における情報モラルについての指導への支援等が考えられる。これらは、国（文部科学省）に求められることと同様であるが、地方（教育委員会）に求められることとしては、教育現場に近い視点から、各地域の実態、教育現場の実態を踏まえた、より個別的で具体的な対応が期待されるところである。

第3節 学校及び教員に求められること

学校においても、直接的な教育現場の観点から、校内研修という形での教員研修の充実が必要である。また、指導内容の具体化のための研究（ITに関する最新情報の研究を含む）、効果的な指導手法の研究、指導手法等の校内教員への普及、地域や家庭における情報モラルについての指導への支援等も、教育現場の視点から継続的に行っていくことが期待される。

実際には、情報モラルについての指導を一定の時間を確保して体系的に行っていくことは、時間等の制約もあり、ある程度限界があると考えられるが、少なくとも、教員レベルでは、これらを常に念頭に置いた指導を行っていくことが期待される。

なお、当然の結果ではあるが、以下のとおり、情報モラルについての指導を指導計画に位置付けて計画的に指導している学校では、情報モラルについて勉強したことがある」と回答した児童生徒の割合が高くなっている（校長問12，児童生徒問21）。また、第3章第2節1.にも記したとおり、指導計画に位置付けることにより、指導時間の不足が解消されることにも繋がる。各学校においては、情報モラルについての指導を指導計画に位置付けることを期待したい。



加えて、学校と地域や家庭との連携については、教育現場である学校に依るところが大きい。各学校においては、情報モラルについての指導に関し、地域や家庭との連携に向けた取組みを充実させ、地域や家庭を支援していくことを期待したい。

実際に児童生徒に向き合い、直接指導にあたる個々の教員は、情報モラルについての指導の実践者である。その指導に当たっては、一般に、自らが指導する上で必要な知識や技術を習得しつつ、児童生徒の状況を踏まえ、臨機応変に、最も効果的な指導を行っていくことが期待される場所であるが、これは、情報モラルについての指導を行う上でも同様と考えられる。また、文部科学省や教育委員会、学校等が如何なる施策を講じようとも、教員がその指導を実践しなければ、情報モラルについての指導は実現されない。

このため、教員には、情報モラルについての効果的な指導を実現するための努力、即ち、急速に進展する情報化と児童生徒のITの活用状況を踏まえつつ、指導の必要性、指導内容を認識し、効果的に指導をするための努力を期待するものである。

インターネットの利用経験がない、又は少ないといった教員個人の事情もちろんあるが、各教員のそれぞれの事情を踏まえつつも、情報モラルについての効果的な指導は可能と考える。そのために、文部科学省や教育委員会、各学校等が講じる様々な施策に目をむけ、ITに関する最新の情報を入手し、児童生徒の発達段階、児童生徒の置かれているIT環境等の実態に応じ、折りに触れて「情報モラル」を指導するという意識をもち続けていくことを期待したい。

第2部 「情報モラルに関するアンケート」結果

第1章 調査概要

(1) 調査対象者

1) 調査対象者について

1. 教員用調査について

- ・在籍する全教員（教頭先生を含む）を対象とした。

2. 児童生徒用調査について

- ・小学校においては第6学年、中学校及び高等学校においては第3学年の児童生徒を対象とした。
- ・該当する学年のクラスが2クラス以上ある学校においては1クラスを選択して実施した。

2) 情報モラルの指導に関する実態調査対象

1 都道府県あたりの調査対象。対象校は無作為抽出により選定。

小学校 4校（校長、教員、児童）

中学校 4校（校長、教員、生徒）

高等学校 2校（校長、教員、生徒）

3) 全体の調査対象数（47都道府県）

小学校 188校（校長 188名、教員 2,992名、児童 4,704名）

中学校 188校（校長 188名、教員 3,695名、生徒 5,723名）

高等学校 94校（校長 94名、教員 3,839名、生徒 3,461名）

計 470校（校長 470名、教員 10,526名、児童生徒 13,888名）

(2) 調査方法

郵送配布、郵送回収

(3) 調査期間

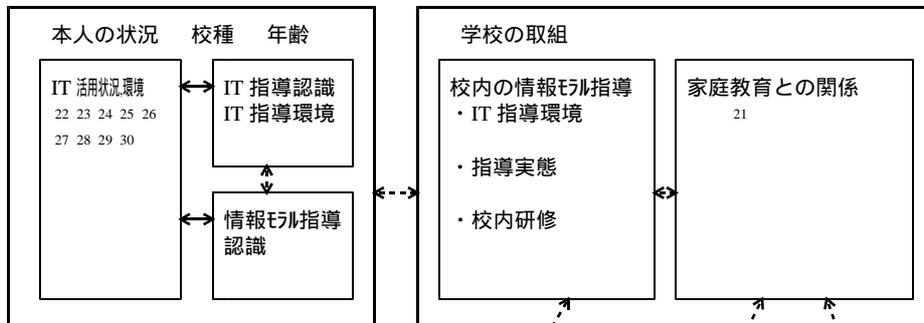
平成16年11月22日～平成16年12月24日

(4) 回答数・回答率

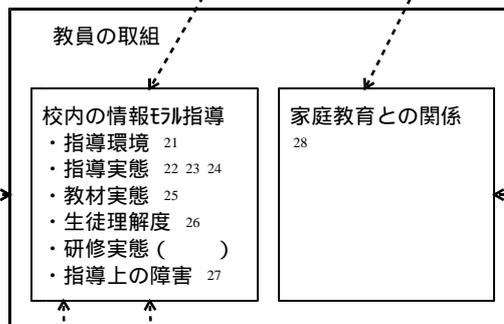
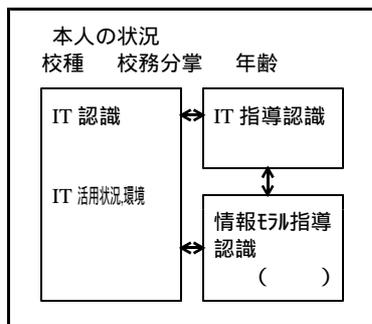
		総数	無回答	有効回答数
1 . 校長	配布数	470		
	回答数	431	0	431
	回答率	91.7	0.0	91.7
2 . 教員	配布数	10,526		
	回答数	9,356	29	9,327
	回答率	88.9	0.3	88.6
3 . 児童生徒	配布数	13,888		
	回答数	12,328	66	12,262
	回答率	88.8	0.5	88.3

(5) 調査の枠組み

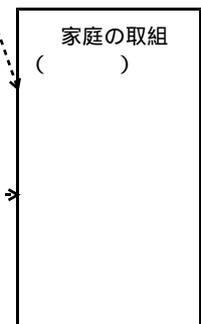
【 校 長 】



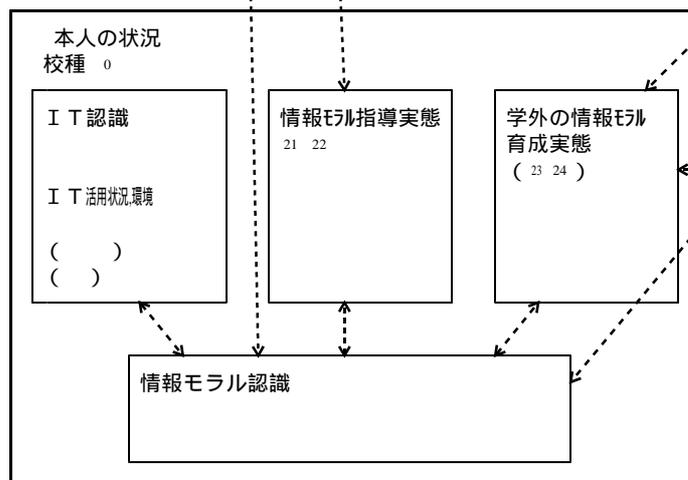
【 教 員 】



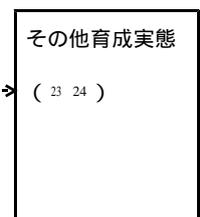
【 家 庭 】



【 児童生徒 】



【 その他 】



第二章 集計結果

(1) 校長

全部で30問あります。回答者は、質問の順序にしたがって回答してください。選択回答形式の質問については選択肢の中から該当するものを1つ選択し、その番号を印で囲んでください(複数回答が可能な質問については「複数回答可」と記載していますので、この場合は2つ以上を選択していただいても結構です)。記述回答形式の質問については、記入欄に回答内容をご記入ください。ただし、字数制限のあるものについては、制限字数以内でお願いします。

『情報モラル』という言葉が出てきますが、ここでは「パソコンや携帯電話などの情報機器でインターネットのサービスを利用する場合に守らなければならないマナーやルール(考え方)」という意味でお答えください。

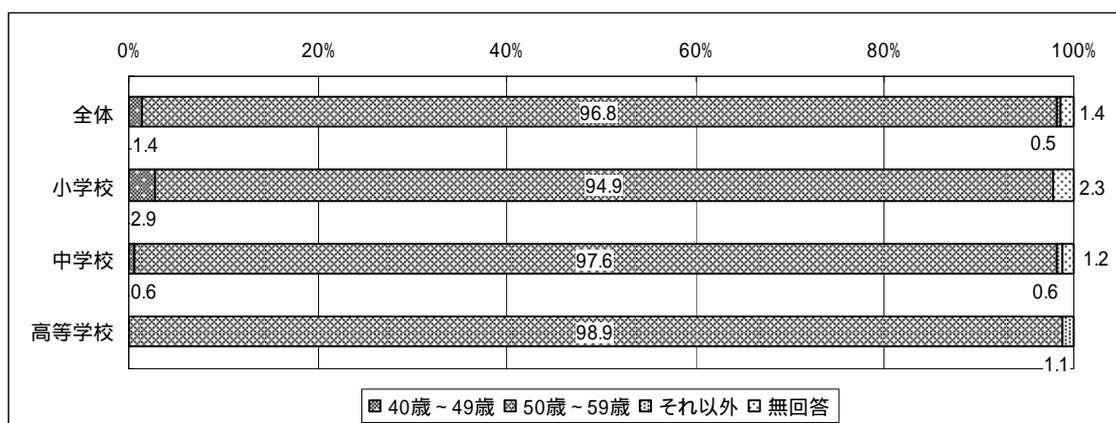
校種

1 小学校 2 中学校 3 高等学校

	全 体	小学校	中学校	高等学校
回答数	431	175	168	88

回答者(校長)の年齢

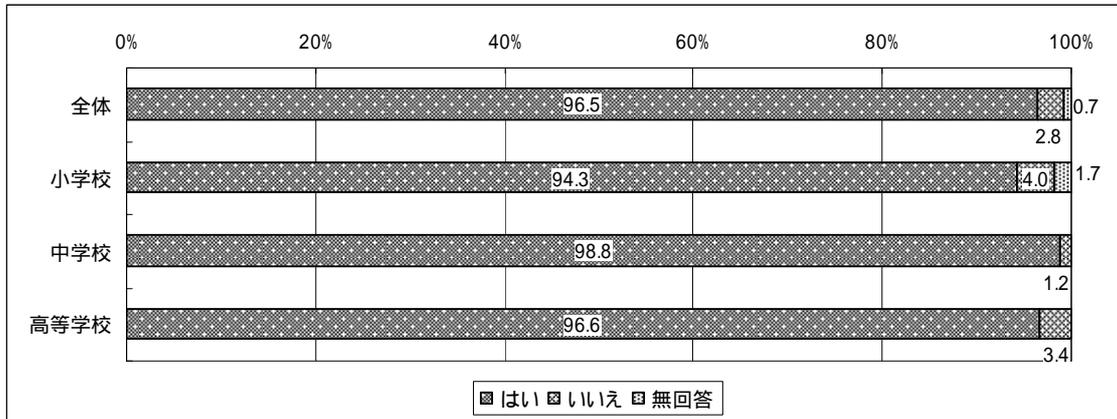
1 40歳以上50歳未満 2 50歳以上60歳以下 3 それ以外



学校としての現状についてお尋ねします。

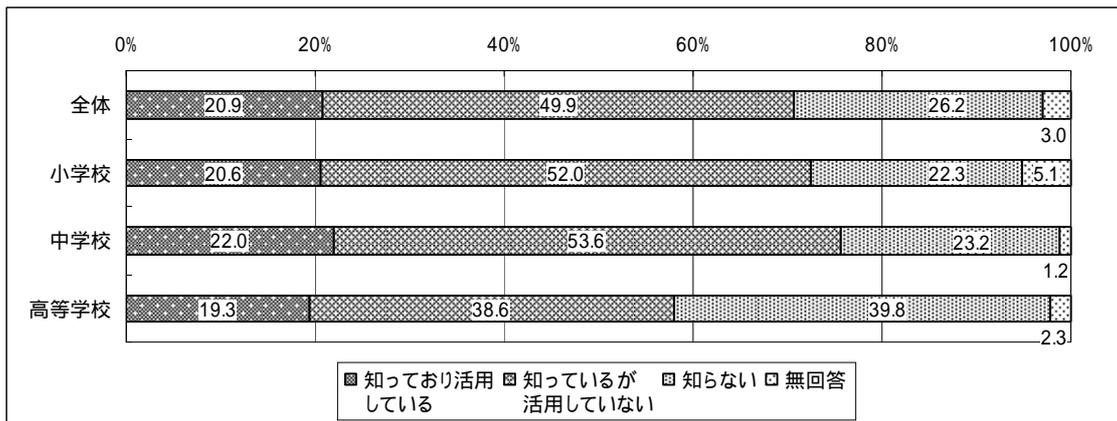
情報関連教科に限らず、教員が各教科の授業を行う際には、児童生徒の「情報活用能力の育成」を念頭に置いておくべきと考えますか。

- 1 はい 2 いいえ



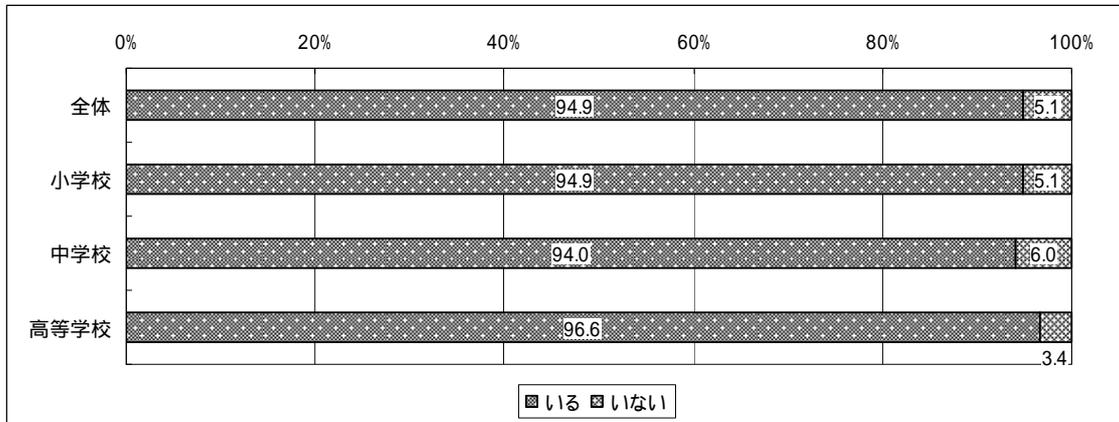
文部科学省が作成した「情報教育の実践と学校の情報化 ~新「情報教育に関する手引き」~」を知っていますか。

- 1 知っており、本校で情報教育を行うに当たり活用している
 2 知っているが、本校では情報教育を行うに当たり活用していない
 3 知らない



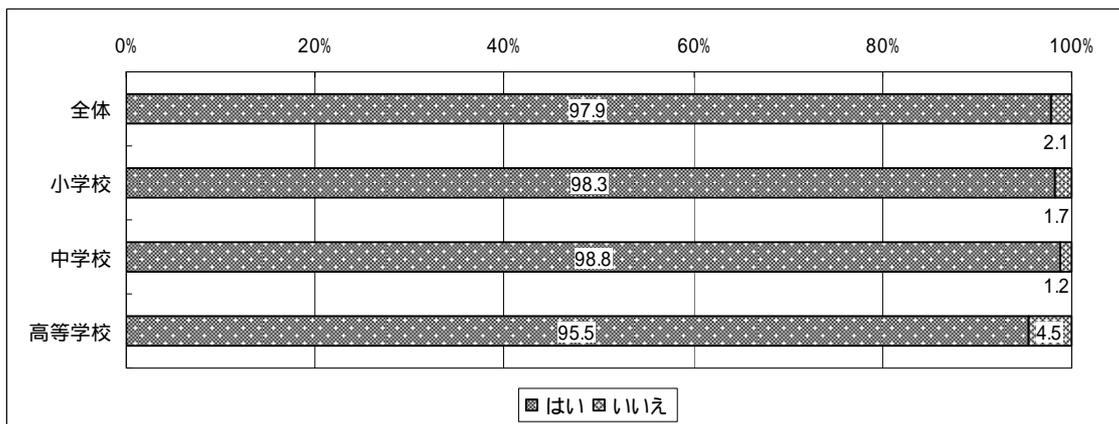
職場をはじめ、自身の周辺の環境において「情報教育」や「学校教育の情報化」について相談できる教員等はいいますか。

- 1 いる 2 いない



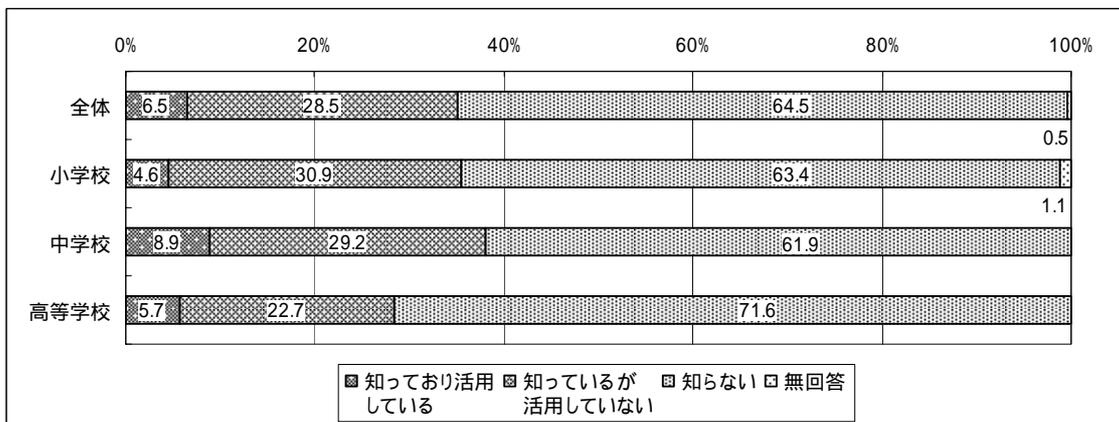
情報関連教科に限らず、教員が各教科の授業を行う際には、児童生徒の「情報モラルの育成」を念頭に置いておくべきと考えますか。

- 1 はい 2 いいえ



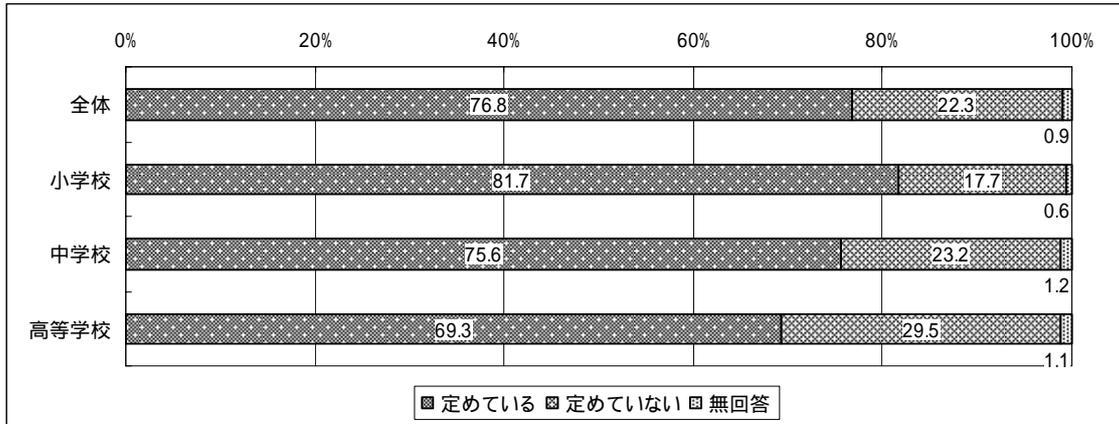
Webサイト「“情報モラル”授業サポートセンター」について知っていますか

- 1 知っており、当校の情報モラル指導に活用している
 2 知っているが、当校では情報モラル指導に活用していない
 3 知らない



学校のコンピュータ等の利用規定などは定めていますか。

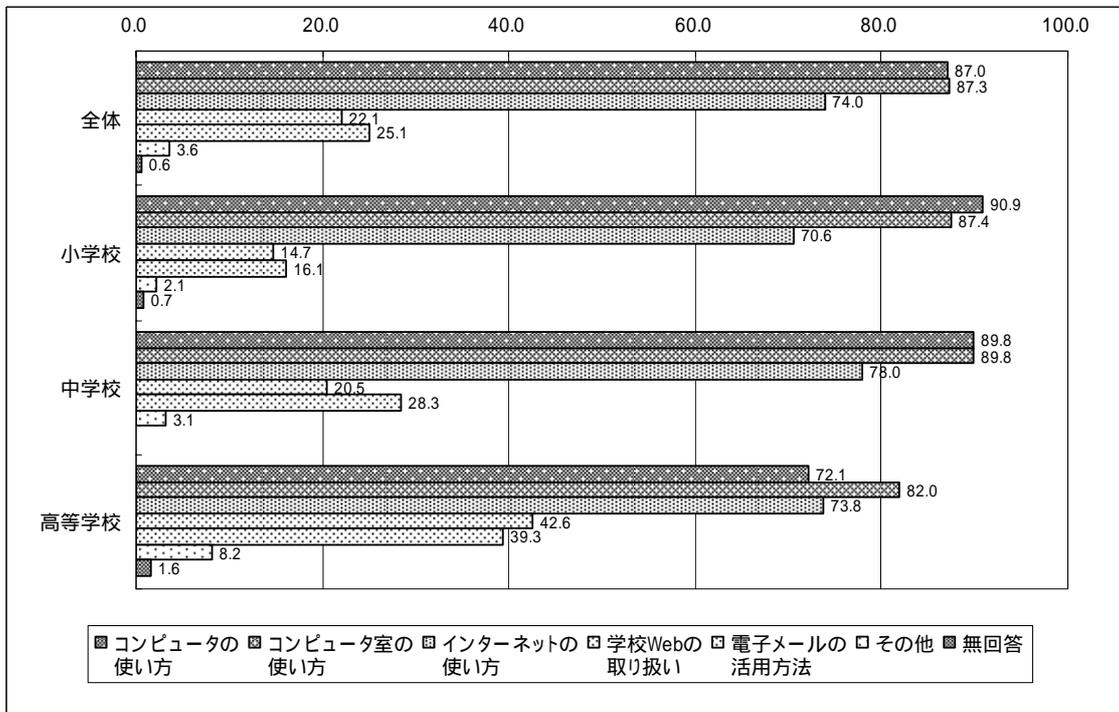
- 1 定めている 2 特に定めていない



の質問で1と回答された方は、次の の質問にご回答ください。それ以外の方は の質問にお進みください。

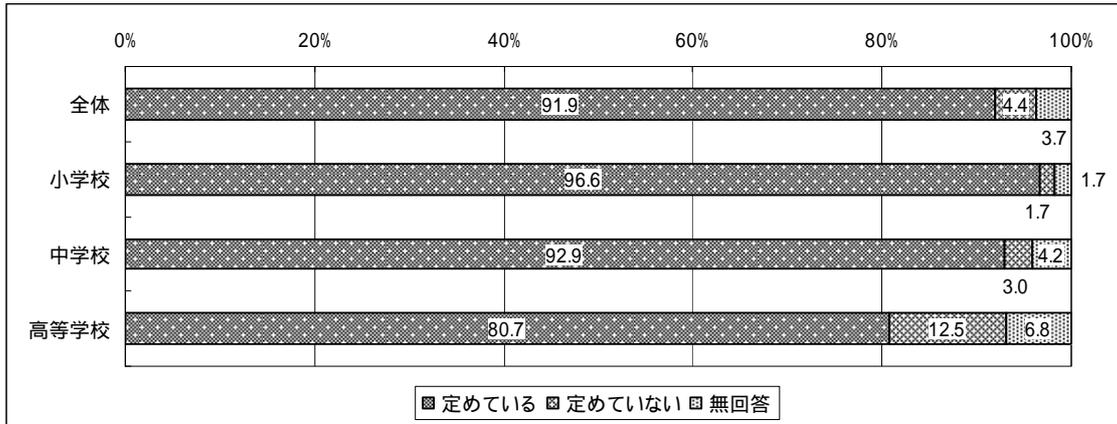
利用規定は何について定めていますか。(複数回答可)

- 1 コンピュータの使い方
- 2 コンピュータ室の使い方
- 3 インターネットの使い方
- 4 学校Webの取り扱い
- 5 電子メールの利用方法
- 6 その他



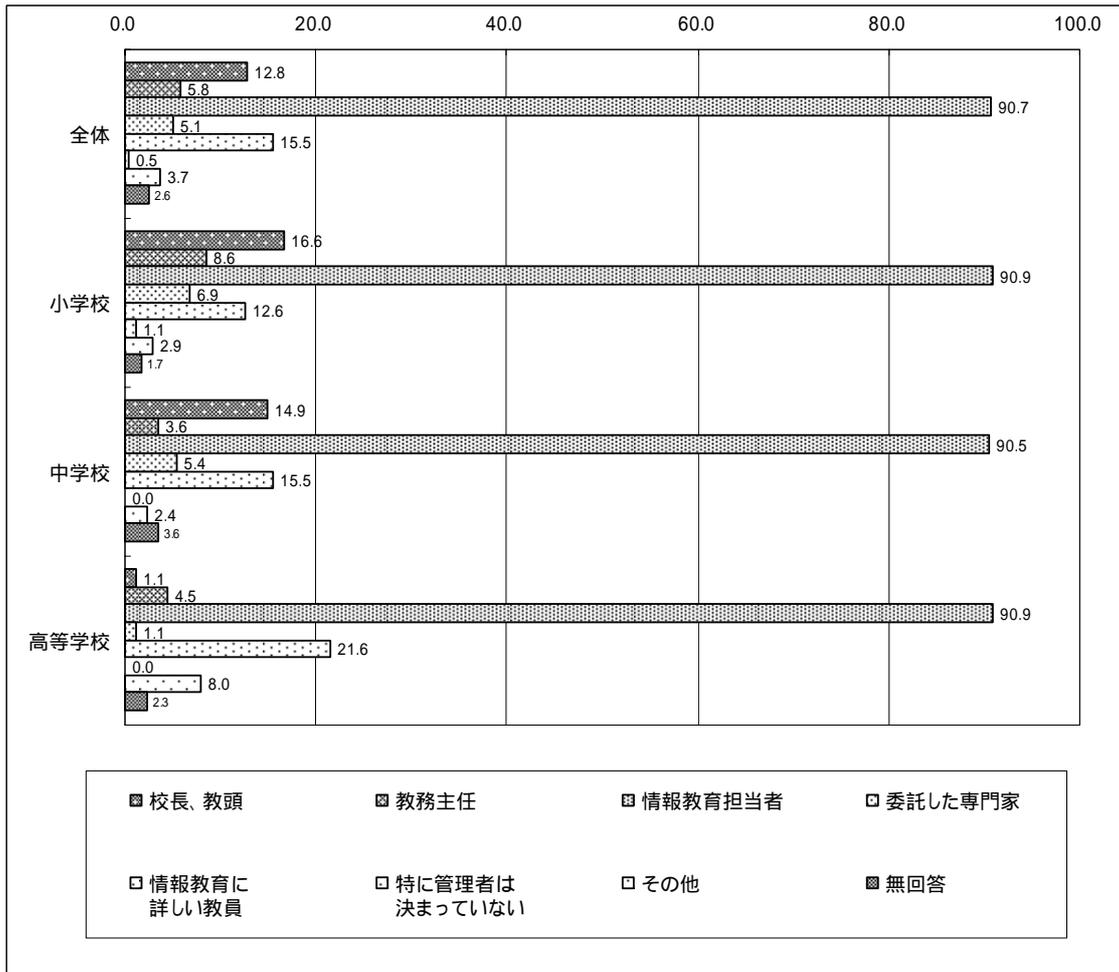
校務分掌として、情報教育担当を定めていますか。

- 1 定めている 2 定めていない



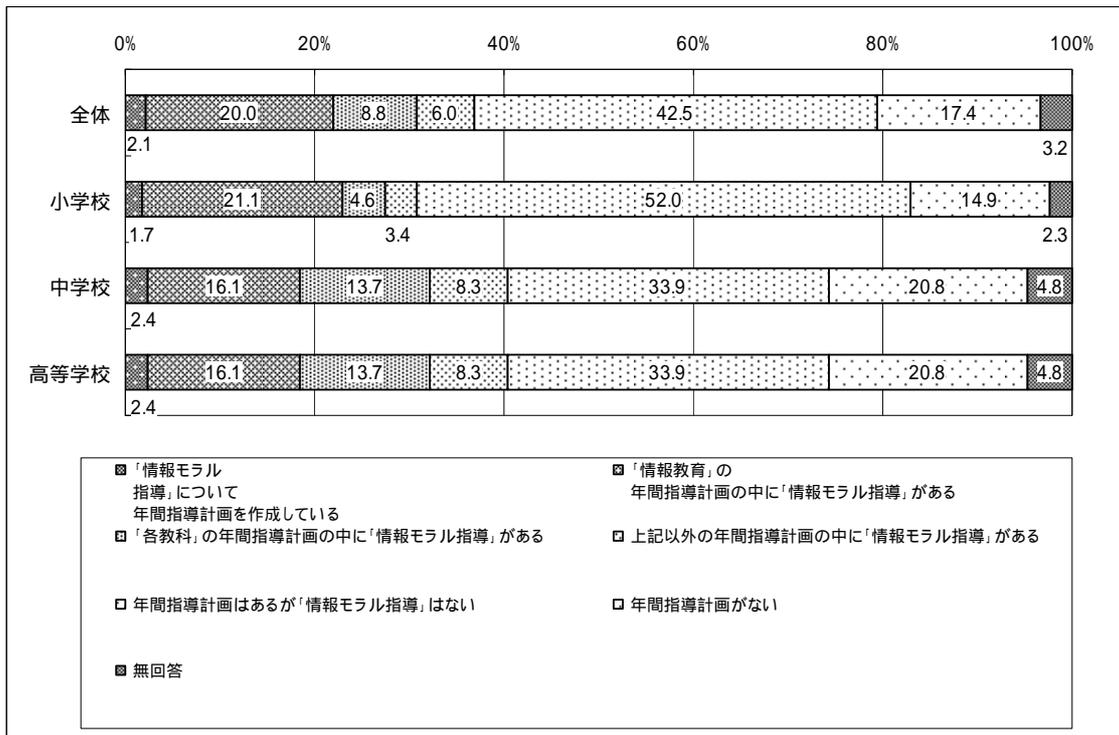
コンピュータ室の管理は誰が行っていますか。(複数回答可)

- 1 校長, 教頭
- 2 教務主任
- 3 情報教育担当者
- 4 委託した専門家
- 5 情報教育に詳しい教員
- 6 特に管理者は決まっていない
- 7 その他 ()



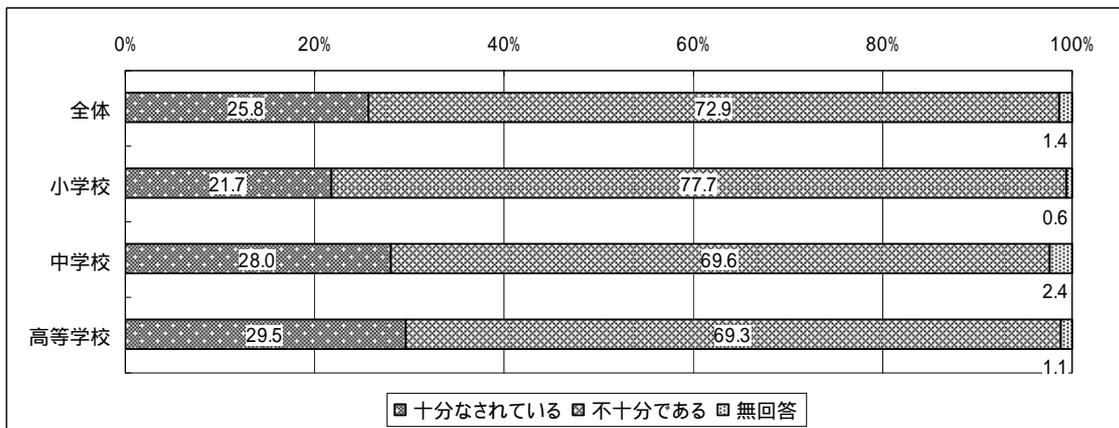
「年間指導計画」と「情報モラル指導」との関係で該当するものを選択してください。

- 1 「情報モラル指導」について年間指導計画を作成している
- 2 「情報教育」の年間指導計画を作成しており、その中で「情報モラル指導」について明示されている
- 3 「各教科」について年間指導計画を作成しており、その中で「情報モラル指導」について明示されている
- 4 1～3以外の形態で年間指導計画を作成しており、その中で「情報モラル指導」について明示されている
- 5 年間指導計画は作成しているが、「情報モラル指導」については特に明示されていない
- 6 年間指導計画は作成していない



貴校において、情報モラル指導は十分なされていると考えますか。

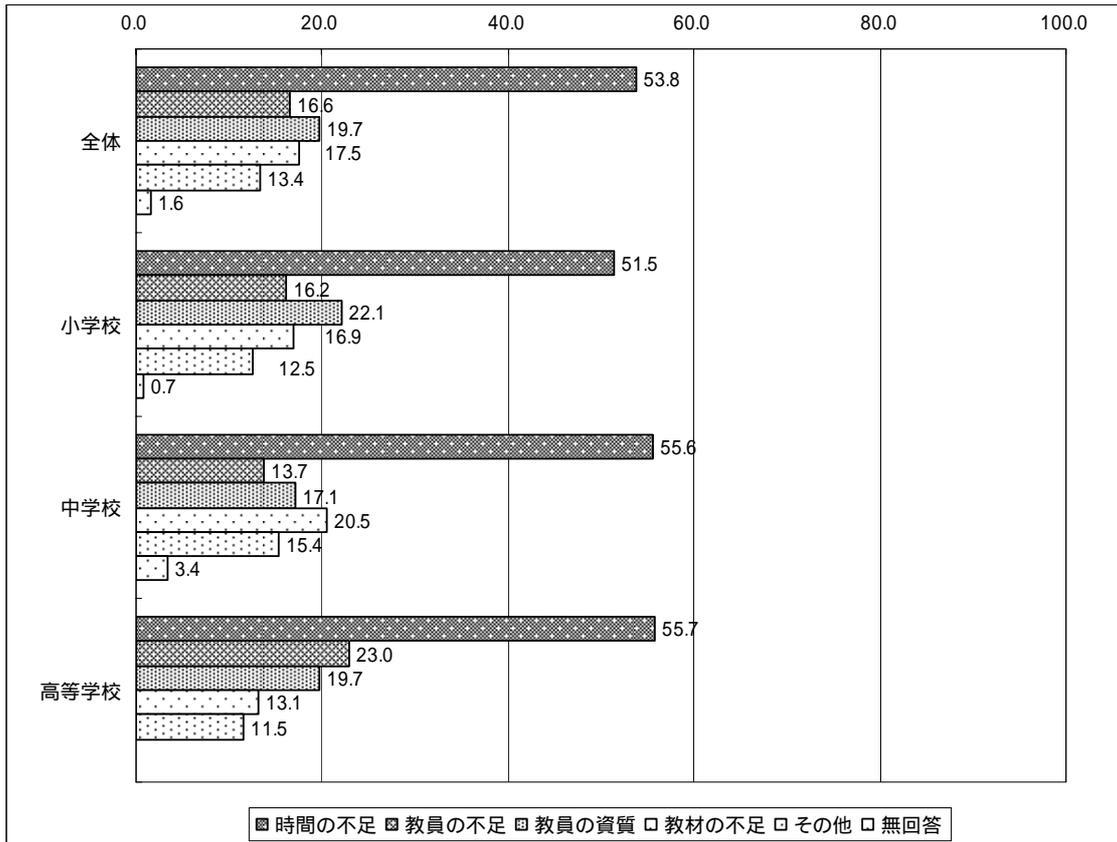
- 1 十分なされている
- 2 不十分である



の質問で2と回答された方は、次の質問にご回答ください。それ以外の方は、の質問にお進みください。

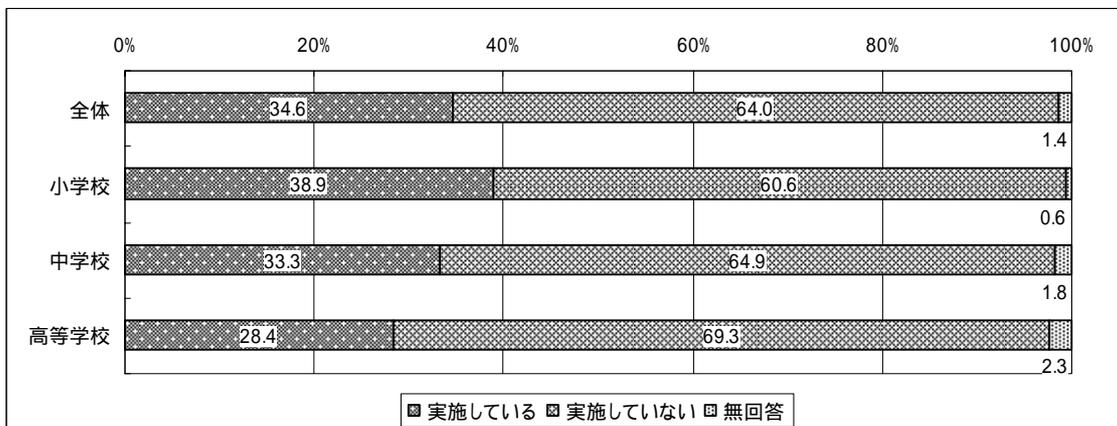
情報モラル指導が不十分である原因として考えられるものは何ですか。

- 1 時間の不足
- 2 教員の不足
- 3 教員の資質
- 4 教材の不足
- 5 その他（自由記述25文字以内）



情報モラル指導に関する校内研修を実施していますか。

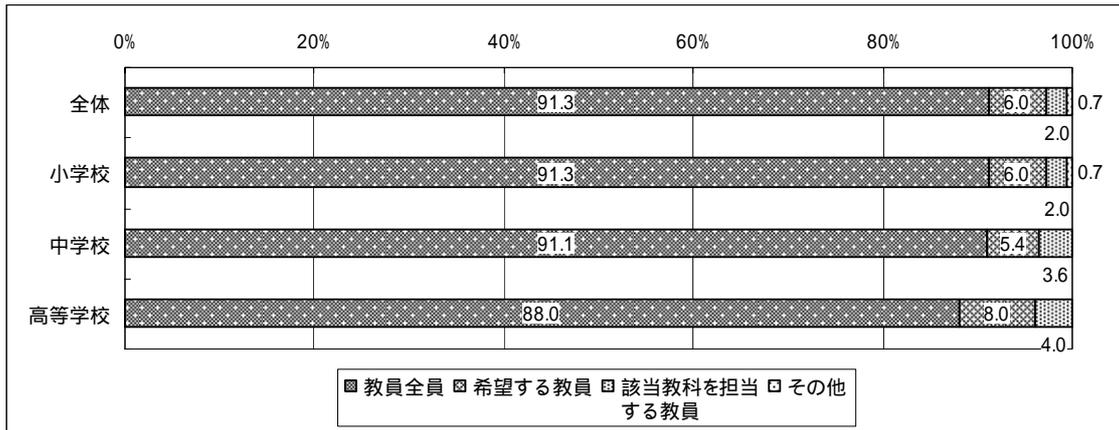
- 1 実施している
- 2 実施していない



以下の 、 の質問については、 の質問で1と回答された方のみご回答ください。それ以外の方は、 の質問にお進みください。

情報モラル指導に関する校内研修の受講対象者はどなたですか。

- 1 教員全員
- 2 希望する教員
- 3 情報教育担当者または教科「技術・家庭」「情報」を担当する教員
- 4 その他 ()

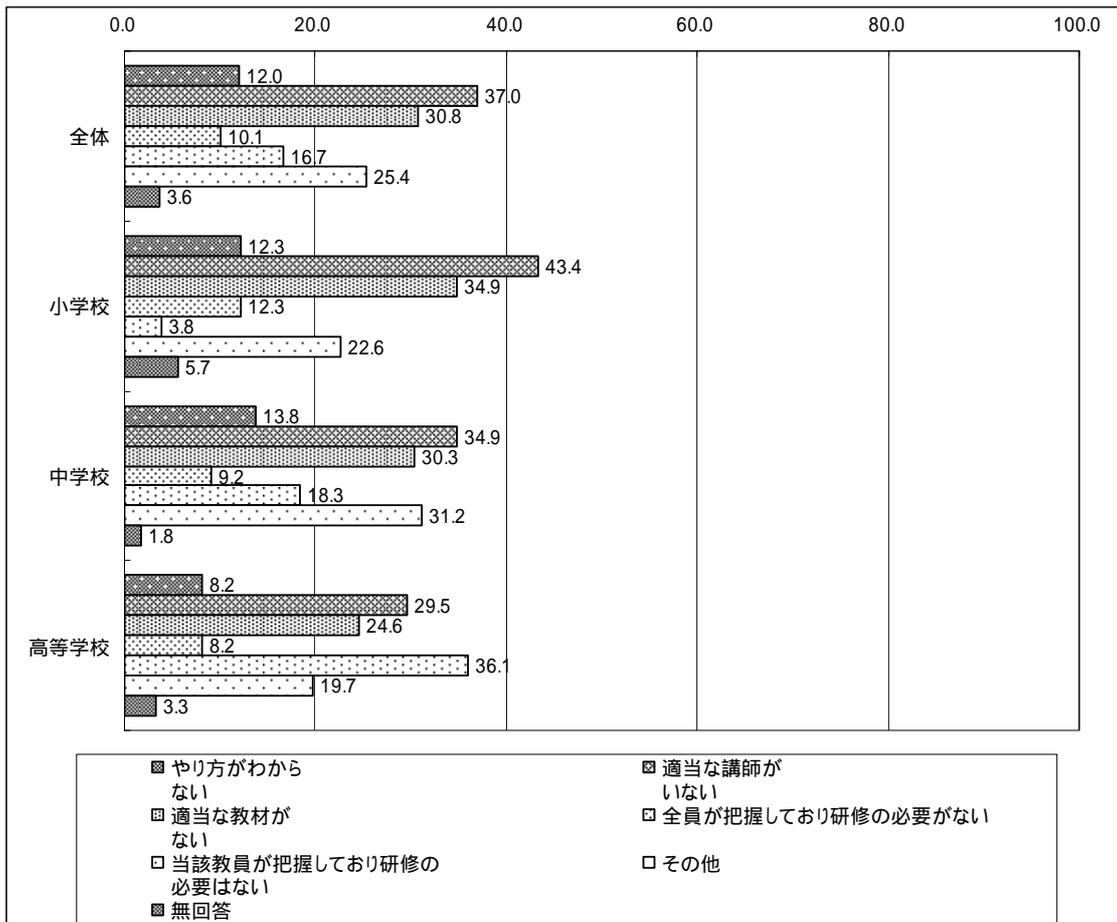


研修の成果をどのように把握していますか。(自由記述25文字以内でご回答ください)

の質問にお進みください。

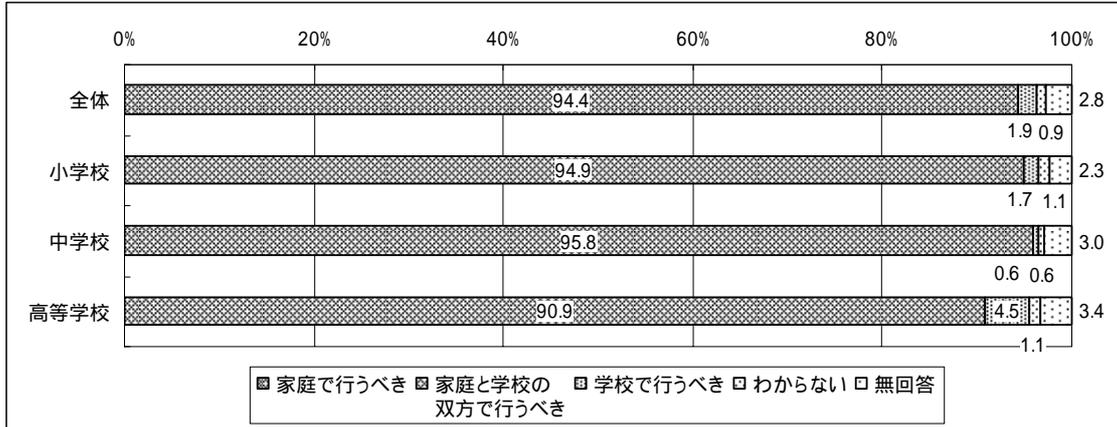
校内研修を実施しないのは何故ですか。(複数回答可)

- 1 やり方が分からない
- 2 適切な講師がない
- 3 適切な教材がない
- 4 情報モラルの指導の仕方については全教員が把握しており、研修の必要がない
- 5 情報モラル指導については、情報教育担当または教科「技術・家庭」「情報」の教員が担当しており、当該教員のためだけに研修を行う必要はない
- 6 その他 ()



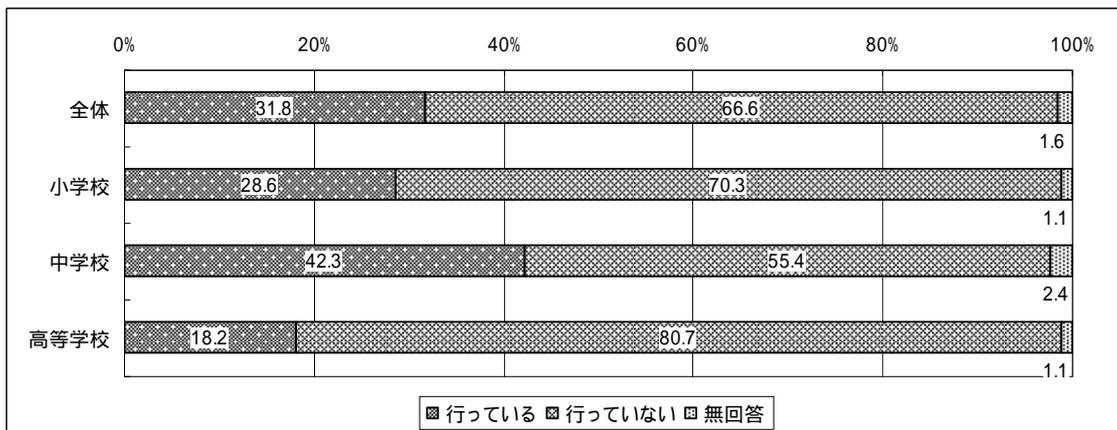
「情報モラル教育は、家庭のしつけの中で行うべきものだ」という意見がありますが、これに対して学校としての考え方は、下記のどれに近いですか。

- 1 そのとおり。家庭で行うべき
- 2 家庭と学校の双方で行うべき
- 3 学校で行うべき
- 4 分からない



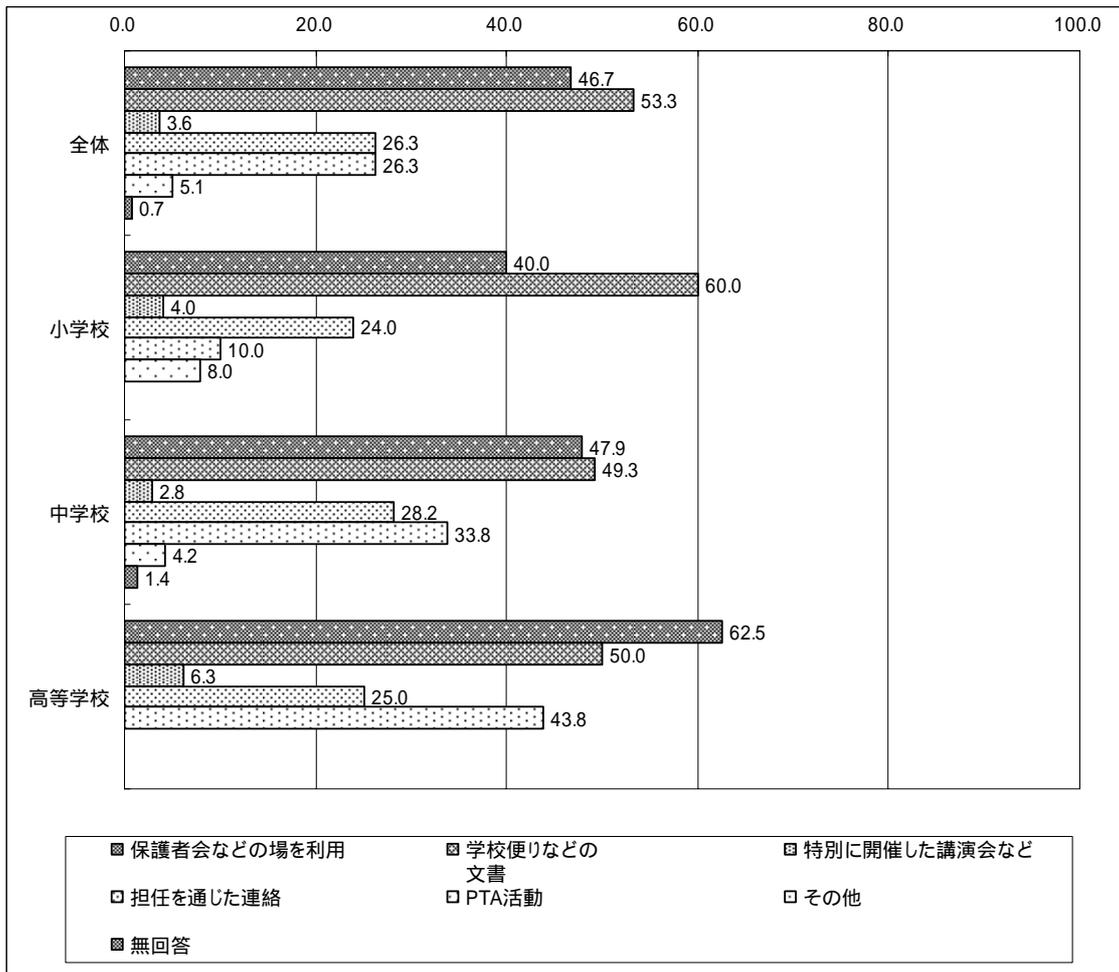
情報モラル指導に関し、学校から家庭への情報提供または学校と家庭との間での情報交換を行っていますか。

- 1 行っている
- 2 行っていない



の質問で1と回答された方は、次の²¹の質問にご回答ください。それ以外の方は、²²の質問にお進みください。

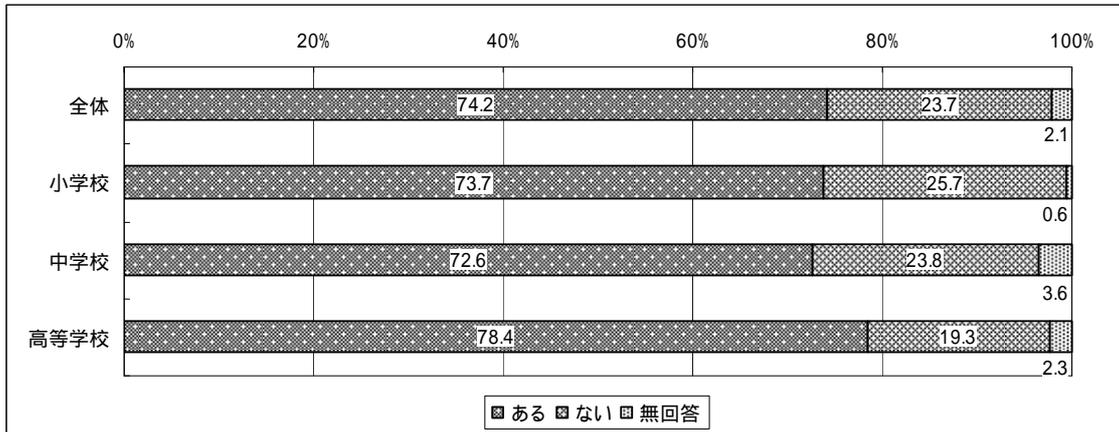
- 21 どのような方法で情報モラル指導に関する情報提供または情報交換を行っていますか。
- 1 保護者会などの場を利用して
 - 2 学校便り等の文書で
 - 3 特別に開催した講演会などで
 - 4 担任を通じた連絡で
 - 5 PTA活動を通じて
 - 6 その他 ()



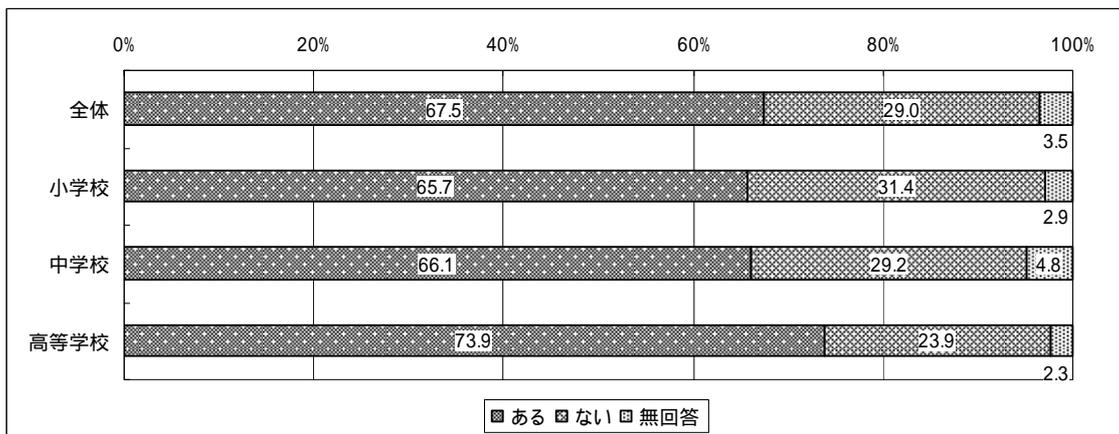
以下の質問は、校長先生ご自身の状況についてお尋ねします。

22 パソコンで以下のものを利用したことがありますか。(1)~(4)それぞれにご回答ください。)

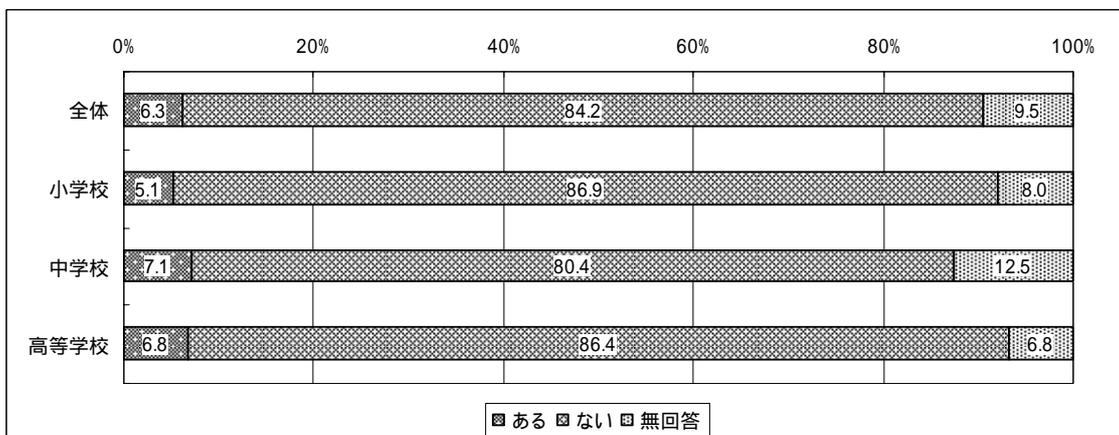
(1) ホームページ 1 ある 2 ない



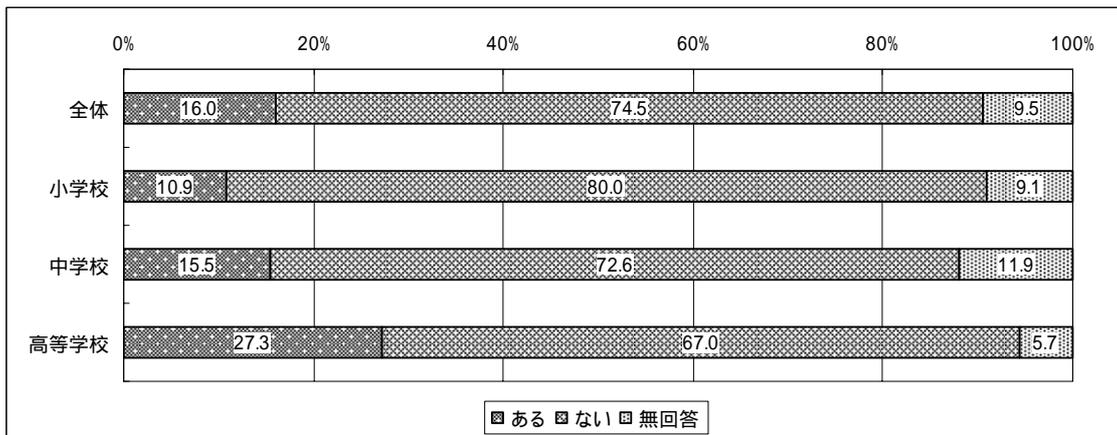
(2) 電子メール 1 ある 2 ない



(3) チャット 1 ある 2 ない

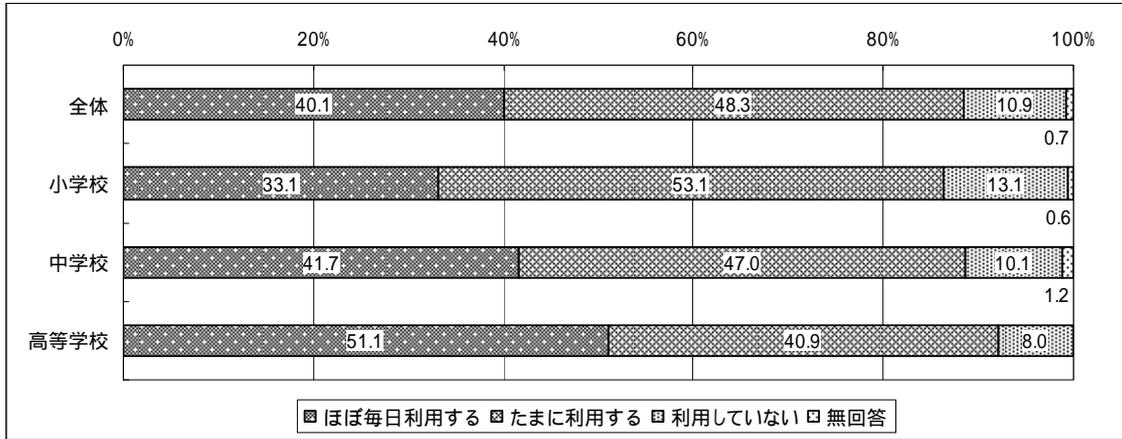


(4) 電子掲示板 1 ある 2 ない



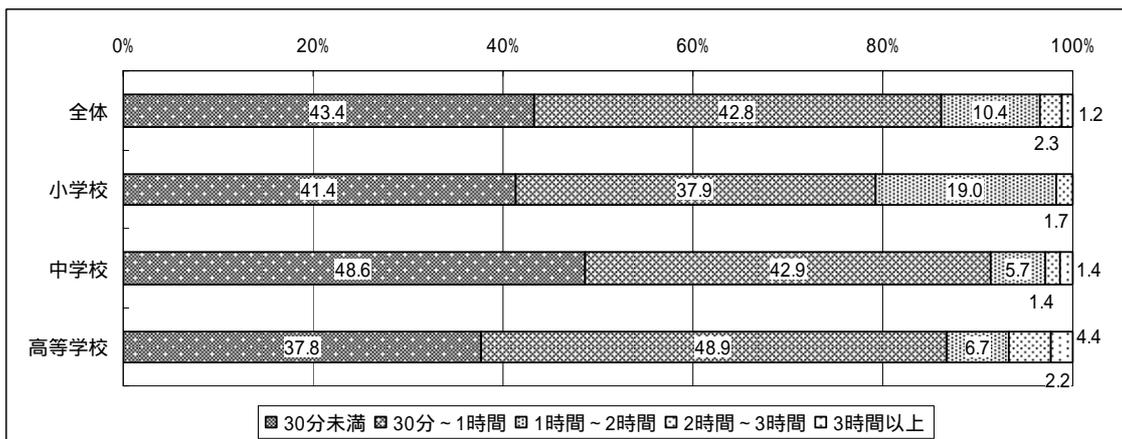
23 パソコンでのインターネット利用はどれくらいの頻度ですか。(公私の別は問いません。合わせてお考えください。)

- 1 ほぼ毎日利用する
- 2 たまに利用する程度
- 3 利用していない

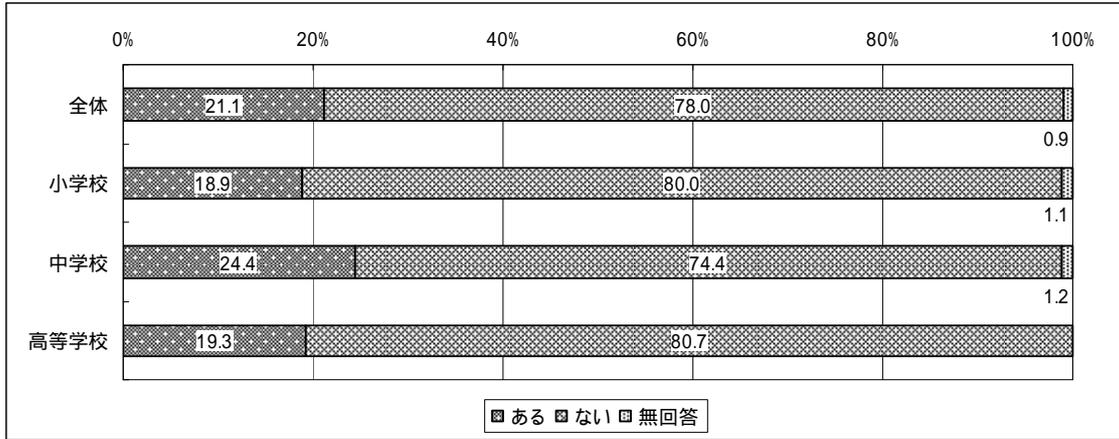


利用時間は1日当たりどの程度ですか。

- 1 30分未満
- 2 30分以上1時間未満
- 3 1時間以上2時間未満
- 4 2時間以上3時間未満
- 5 3時間以上

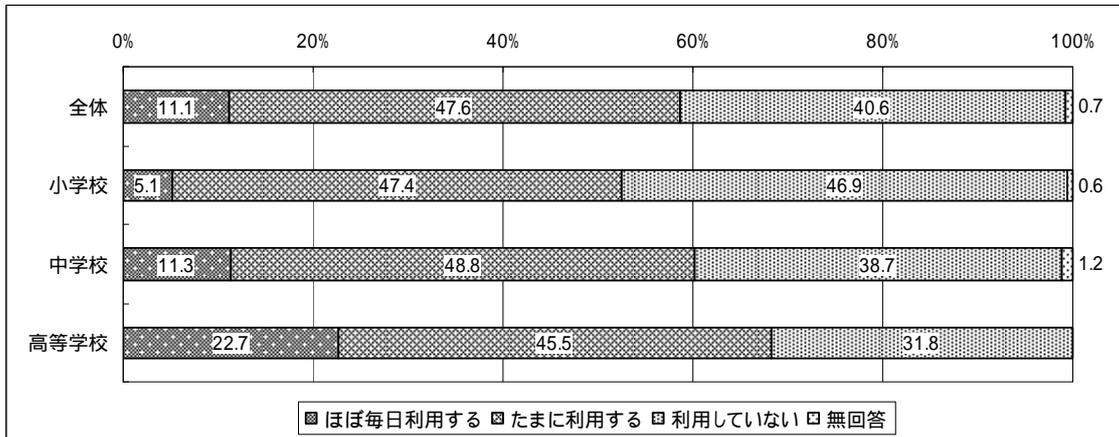


24 いつもご自身が、見たり書き込んだりしているホームページがありますか。
 1 ある 2 ない



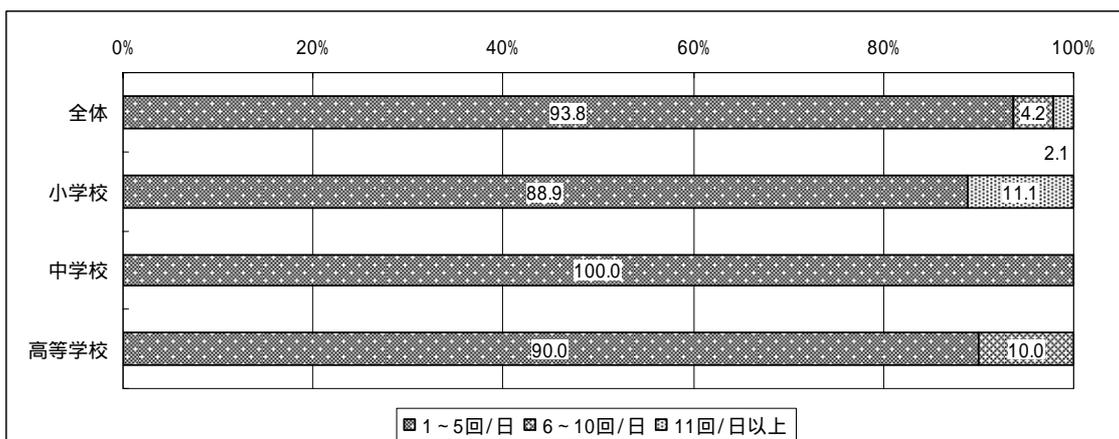
25 パソコンでの電子メールのやりとりはどれくらいの頻度ですか。(公私の別は問いません。合わせてお考え下さい。)

- 1 ほぼ毎日やりとりする
- 2 たまにやりとりする程度
- 3 やりとりはしていない



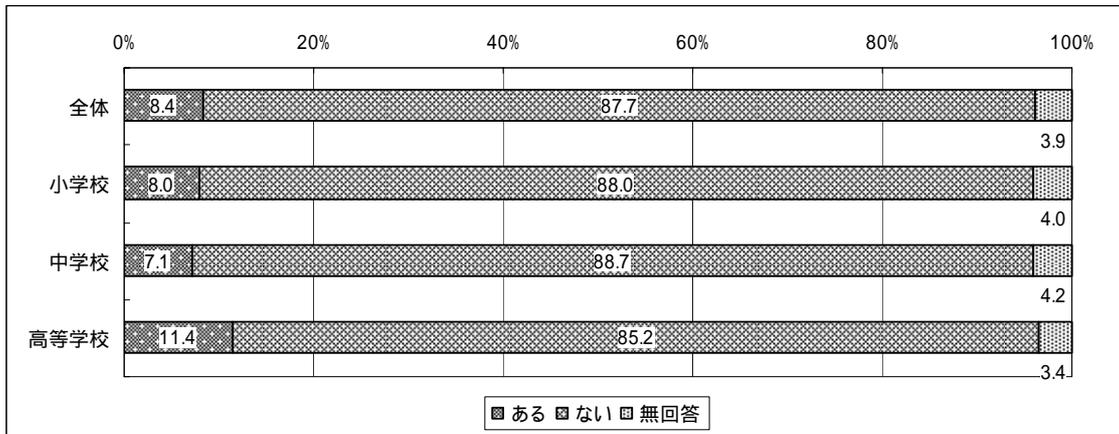
利用頻度はどの程度ですか。(送信・受信1件ごとに1回と数えてください。)

- 1 1～5回/日
- 2 6～10回/日
- 3 11回/日以上

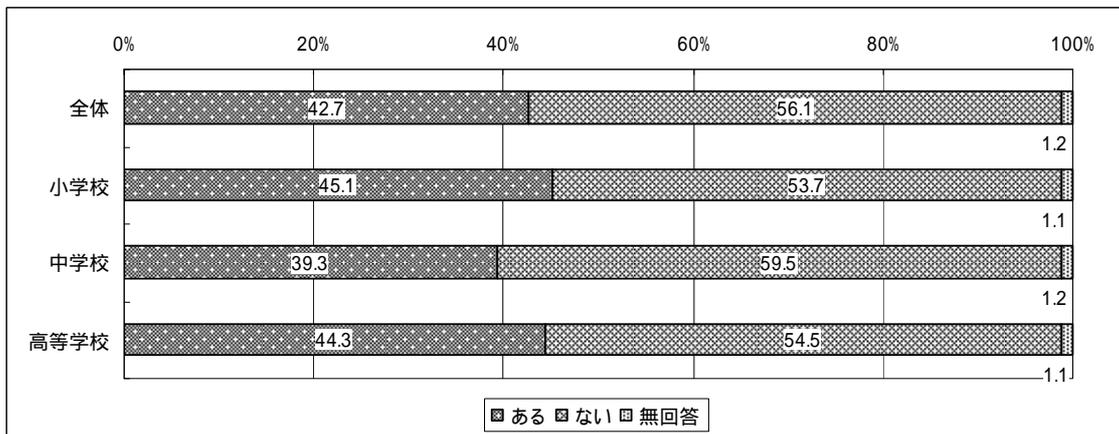


26 携帯電話で以下のものを利用したことがありますか。(1)~(3)それぞれにご回答ください。)

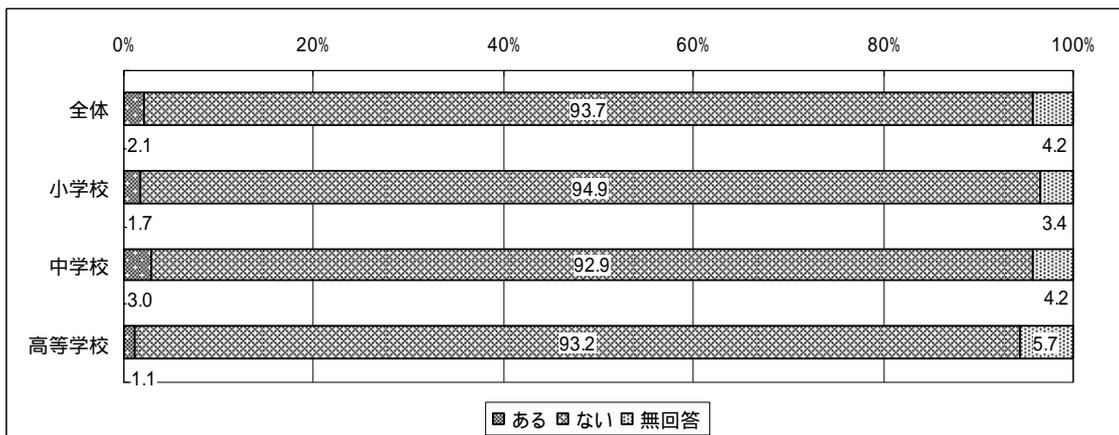
(1) ホームページ 1 ある 2 ない



(2) 電子メール 1 ある 2 ない

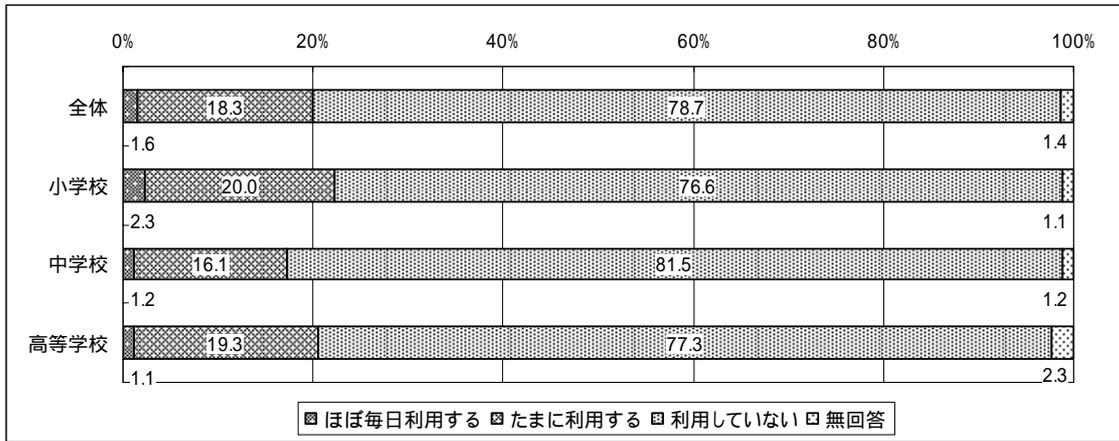


(3) 電子掲示板 1 ある 2 ない



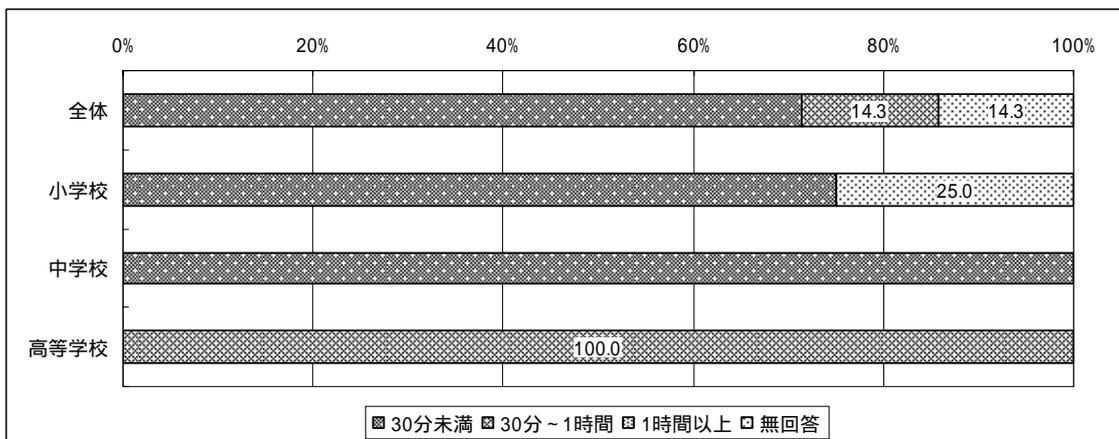
27 携帯電話でのインターネット利用はどれくらいの頻度ですか。(公私の別は問いません。合わせてお考えください。)

- 1 ほぼ毎日利用する
- 2 たまに利用する程度
- 3 利用していない



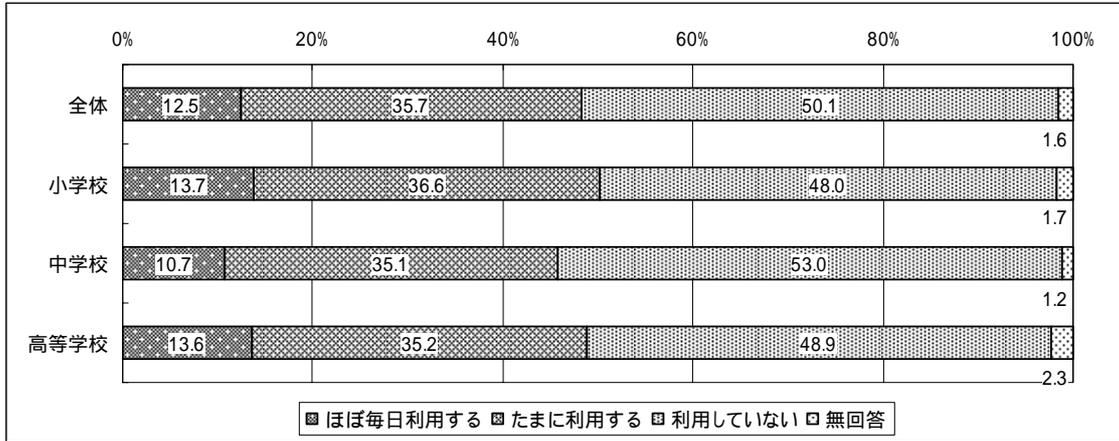
利用時間は1日当たりどの程度ですか。

- 1 30分未満
- 2 30分以上1時間未満
- 3 1時間以上2時間未満
- 4 2時間以上3時間未満
- 5 3時間以上



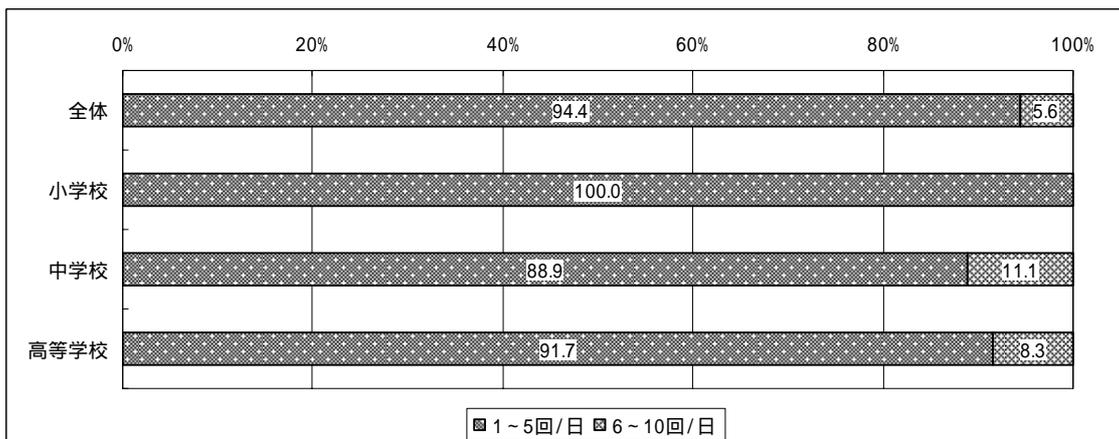
28 携帯電話での電子メールのやりとりはどれくらいの頻度ですか。（公私の別は問いません。合わせてお考えください。）

- 1 ほぼ毎日やりとりする
- 2 たまにやりとりする程度
- 3 やりとりはしていない

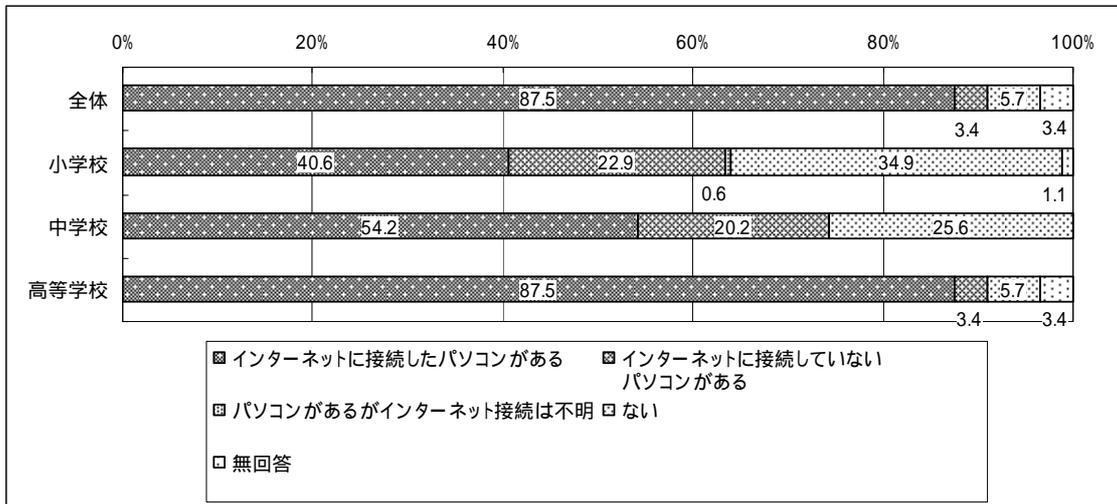


利用頻度はどの程度ですか。（送信・受信1件ごとに1回と数えてください。）

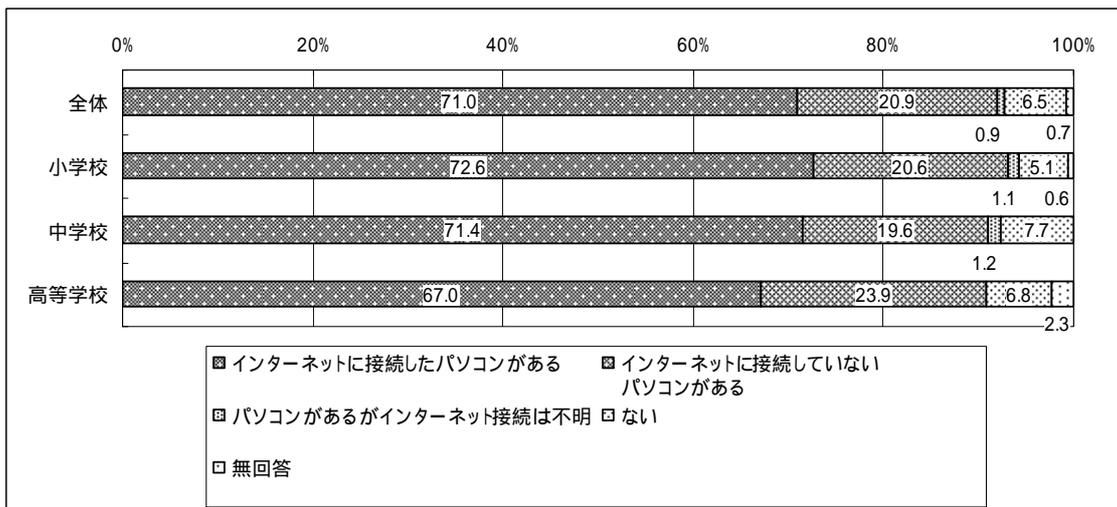
- 1 1～5回/日
- 2 6～10回/日
- 3 11回/日 以上



- 29 校長室に校長専用のパソコンはありますか。
- 1 インターネットに接続したパソコンがある
 - 2 インターネットに接続していないパソコンがある
 - 3 パソコンはあるが、インターネットに接続しているか否か分からない
 - 4 ない



- 30 ご自宅にパソコンはありますか。
- 1 インターネットに接続したパソコンがある
 - 2 インターネットに接続していないパソコンがある
 - 3 パソコンはあるが、インターネットに接続しているか否か分からない
 - 4 ない



【以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。】

(2) 教員

全部で28問あります。回答者は、質問の順序にしたがって回答してください。選択回答形式の質問については選択肢の中から該当するものを1つ選択し、その番号を 印で囲んでください(複数回答が可能な質問については「複数回答可」と記載していますので、この場合は2つ以上を選択しても結構です)。また、記述回答形式の質問については、記入欄に回答内容を記入してください。ただし、字数制限のあるものについては、制限字数内をお願いします。

「情報モラル」という言葉が出てきますが、ここでは「パソコンや携帯電話などの情報機器でインターネットのサービスを利用する場合に守らなければならないマナーやルール(考え方)」という意味で答えてください。

校種

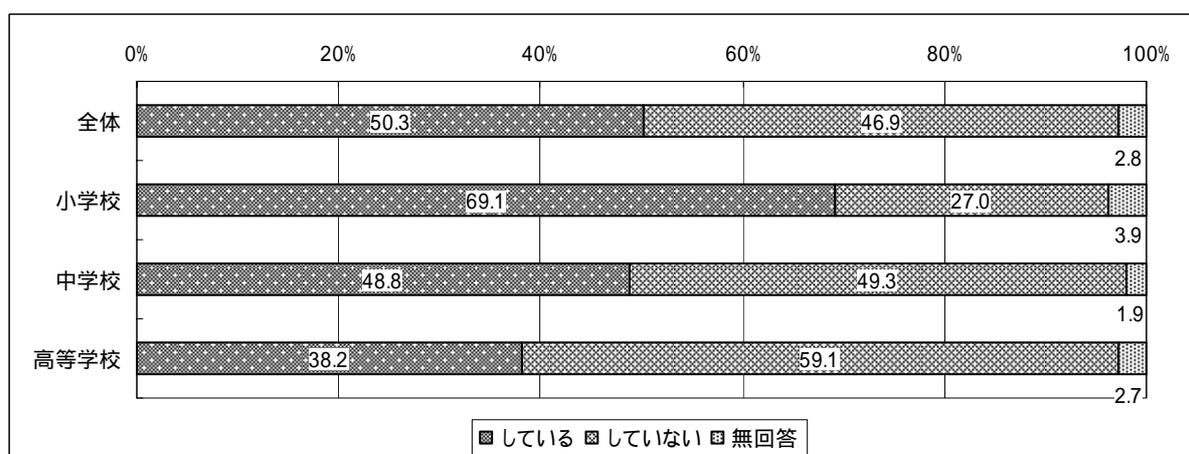
1 小学校 2 中学校 3 高等学校

	全 体	小学校	中学校	高等学校
回答数	9327	2596	3083	3648

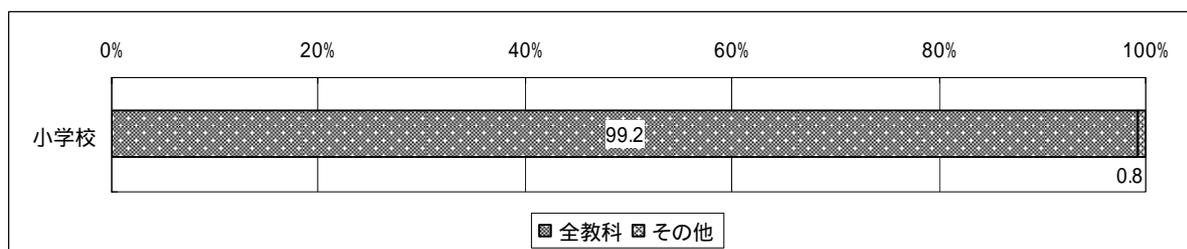
校務分掌(1)~(3)それぞれにご回答ください。)

(1) 担任・教科

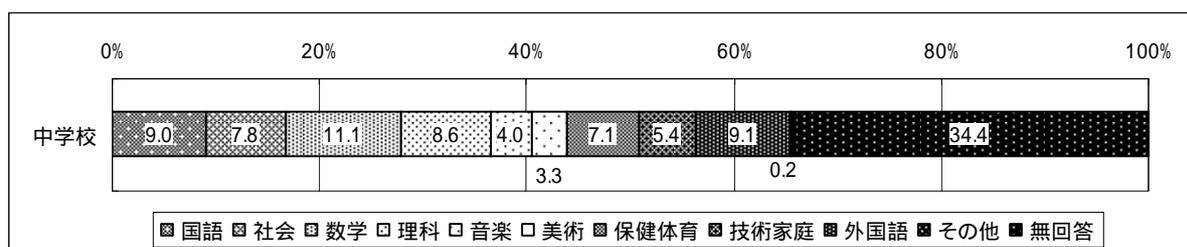
学級(高等学校においてはHR)担任 1 している 2 していない



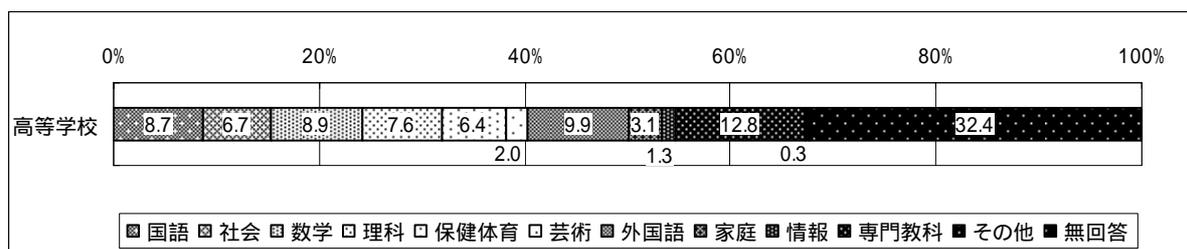
主たる指導教科 ()



その他には、” 教頭 ” 等の記入をまとめた

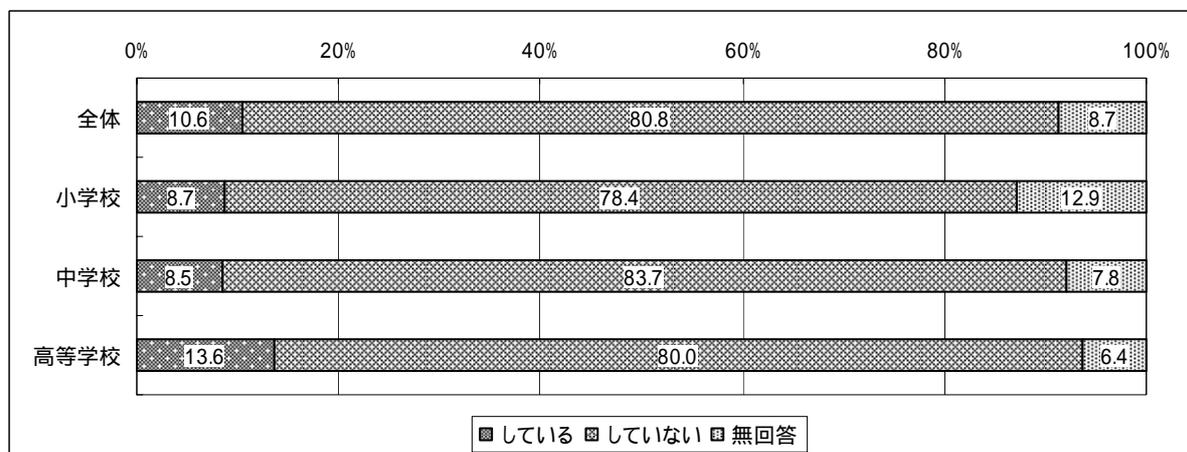


複数教科を記述の場合は、先頭に記述の教科とした
その他には、” 教頭 ”、” 司書 ” 等の記述をまとめた

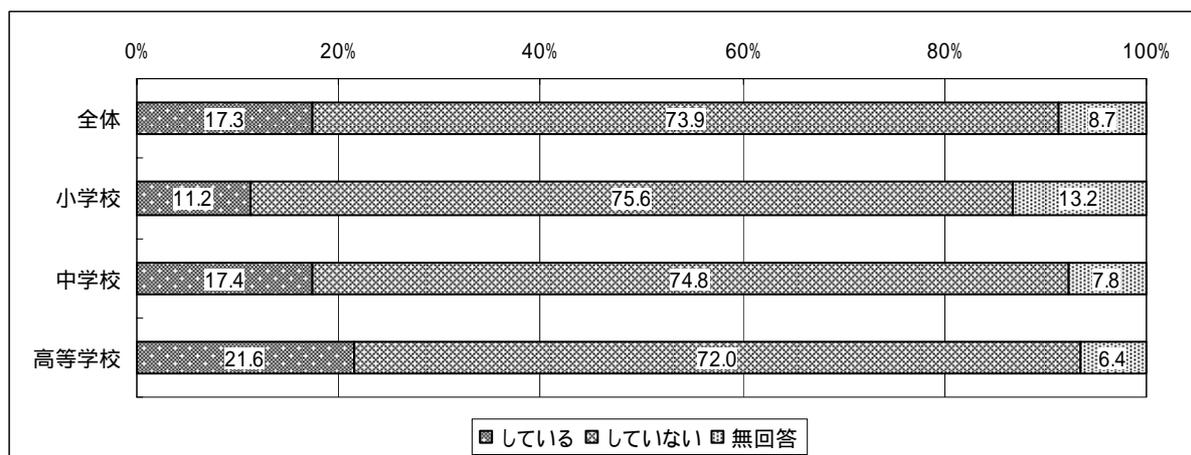


複数教科記述の場合は、最初に記述の教科とした。ただし ” 情報 ” 記述のある場合は、” 情報 ” とした
その他には、” 教頭 ”、” 司書 ” 等の記述をまとめた

(2) 情報教育担当 1 している 2 していない

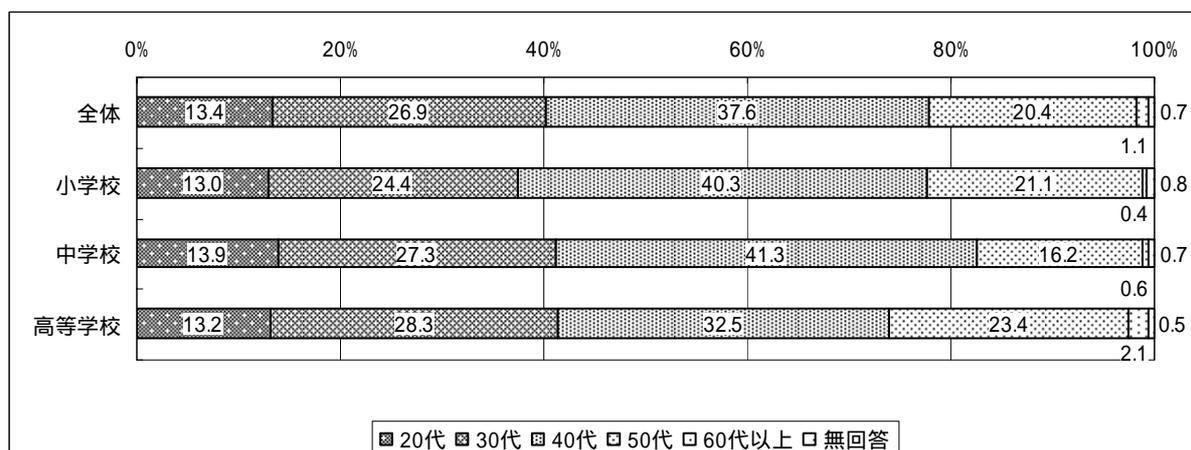


(3) 生徒指導担当 1 している 2 していない



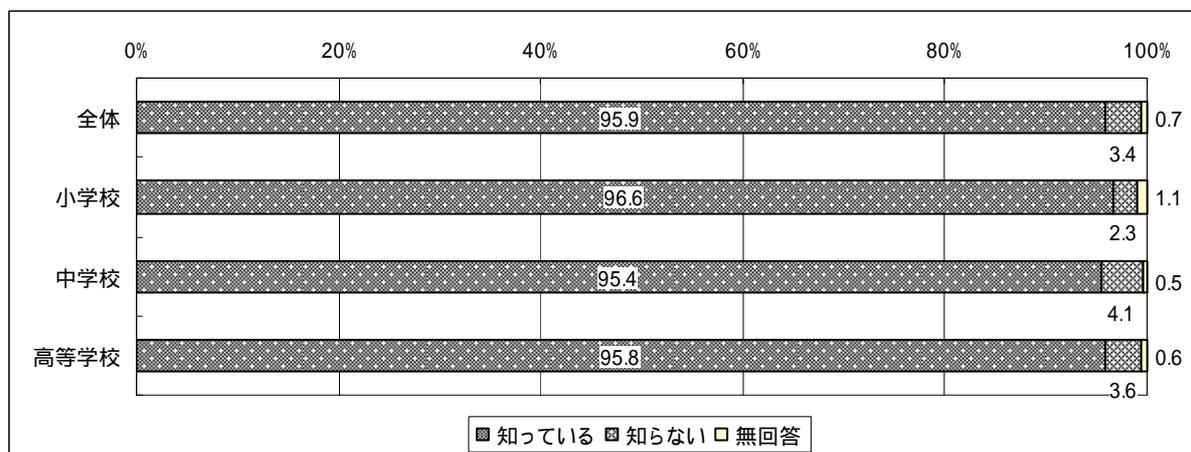
年齢

- 1 20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60以上

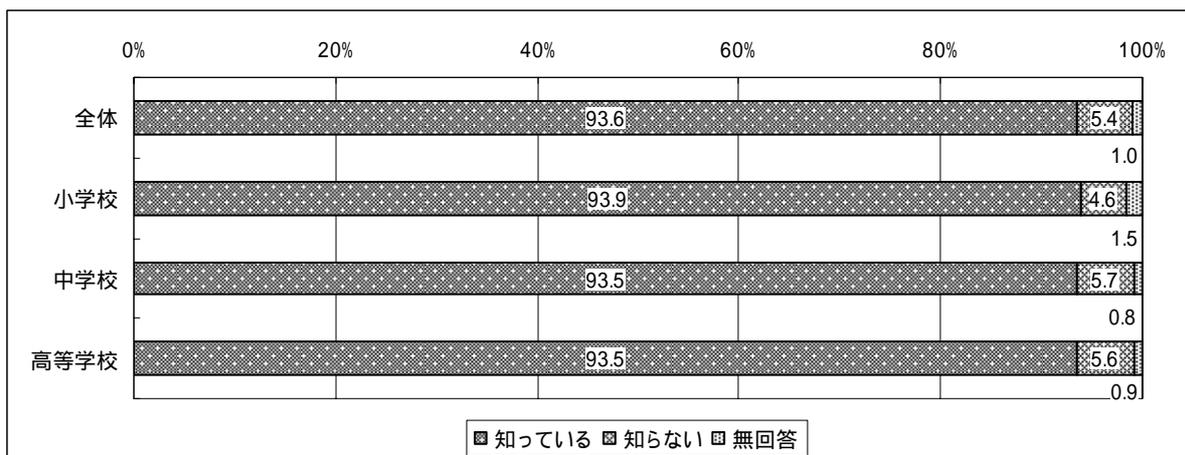


インターネットで利用できる次のものについて知っていますか。(1)~(4)それぞれにご回答ください。)

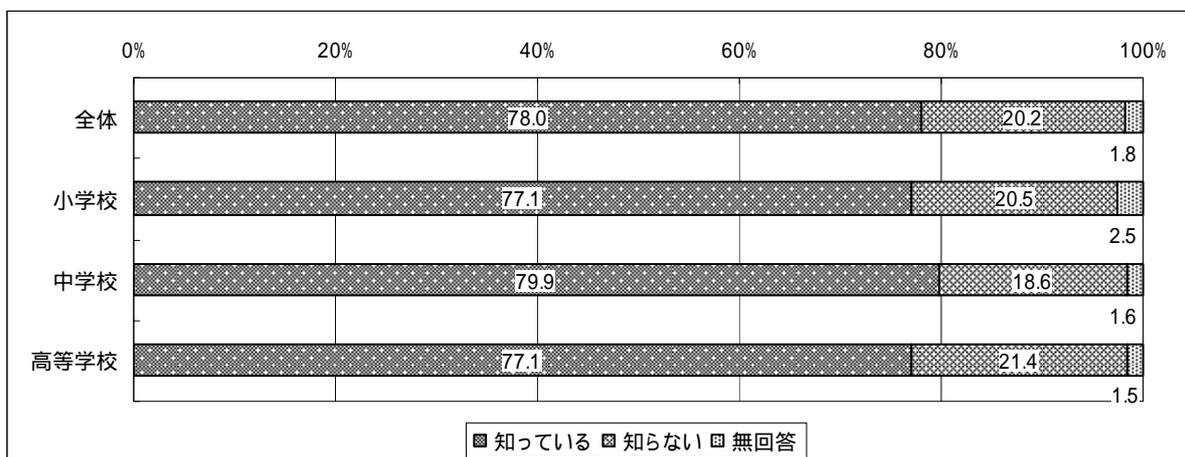
- (1) ホームページ 1 知っている 2 知らない



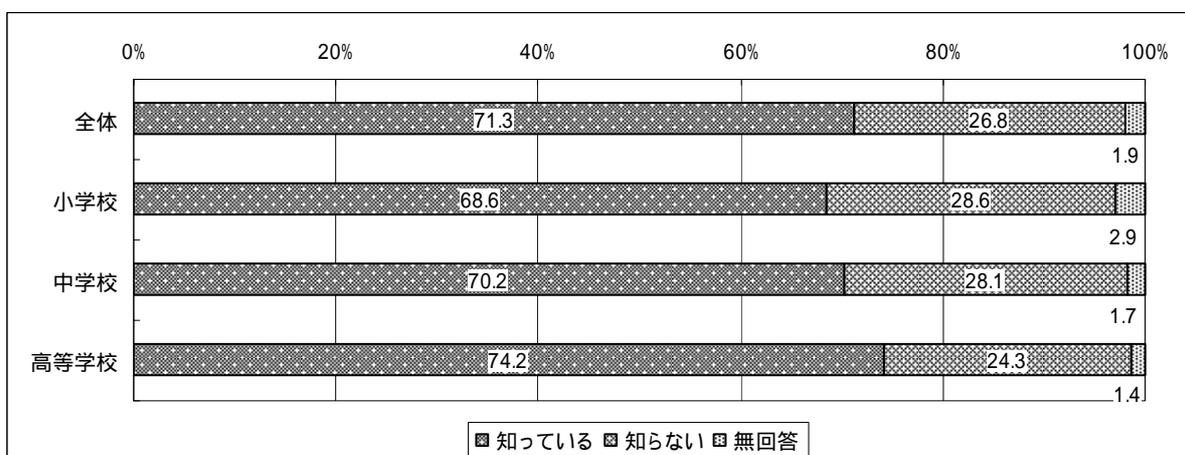
(2) 電子メール 1 知っている 2 知らない



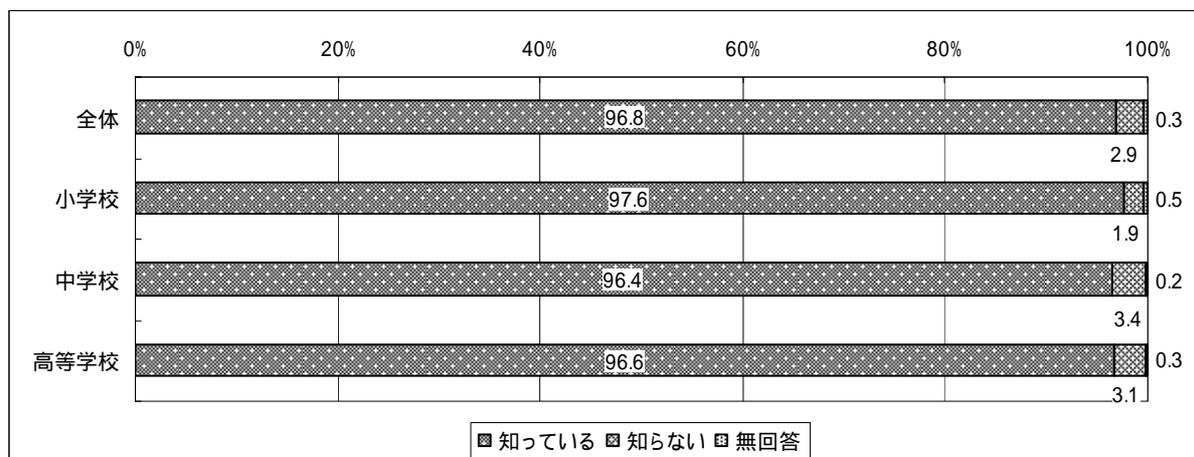
(3) チャット 1 知っている 2 知らない



(4) 電子掲示板 1 知っている 2 知らない

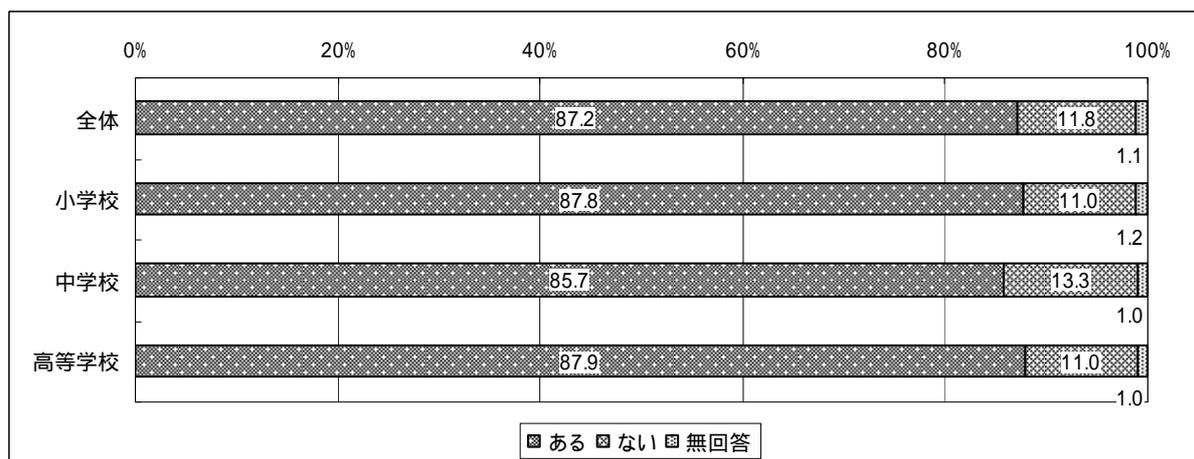


の質問で、(1)～(4)のいずれか1つ以上について“知っている”とお答えの方は、の質問に進んでください。それ以外の方は、の質問に進んでください。

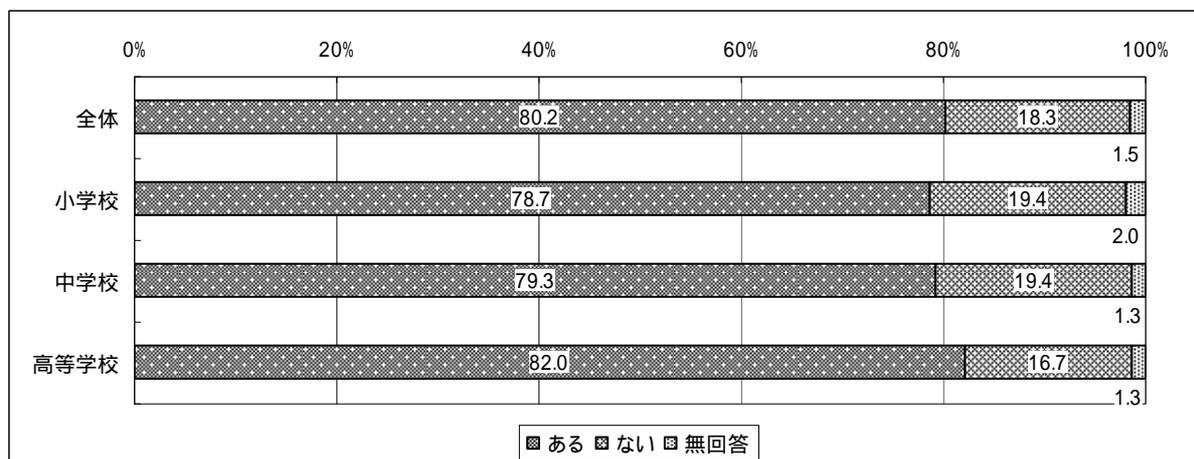


パソコンで以下のものを利用したことがありますか。((1)～(4)それぞれにご回答ください。)

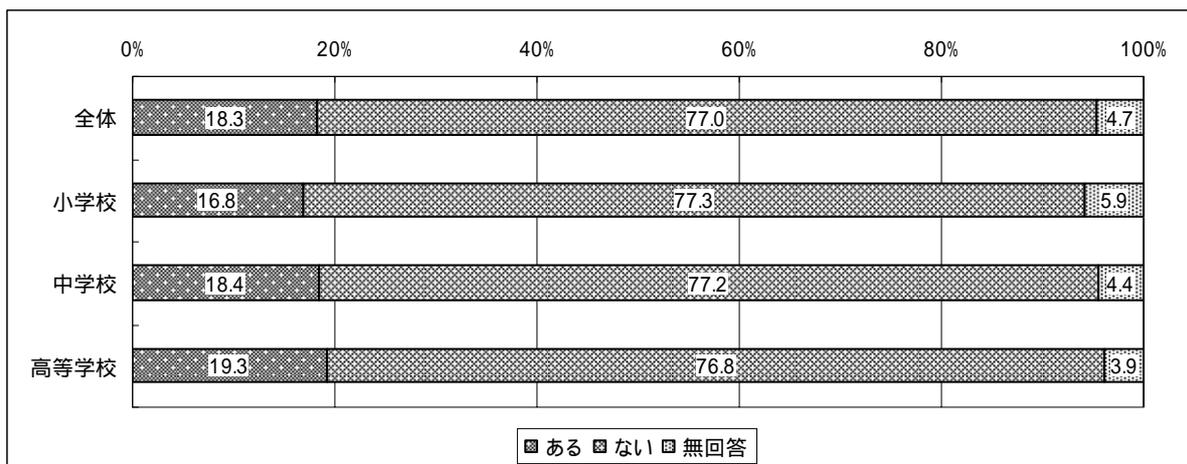
(1) ホームページ 1 ある 2 ない



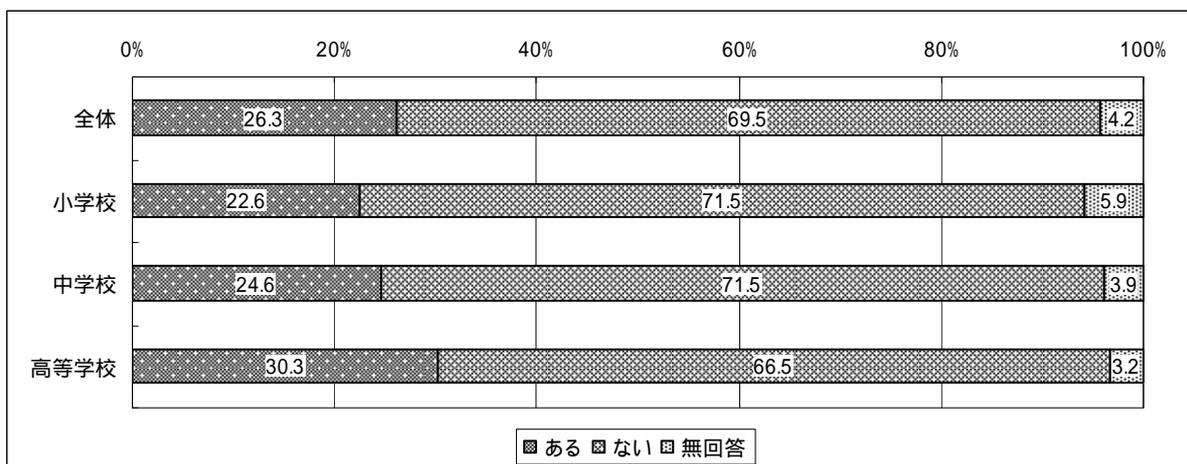
(2) 電子メール 1 ある 2 ない



(3) チャット 1 ある 2 ない

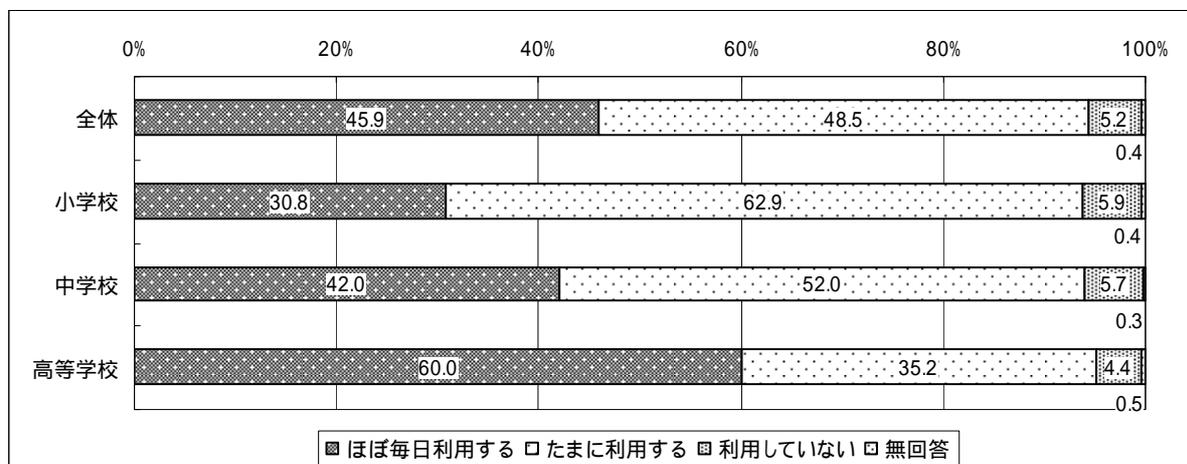


(4) 電子掲示板 1 ある 2 ない



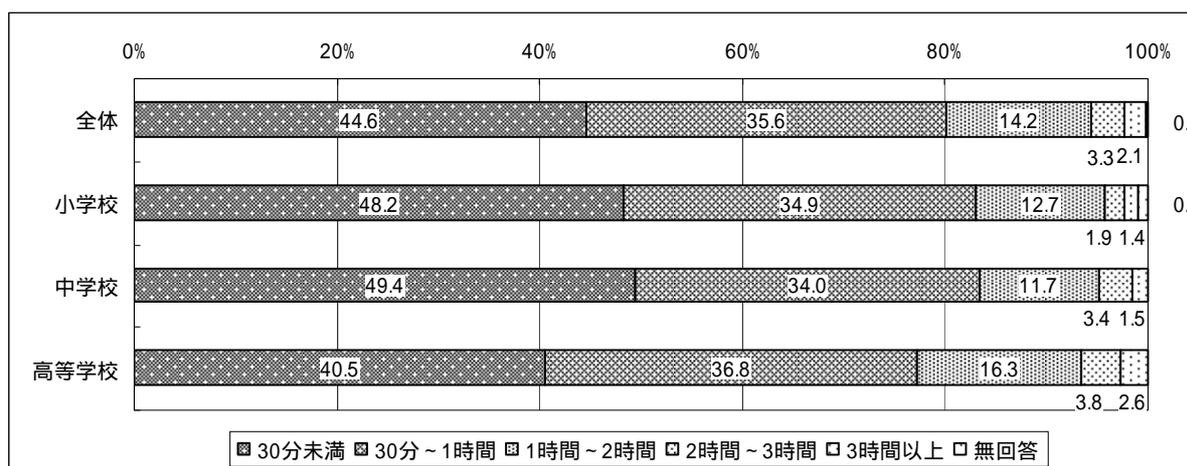
パソコンでインターネットを利用するのはどれくらいの時間ですか。

- 1 ほぼ毎日利用する
- 2 たまに利用する程度
- 3 利用していない



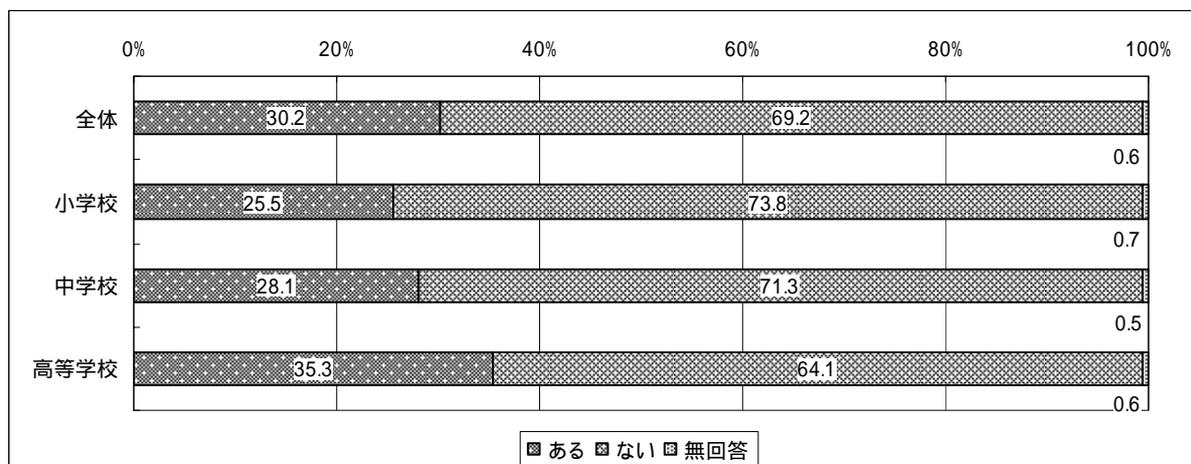
利用時間は1日当たりどの程度ですか。

- 1 30分未満
- 2 30分以上1時間未満
- 3 1時間以上2時間未満
- 4 2時間以上3時間未満
- 5 3時間以上



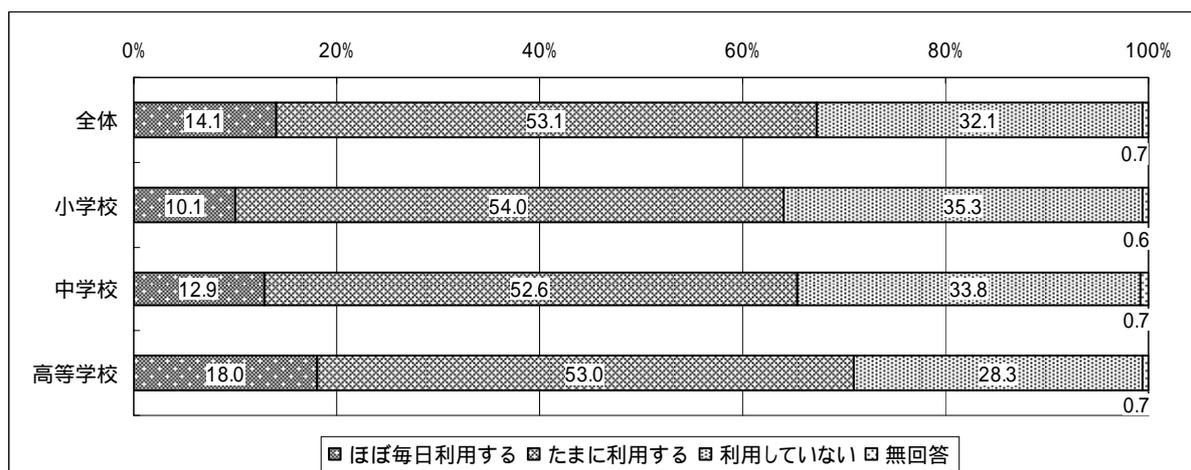
いつも自身が見たり書き込んだりしているホームページがありますか。

- 1 ある 2 ない



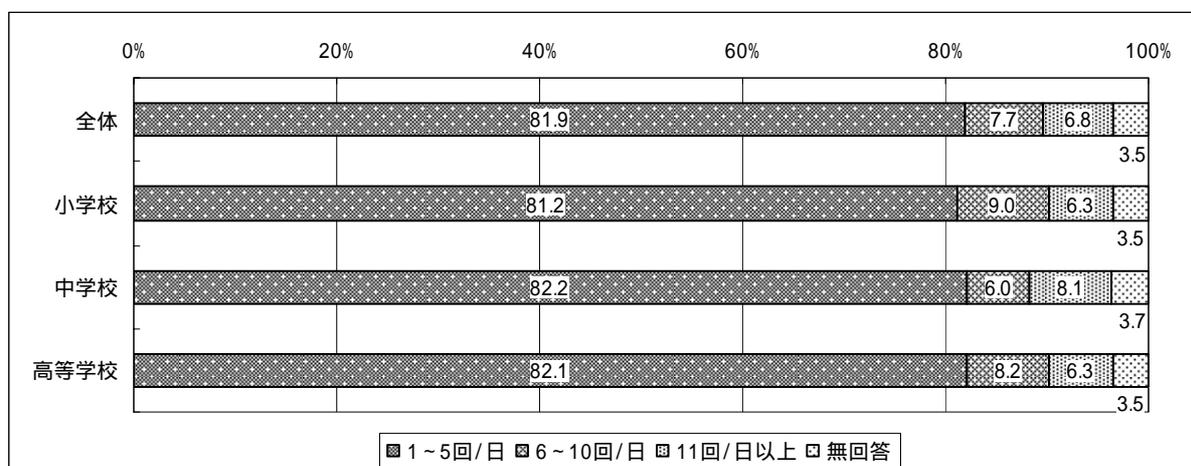
パソコンで電子メールのやりとりをするのはどれくらいの頻度ですか。(公私の別は問いません。合わせてお考え下さい。)

- 1 ほぼ毎日やりとりする
2 たまにやりとりする程度
3 やりとりはしていない



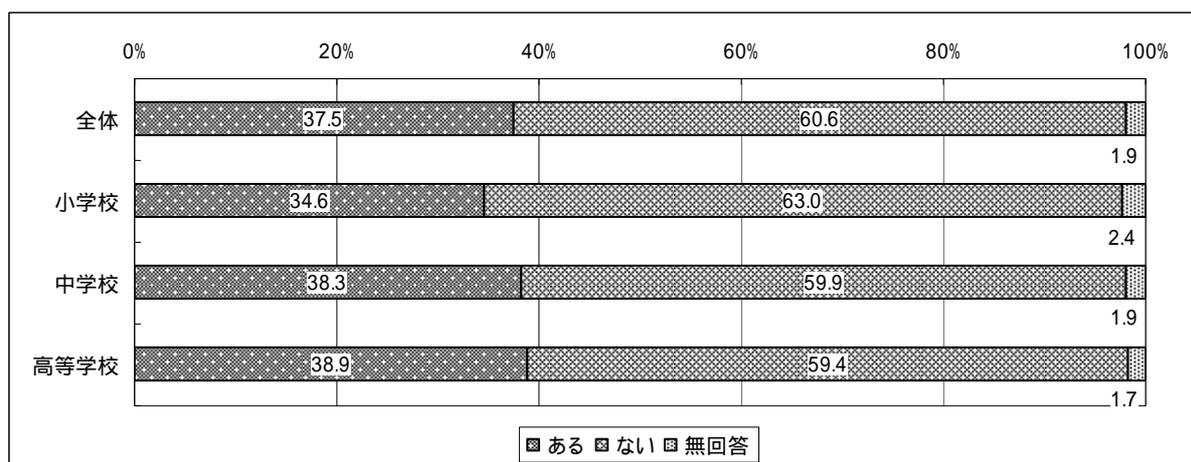
利用頻度はどの程度ですか。(送受信1件ごとに1回と数えてください。)

- 1 1～5回/日
- 2 6～10回/日
- 3 11回/日 以上

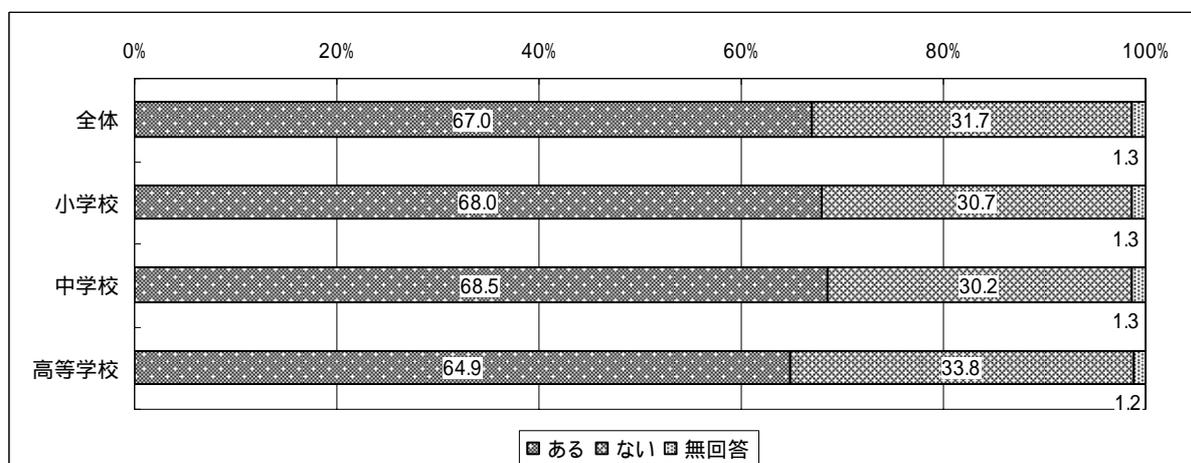


携帯電話で以下のものを利用したことがありますか。(1)～(3)それぞれにご回答ください。)

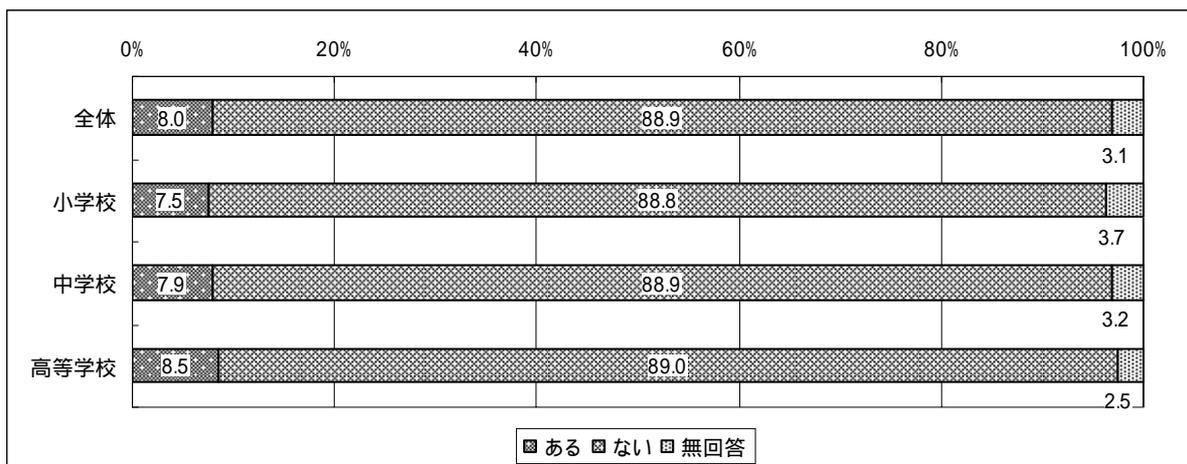
- (1) ホームページ 1 ある 2 ない



- (2) 電子メール 1 ある 2 ない

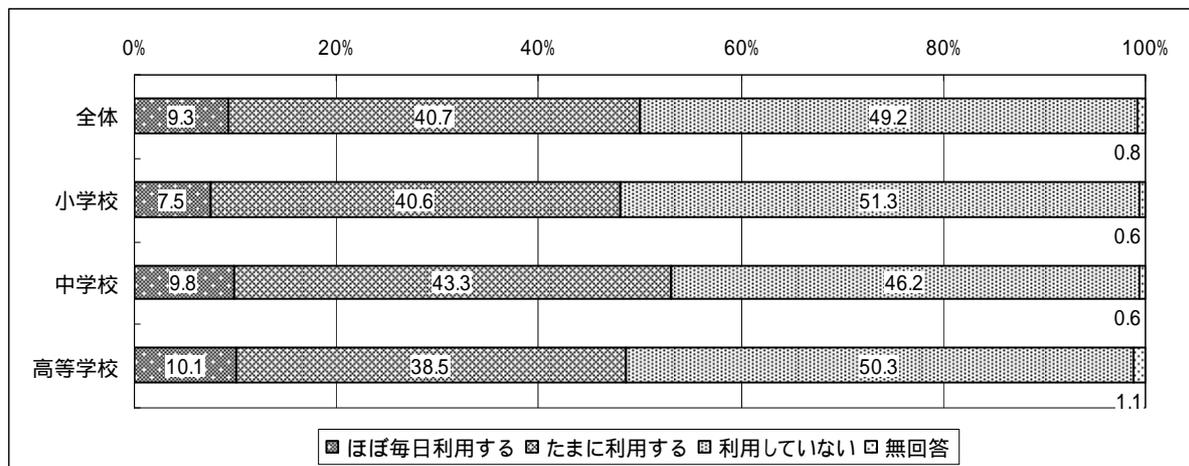


(3) 電子掲示板 1 ある 2 ない



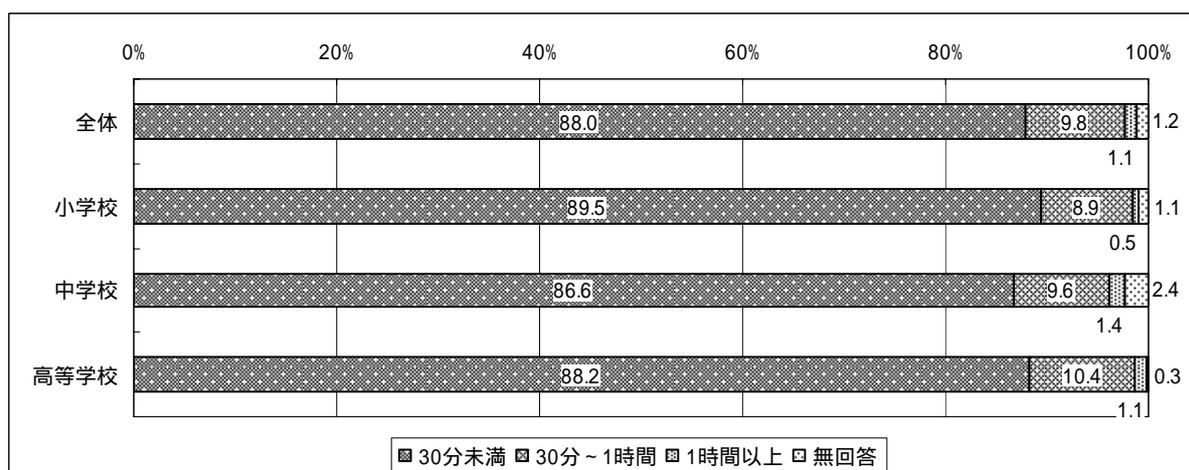
携帯電話でインターネットを利用するのはどれくらいの時間ですか。(公私の別は問いません。合わせてお考えください。)

- 1 ほぼ毎日利用する
- 2 たまに利用する程度
- 3 利用していない



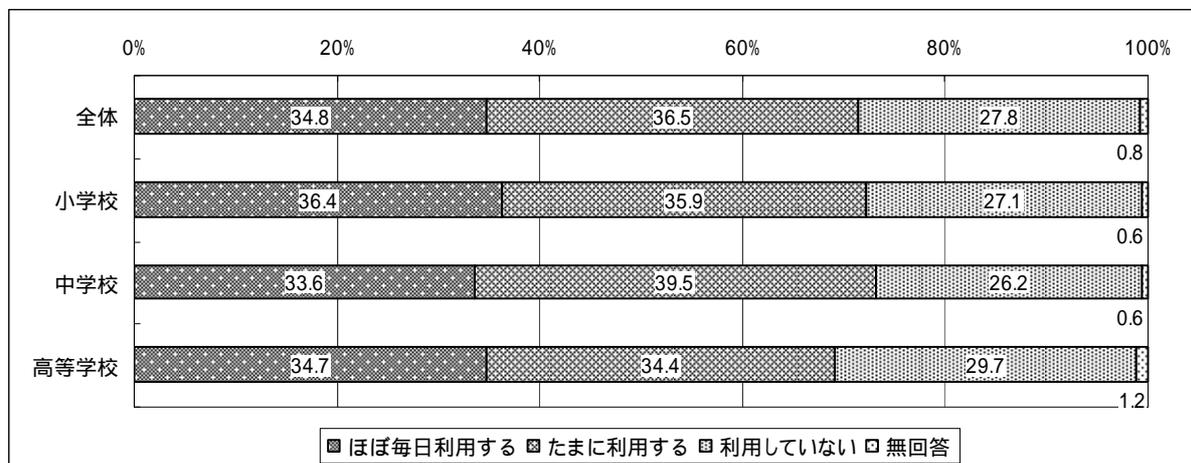
利用時間は1日当たりどの程度ですか

- 1 30分未満
- 2 30分以上1時間未満
- 3 1時間以上



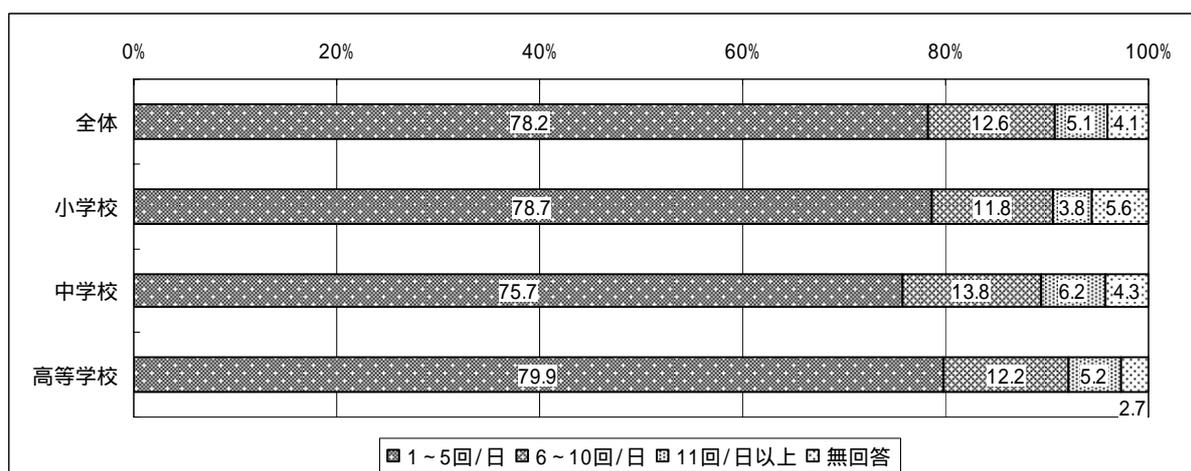
携帯電話で電子メールをやりとりするのはどれくらいの頻度ですか。(公私の別は問いません。合わせてお考えください。)

- 1 ほぼ毎日やりとりする
- 2 たまにやりとりする程度
- 3 やりとりはしていない



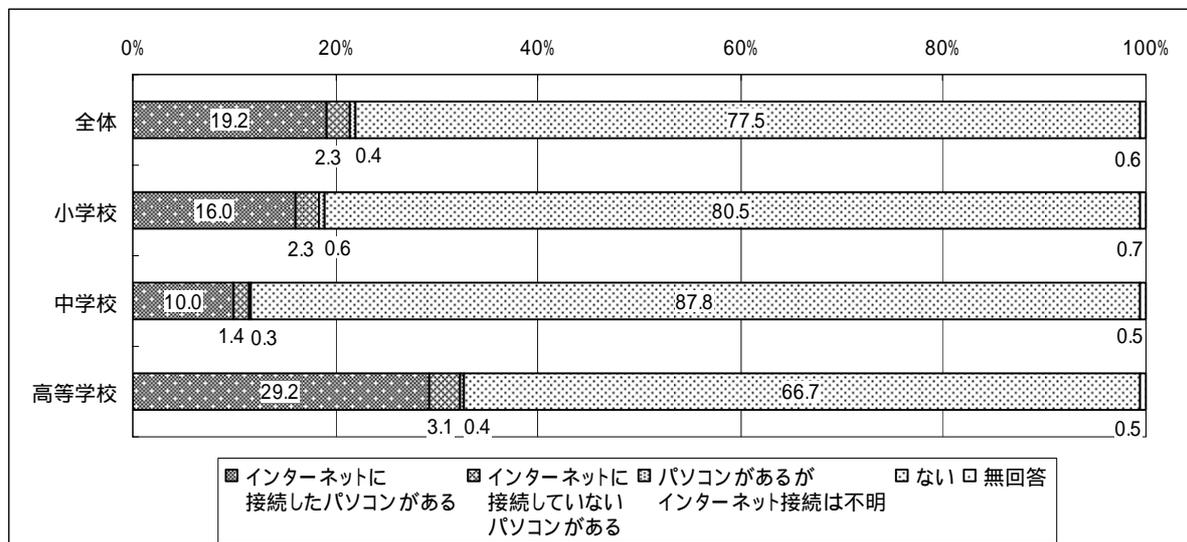
利用頻度はどの程度ですか。(送受信1件ごとに1回と数えてください。)

- 1 1～5回/日
- 2 6～10回/日
- 3 11回/日 以上



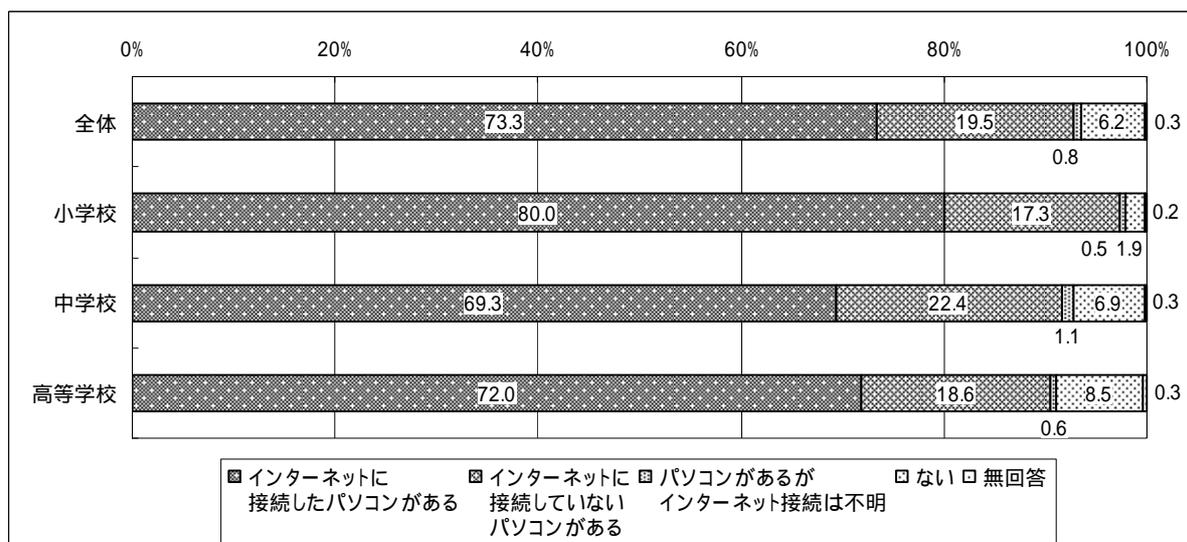
職場には、職場から支給された自分専用のパソコンはありますか。

- 1 インターネットに接続したパソコンがある
- 2 インターネットに接続していないパソコンがある
- 3 パソコンはあるが、インターネットに接続しているか否か分からない
- 4 ない



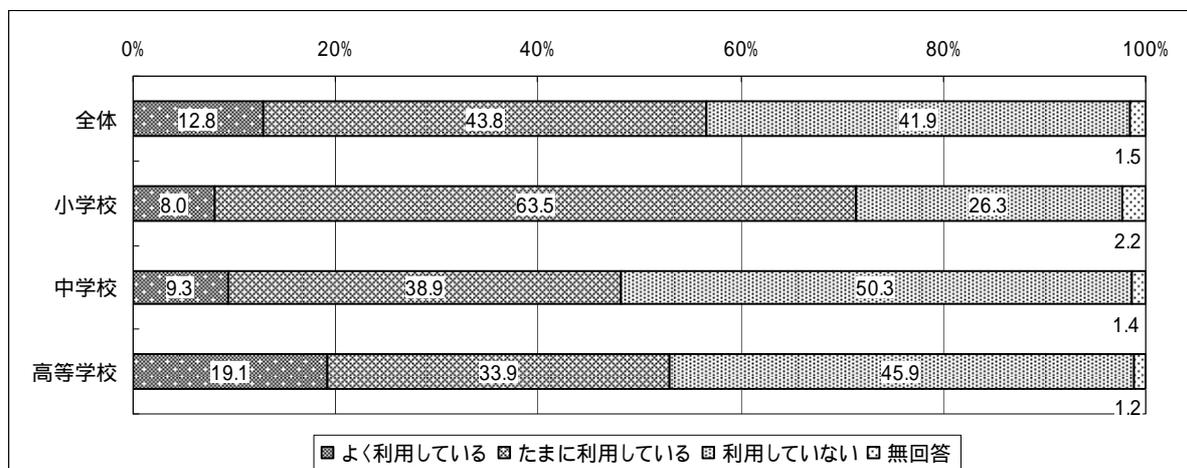
自宅にパソコンはありますか。

- 1 インターネットに接続したパソコンがある
- 2 インターネットに接続していないパソコンがある
- 3 パソコンはあるが、インターネットに接続しているか否か分からない
- 4 ない



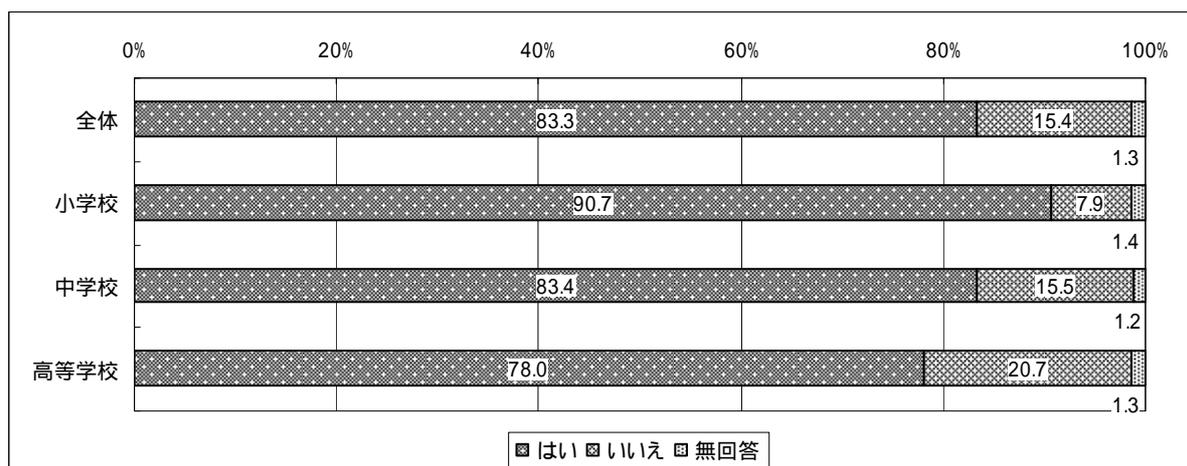
教科における指導の中で、パソコン等の情報機器はどの程度利用していますか。

- 1 よく利用している
- 2 たまに利用している
- 3 利用していない



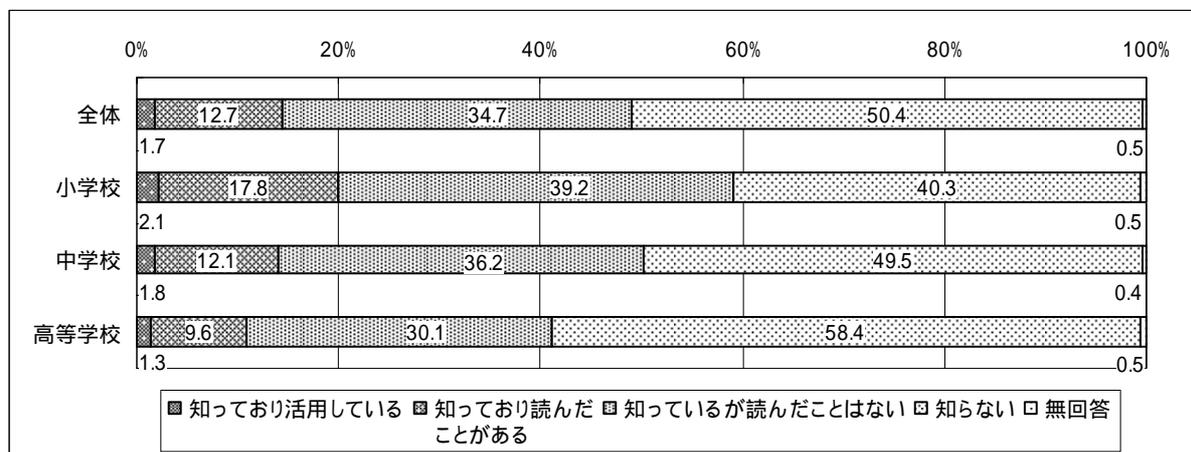
児童生徒に対し教員が各教科等における授業を行う際には、児童生徒の「情報活用能力の育成」を念頭に置いておくべきと考えますか。

- 1 はい
- 2 いいえ



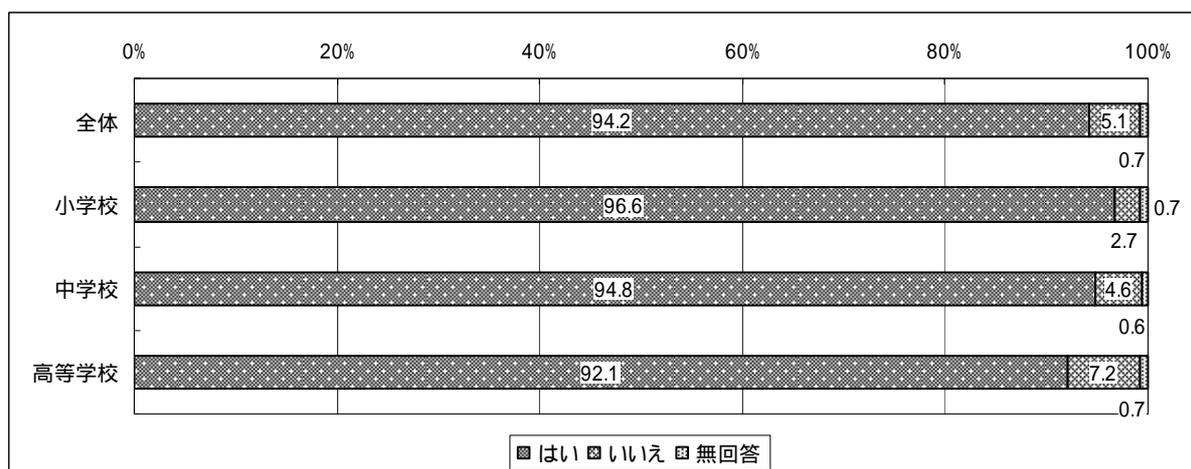
文部科学省が作成した「情報教育の実践と学校の情報化 ～新「情報教育に関する手引き」～」を知っていますか。

- 1 知っており、情報教育を行うに当たり活用している。
- 2 知っており、読んだことがある
- 3 知っているが、読んだことはない
- 4 知らない



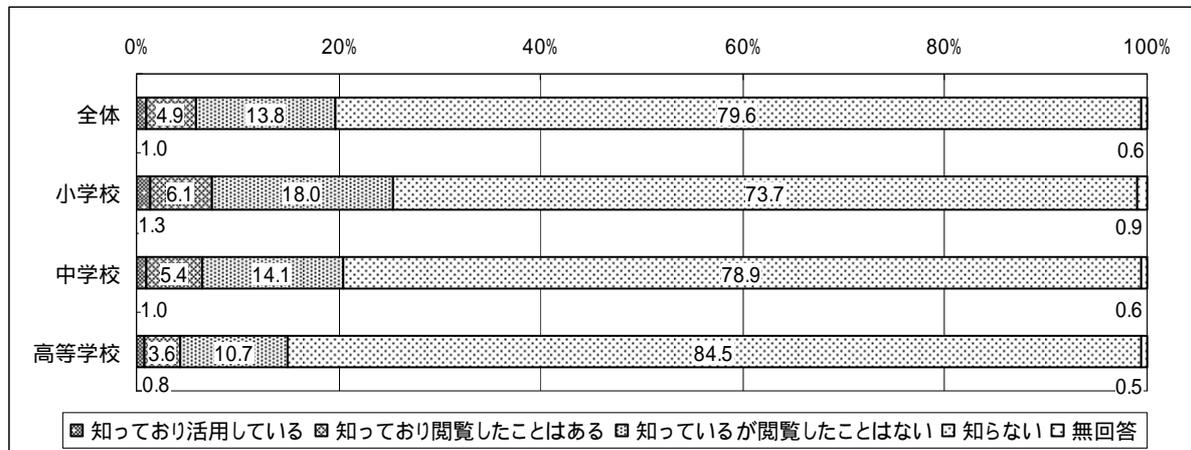
児童生徒に対し教員が各教科等における授業を行う際には、児童生徒の「情報モラルの育成」を念頭に置いておくべきと考えますか。

- 1 はい
- 2 いいえ



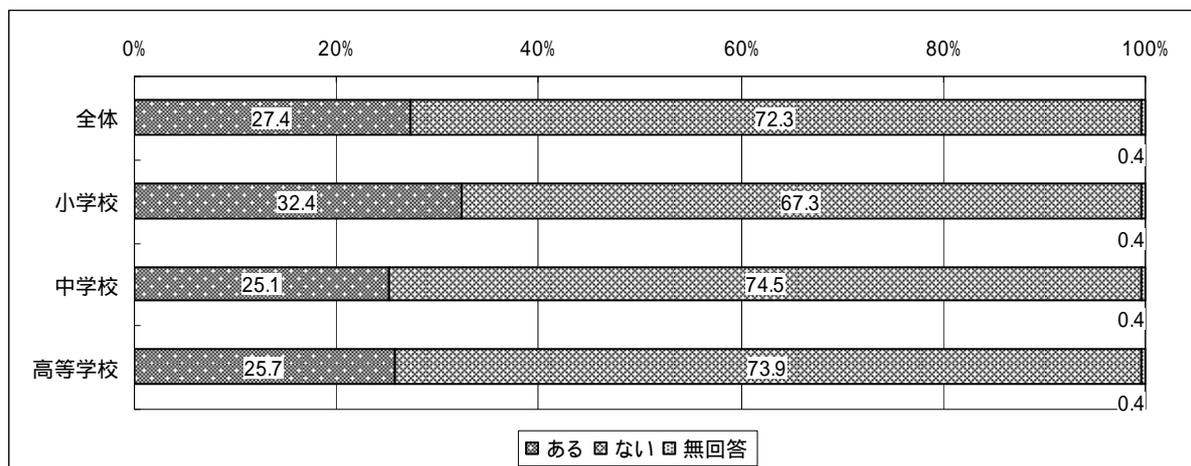
Web サイト「情報モラル」授業サポートセンター」について知っていますか。

- 1 知っており、児童生徒の情報モラル指導において活用している
- 2 知っており、サイトを閲覧したことはある
- 3 知っているが、サイトを閲覧したことはない
- 4 知らない



情報モラル指導に関する研修を受けたことがありますか。

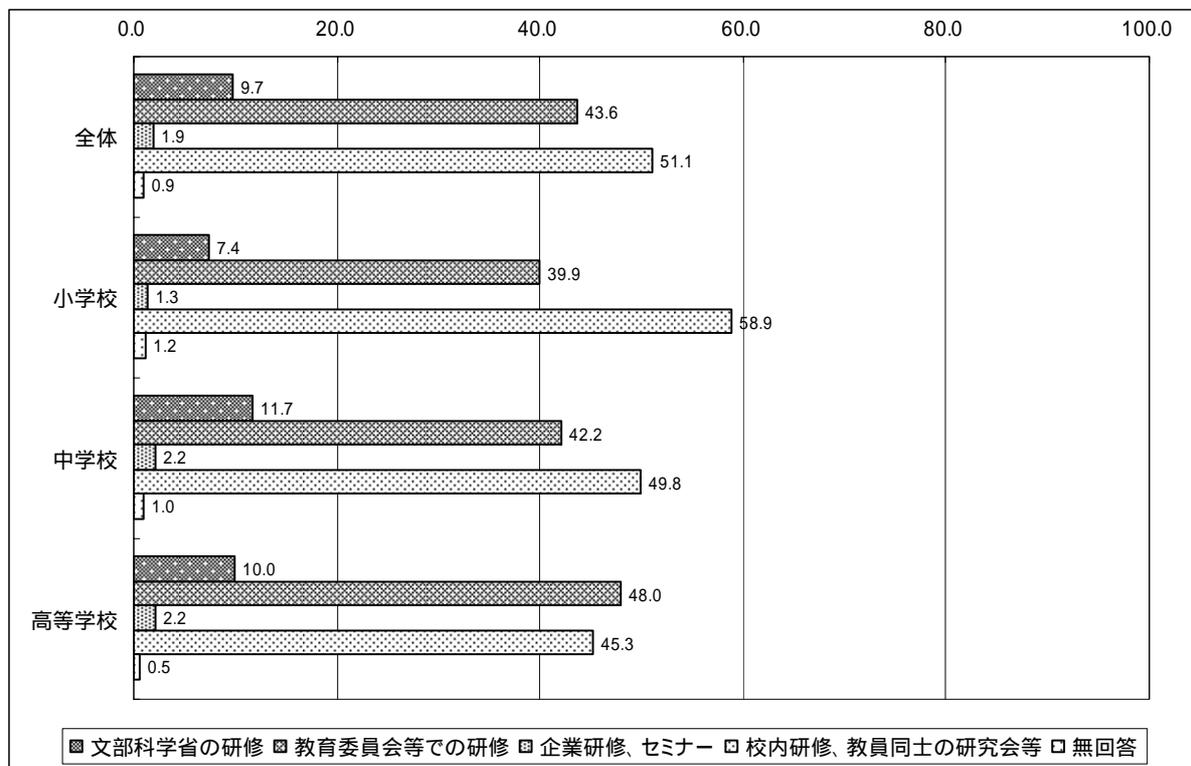
- 1 ある
- 2 ない



の質問で“ある”とお答えの方は、質問にお答えください。それ以外の方は²¹の質問に進んでください。

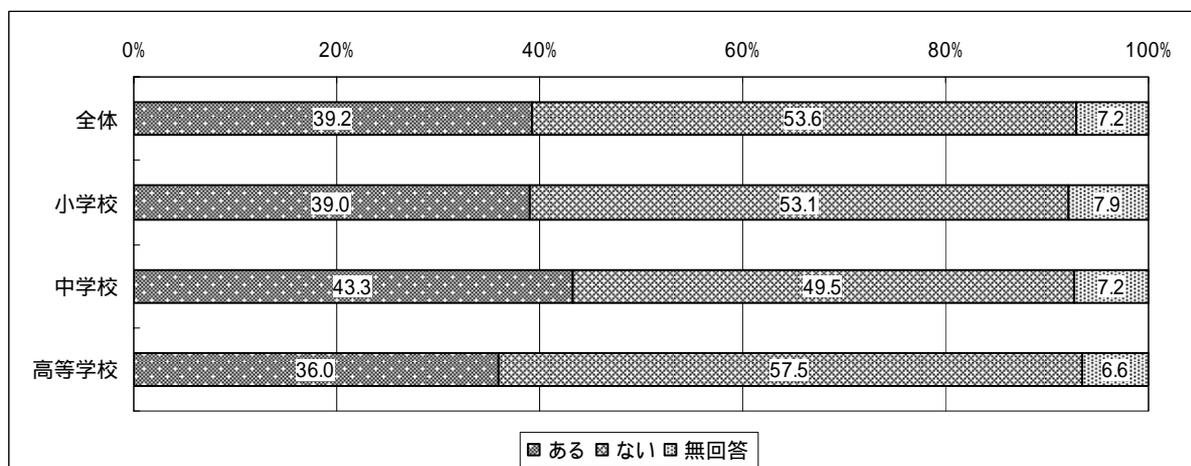
情報モラル指導に関する研修はどこで受けましたか。

- 1 文部科学省の研修（独立行政法人教員研修センターまたは同センターの委嘱により各
地域で実施するものを含む）
- 2 教育委員会等での研修
- 3 企業で開催している研修、セミナー等
- 4 校内研修、教員同士の研究会又は情報交換

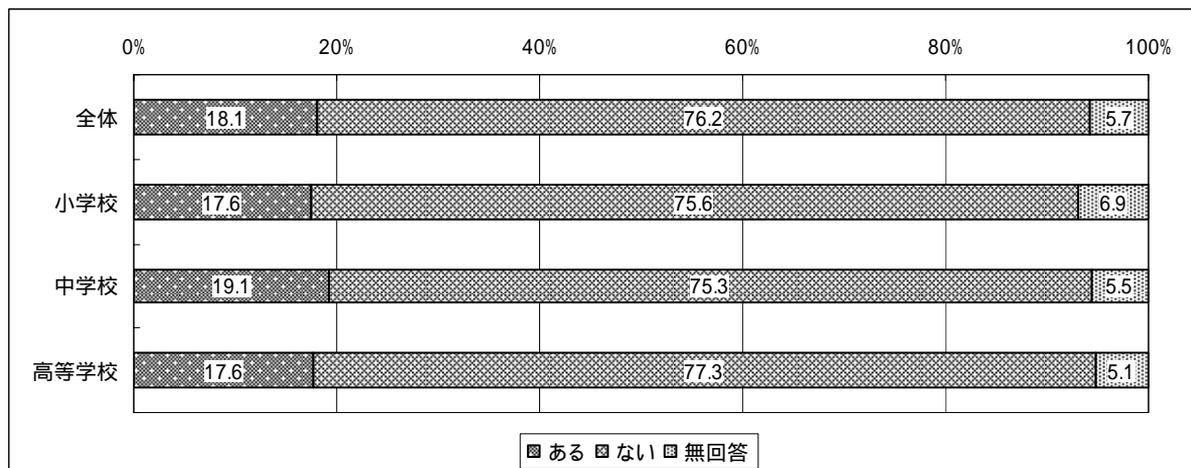


21 教員同士で、教育上の問題として情報モラルについて相談したことがありますか。

- 1 ある
- 2 ない



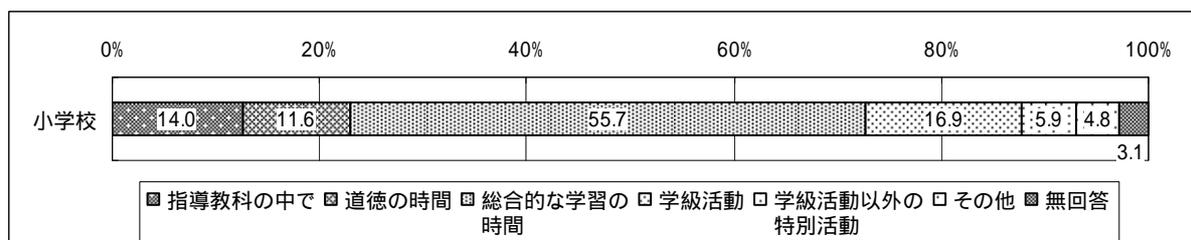
- 22 最近1年以内で、ご自身の授業等（総合的な学習の時間、その他、特別活動などを含む。ただし、個別指導は除く。）において、情報モラルに関する内容を扱ったことがありますか。
 1 ある 2 ない



22の質問で“ある”とお答えの方は、23～27の質問にお答えください。（なお、23の質問は、学校種により回答の選択肢が異なっています。該当する学校種の質問について回答してください。）それ以外の方は、28の質問に進んでください。

（小学校教員の方への質問）

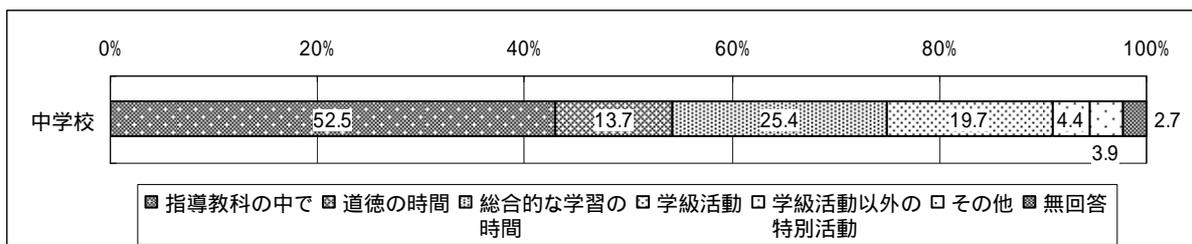
- 23 どのようなときに情報モラルに関する内容を扱いましたか。
 1 教科指導の中で（教科名： ）
 2 道徳の時間
 3 総合的な学習の時間
 4 学級活動
 5 4以外の特別活動
 6 その他（ ）



(中学校教員の方への質問)

23 どのようなときに情報モラルに関する内容を扱いましたか。

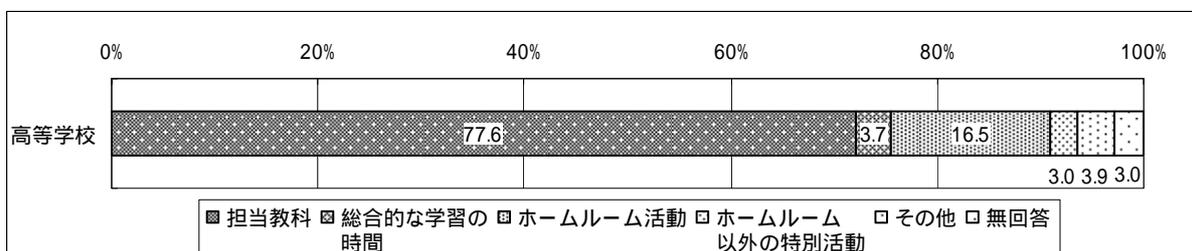
- 1 担当する教科の指導の中で
- 2 道徳の時間
- 3 総合的な学習の時間
- 4 学級活動
- 5 4以外の特別活動
- 6 その他 ()



(高等学校教員の方への質問)

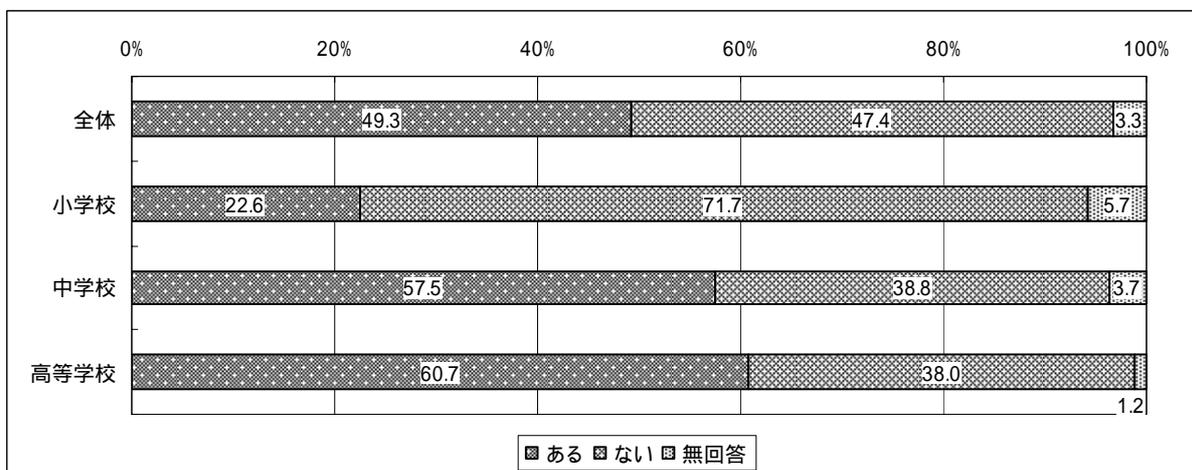
23 どのようなときに情報モラルに関する内容を扱いましたか。

- 1 担当する教科の指導の中で
- 2 総合的な学習の時間
- 3 ホームルーム活動
- 4 3以外の特別活動
- 5 その他 ()

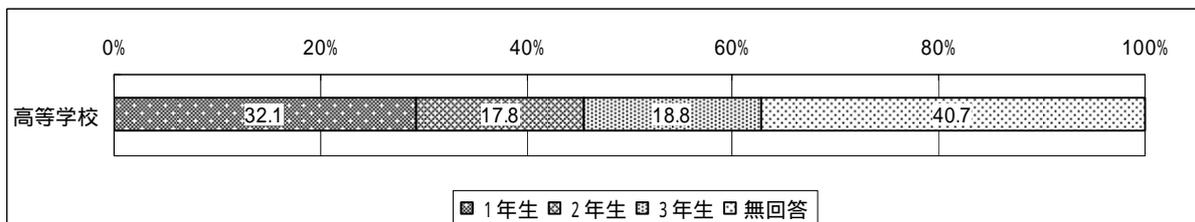
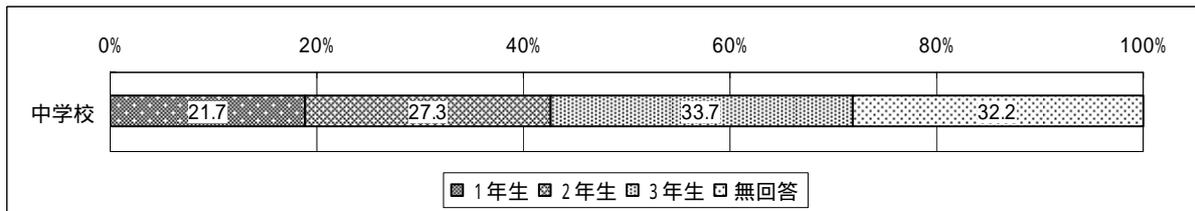
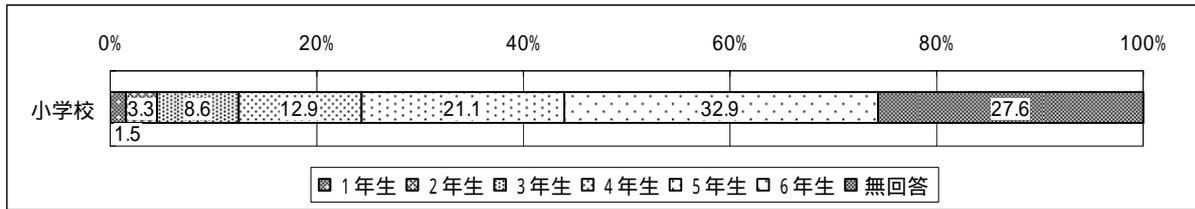


24 情報モラルの指導に当たり、「携帯電話」を利用する際のルールやマナーについて取り扱ったことがありますか。

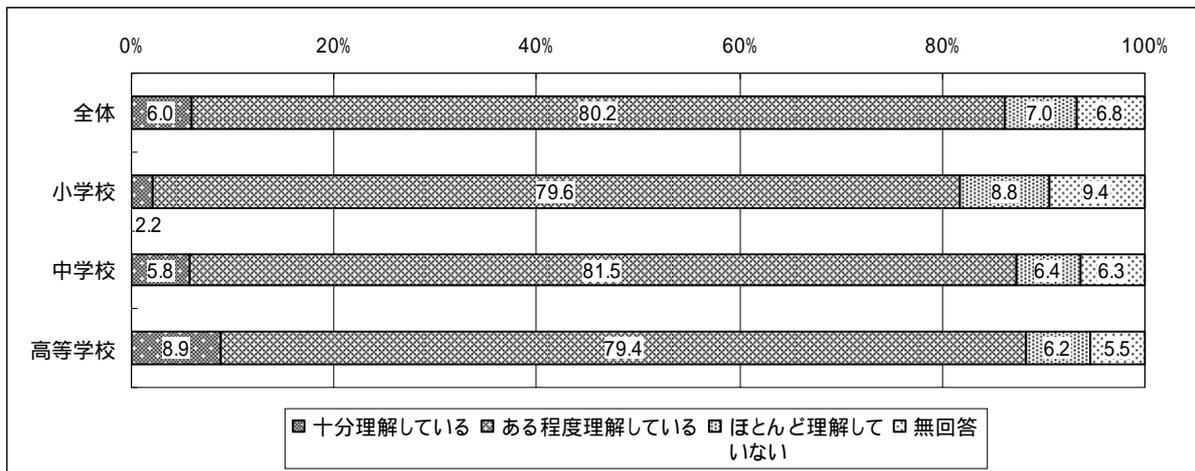
- 1 ある
- 2 ない



26 情報モラルの指導後の児童生徒の理解度はどの程度であったと認識していますか。
 (指導を行った児童生徒の学年： 年生)

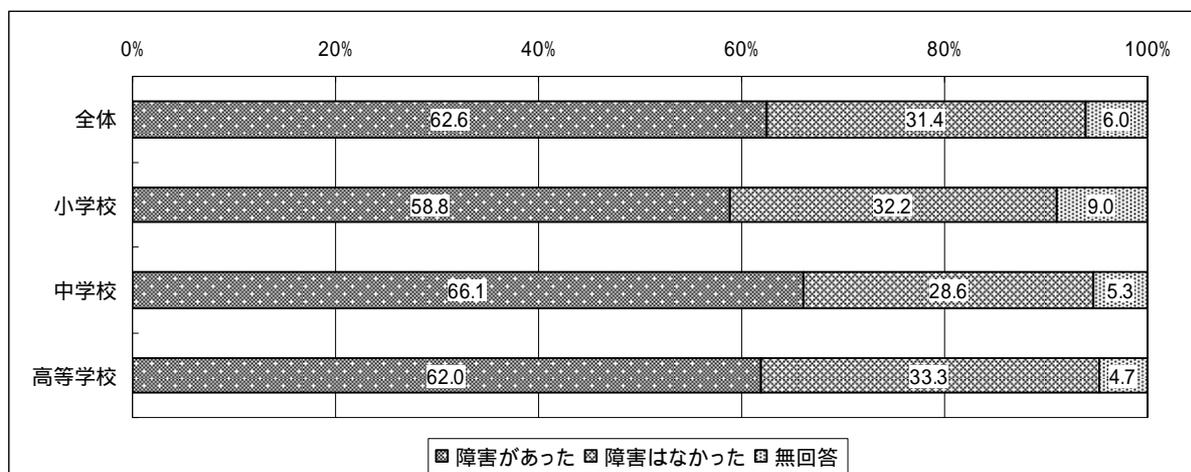


- 1 十分理解している
- 2 ある程度理解している
- 3 ほとんどは理解していない



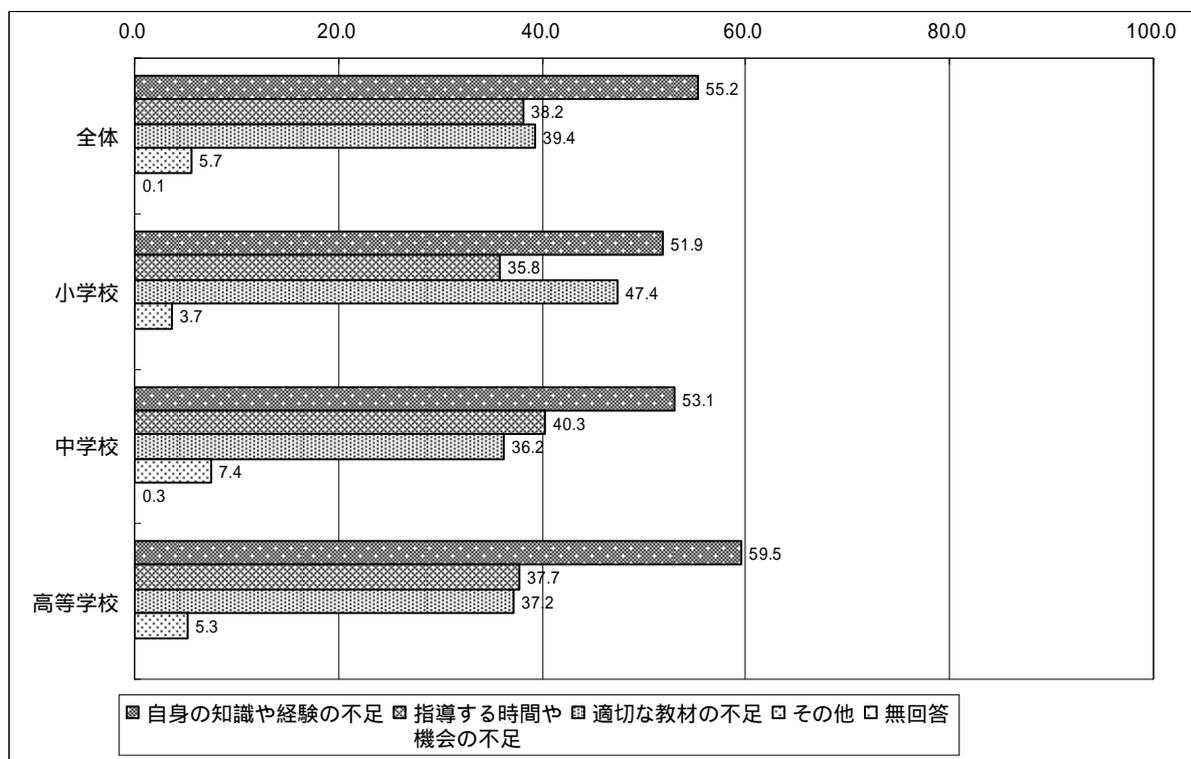
27 情報モラルを指導するにあたり、障害となったものはありましたか。あった場合それは何ですか。

- 1 障害となったものがあった
- 2 障害となったものはなかった



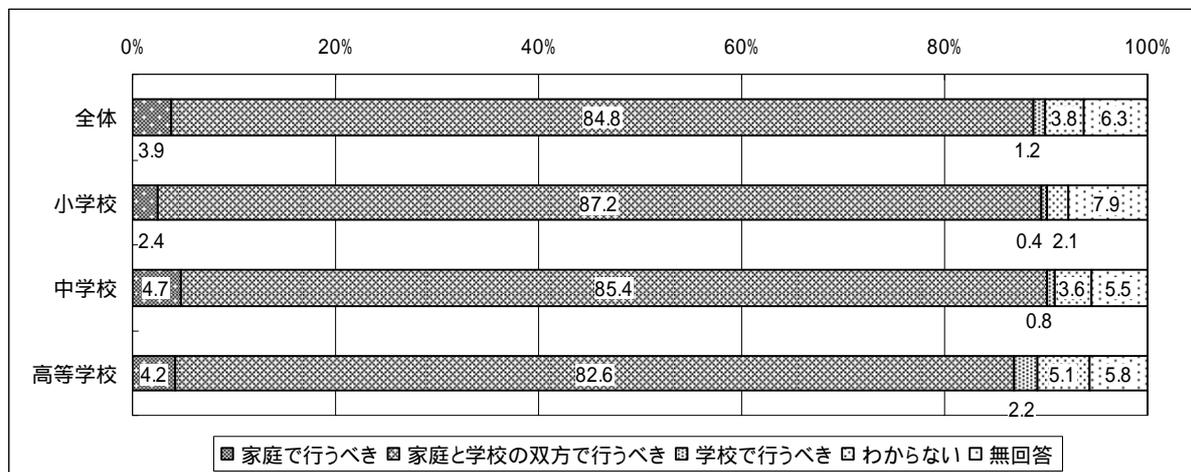
それはどのようなことですか。(複数回答可)

- 1 自身の知識や経験の不足
- 2 指導する時間や機会の不足
- 3 適切な教材の不足
- 4 その他 ()



28 「情報モラル教育は、家庭のしつけの中で行うべきものだ」という意見がありますが、これに対してあなたの考えは次のどれに近いですか。

- 1 そのとおり。家庭で行うべき
- 2 家庭と学校の双方で行うべき
- 3 学校で行うべき
- 4 分からない



【以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。】

(3) 児童生徒

全部で24問あります。質問の順番にしたがって答えてください。選択肢(せんたくし)の書いてある質問については、その中から自分にもっとも当てはまると思うものを1つ選び、その番号に をつけてください(2つ以上に を付けてもよい場合もあります。質問をよく読んで答えてください)。記入式の質問については、記入らん(に)に答えを書いてください。ただし、字数に決まりがあるものは、その字数以内で答えてください。

「情報モラル」とは「パソコンや携帯(けいたい)電話などでインターネットのサービスを利用するときに守らなければならないマナーやルール(利用するときの約束ごと)」という意味です。たとえば、著作権(ちよさくけん)を守ることや電子メールの出し方についてのマナーやルールなどが、これに当てはまると考えてください。

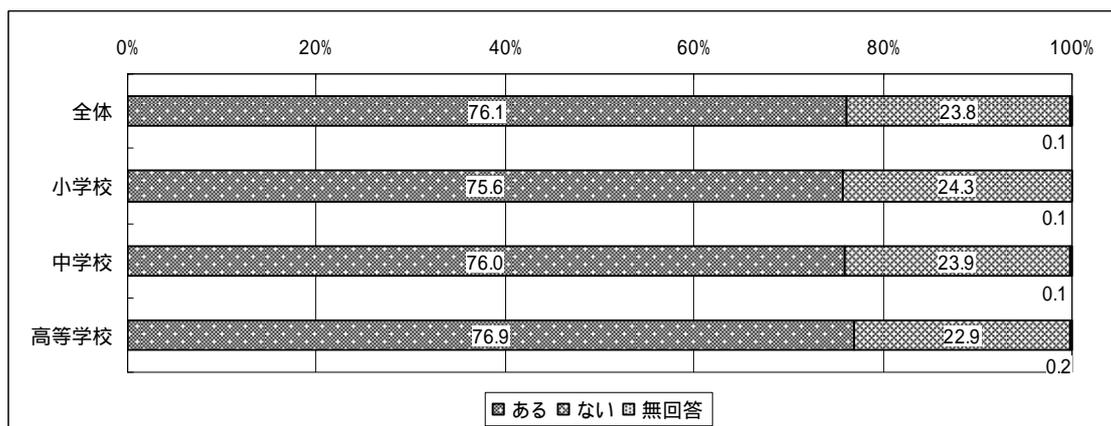
あなたが通っている学校は、次のうちどれですか。

- 1 小学校 2 中学校 3 高等学校

	全 体	小学校	中学校	高等学校
回答数	12262	4156	4906	3200

自分の家にパソコンはありますか。

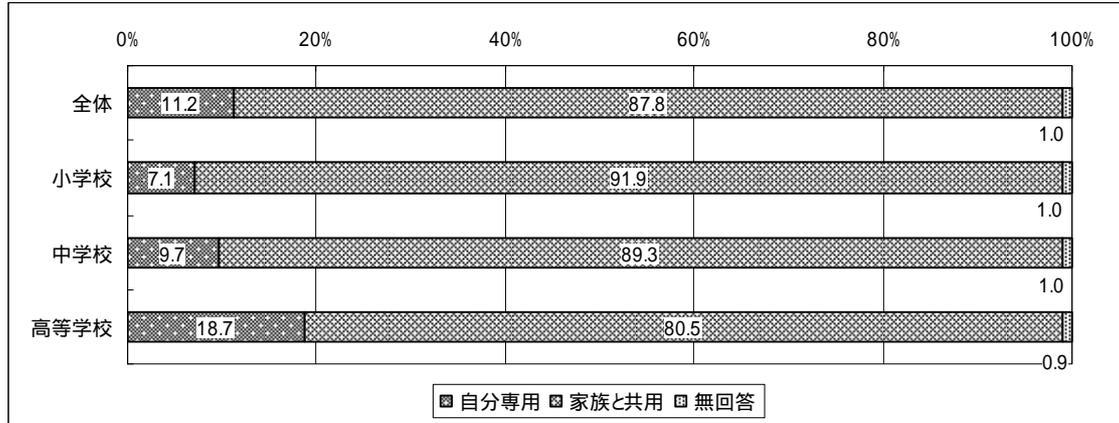
- 1 ある
2 ない



それは自分専用ですか

1 自分専用

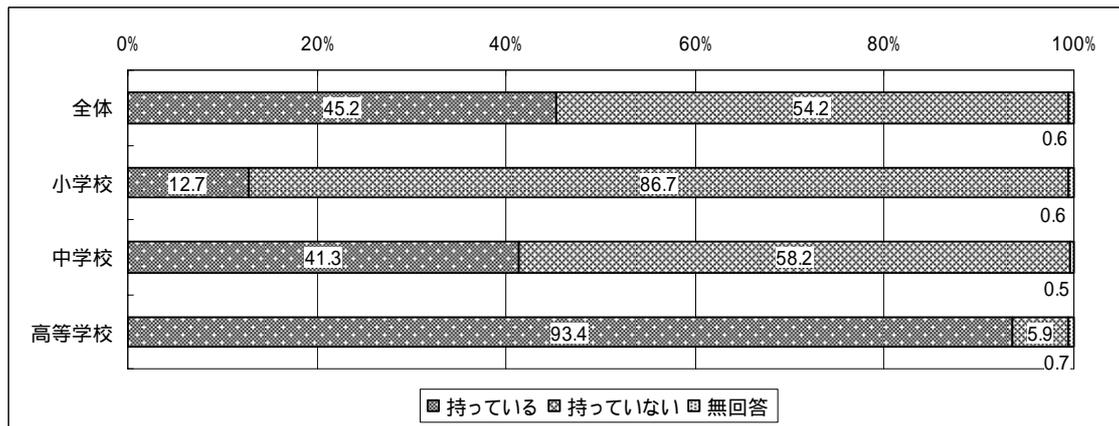
2 家の人と共同で使う



自分用の携帯（けいたい）電話を持っていますか。

1 持っている

2 持っていない

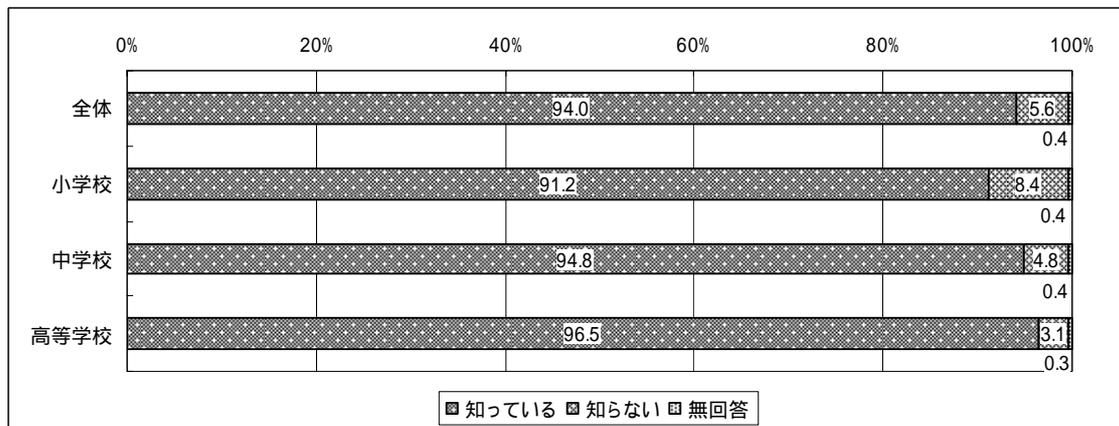


インターネットで利用できる次のものについて知っていますか。（(1)～(4)のそれぞれに教えてください。）

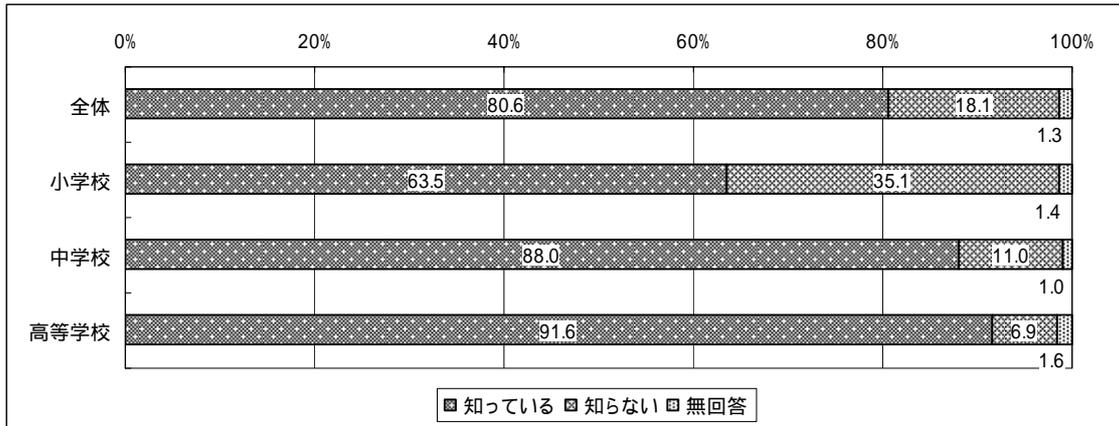
(1) ホームページ

1 知っている

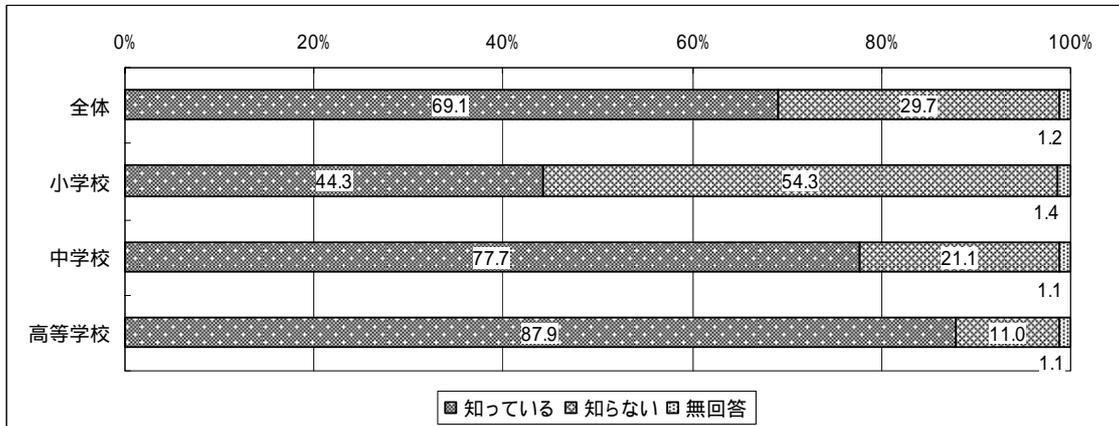
2 知らない



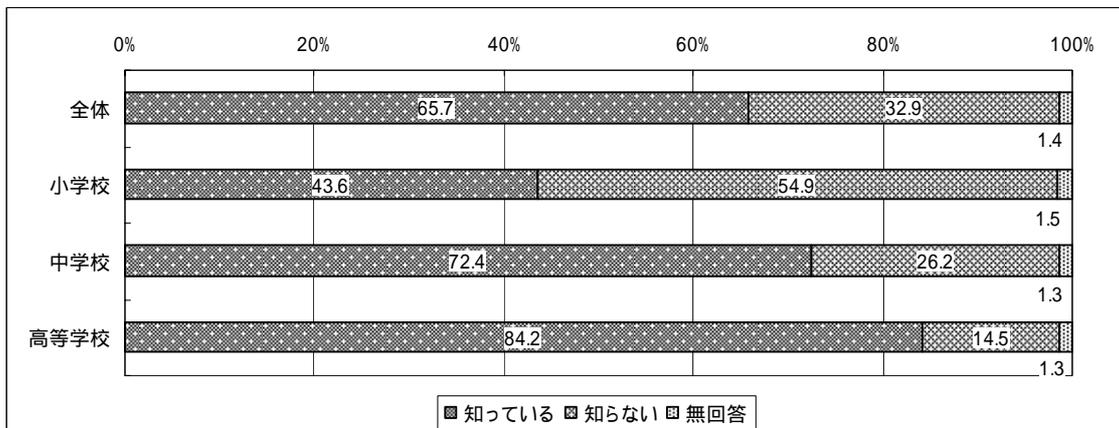
(2) 電子メール 1 知っている 2 知らない



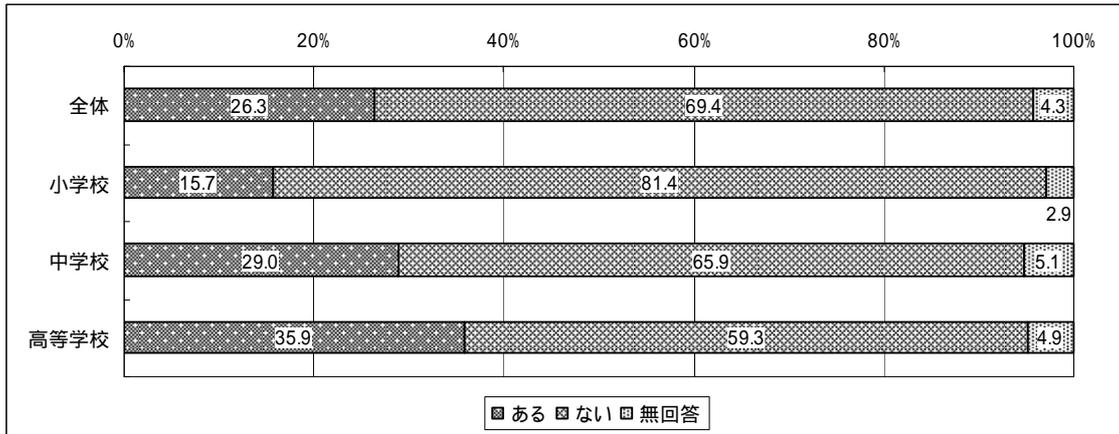
(3) チャット 1 知っている 2 知らない



(4) 電子掲示(けいじ)板 1 知っている 2 知らない

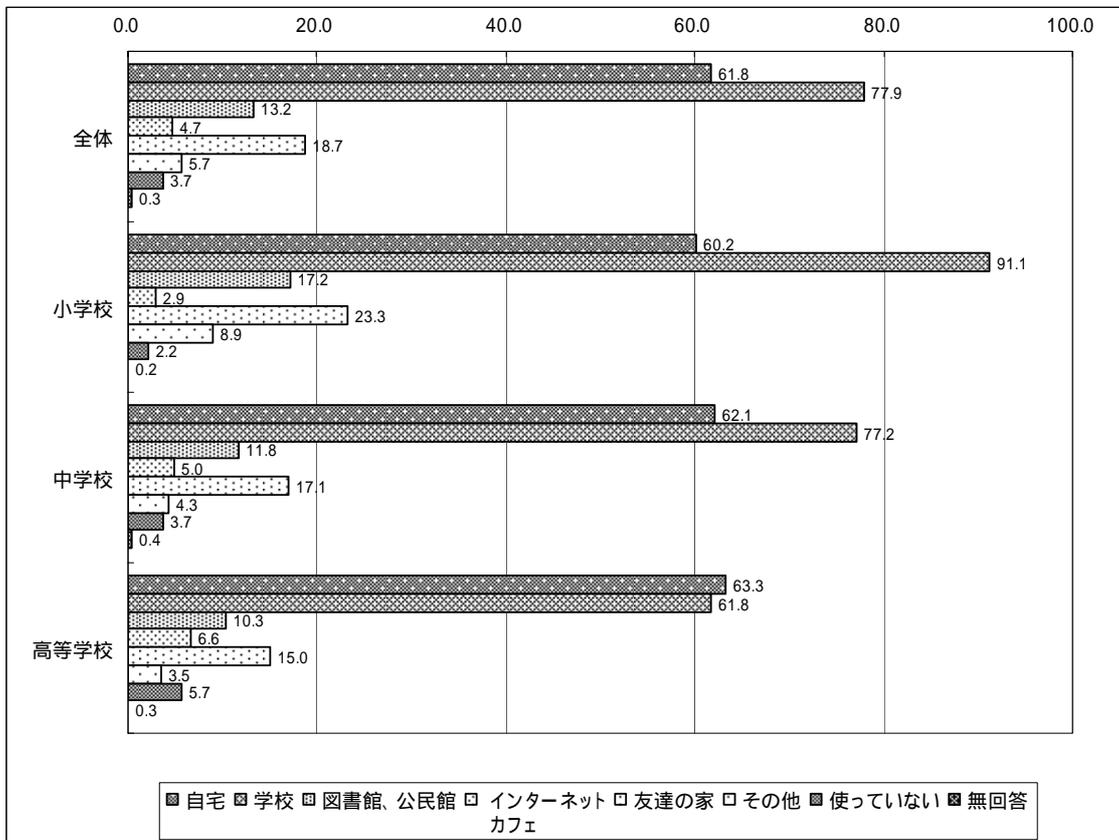


(4) 電子掲示(けいじ)板 1 ある 2 ない



パソコンでインターネットを使っている場所はどこですか。(当てはまるものが2つ以上ある場合は、当てはまるものすべてにをつけてください。)

- 1 自分の家
- 2 学校
- 3 図書館や公民館など
- 4 インターネットカフェなどのお店
- 5 友だちの家
- 6 その他
- 7 使っていない



いつごろからパソコンでインターネットを使っていますか。(小学生の場合は「小学生の回答」の中から、中学生の場合は「中学生の回答」の中から、高校生の場合は「高校生の回答」の中から、当てはまるものを選んでください。)

小学生の回答

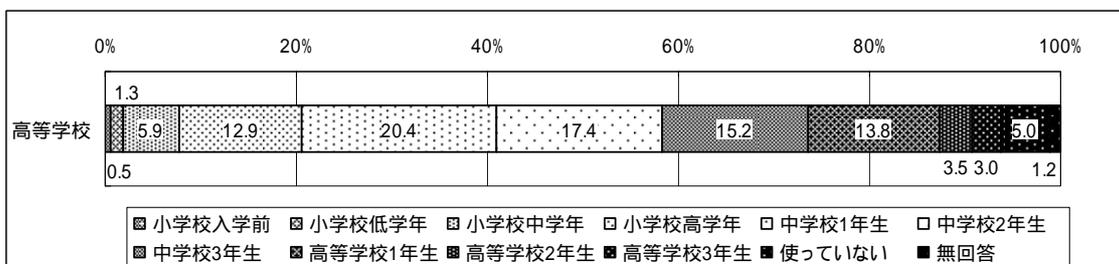
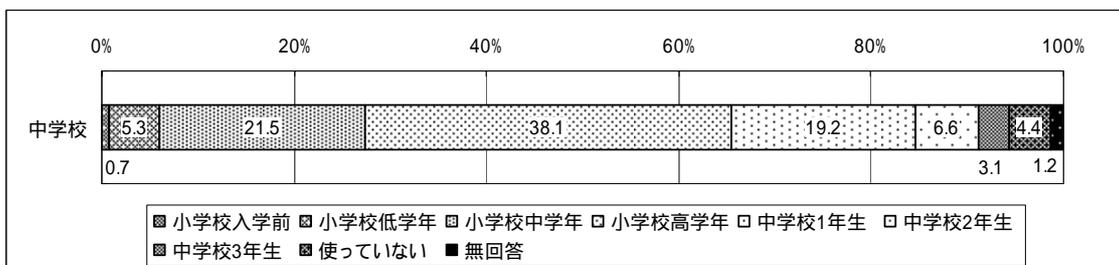
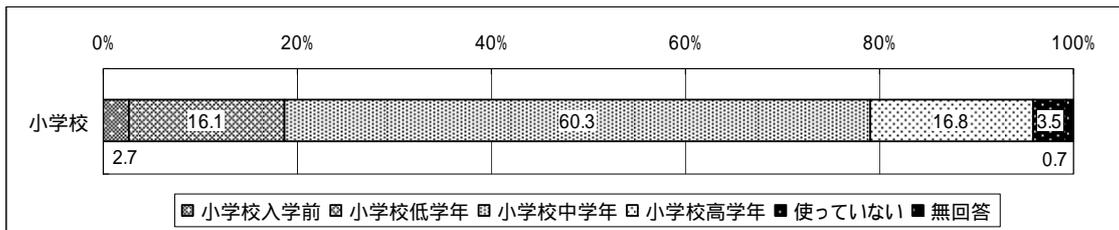
- 0 小学校入学前から
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- X 使っていない

中学生の回答

- 0 小学校入学前から
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- 4 中学校1年生
- 5 中学校2年生
- 6 中学校3年生
- X 使っていない

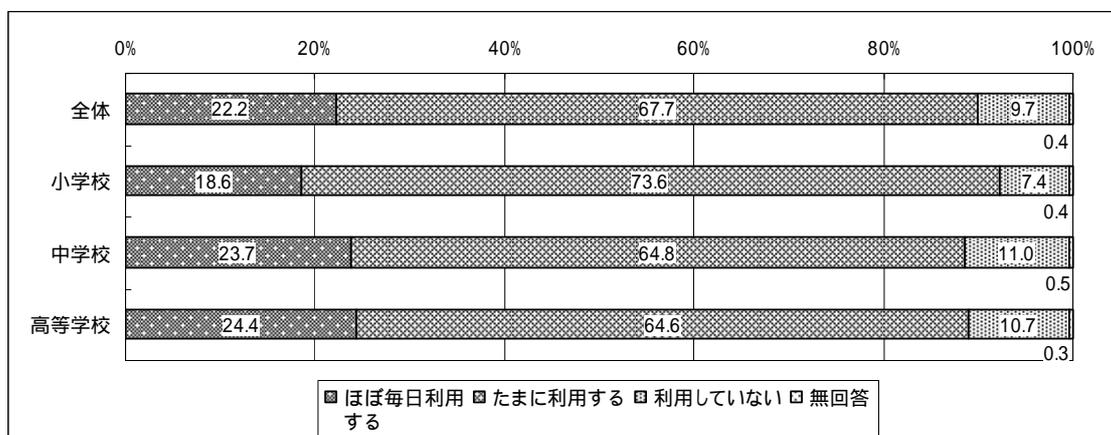
高校生の回答

- 0 小学校入学前から
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- 4 中学校1年生
- 5 中学校2年生
- 6 中学校3年生
- 7 高等学校1年生
- 8 高等学校2年生
- 9 高等学校3年生
- X 使っていない



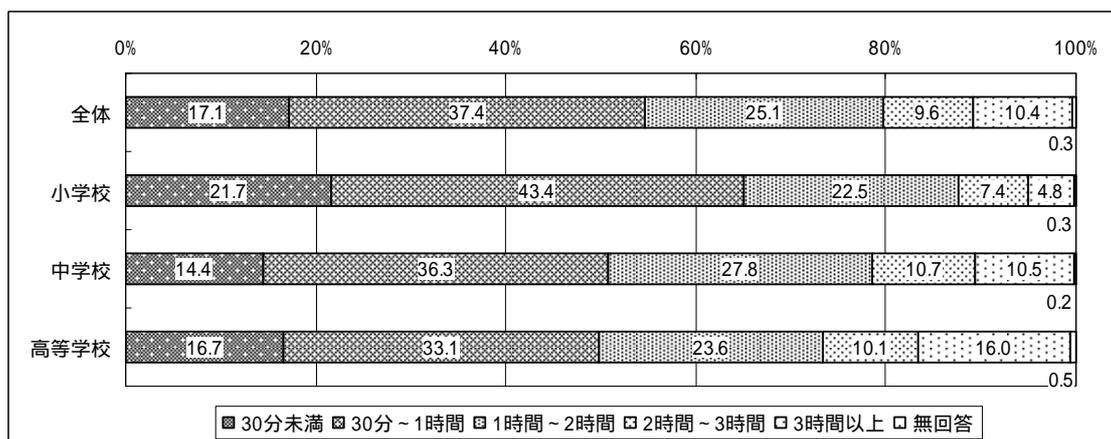
パソコンでインターネットを使う時間はどれくらいですか。

- 1 ほぼ毎日使う
- 2 たまに使うだけ
- 3 使っていない



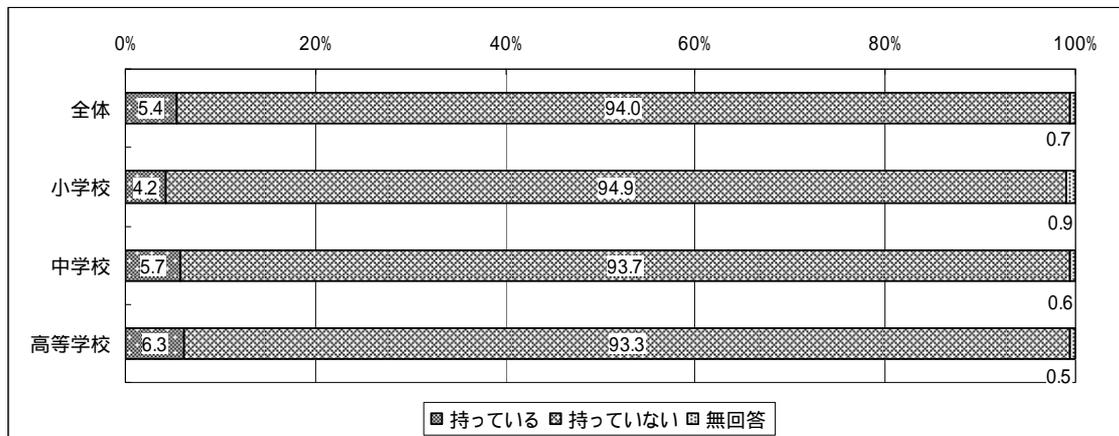
使う時間は1日当たりどれくらいですか。

- 1 30分ぐらいまで
- 2 30分から1時間まで
- 3 1時間から2時間まで
- 4 2時間から3時間まで
- 5 3時間以上



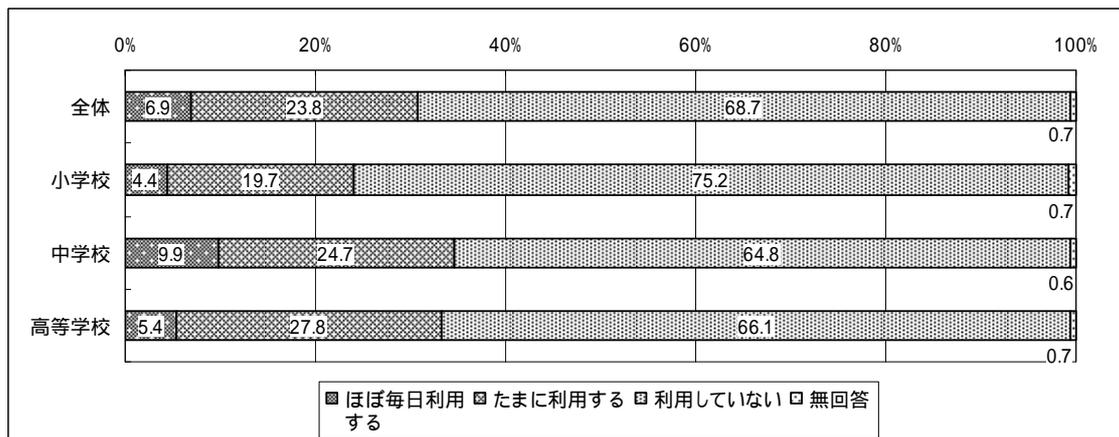
自分のホームページを持っていますか。

- 1 持っている
- 2 持っていない



パソコンで電子メールを使う回数はどれくらいですか。

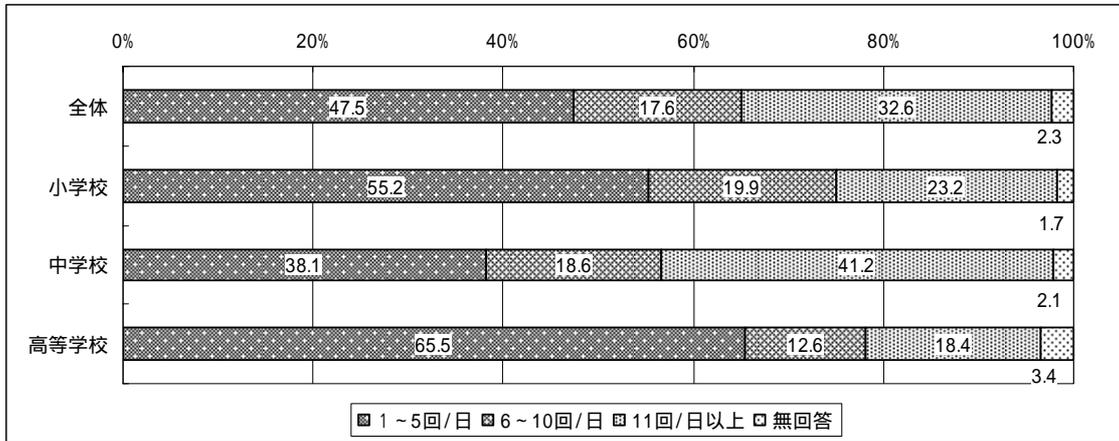
- 1 ほぼ毎日使う
- 2 たまに使うだけ
- 3 使っていない



1日に何回くらい使いますか。

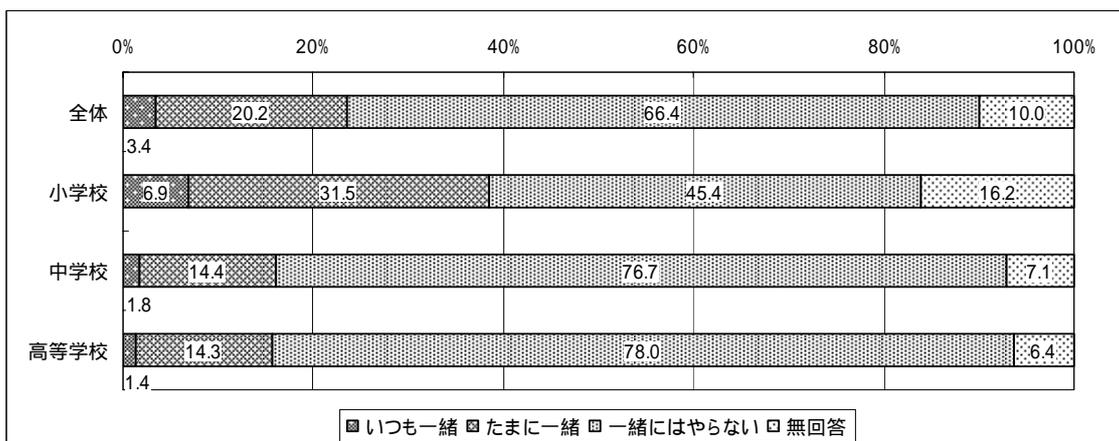
(送信や受信ごとに1回と数える)

- 1 1回から5回くらい
- 2 6回から10回くらい
- 3 11回以上



パソコンでインターネットを使うときは、家の人と一緒ですか。

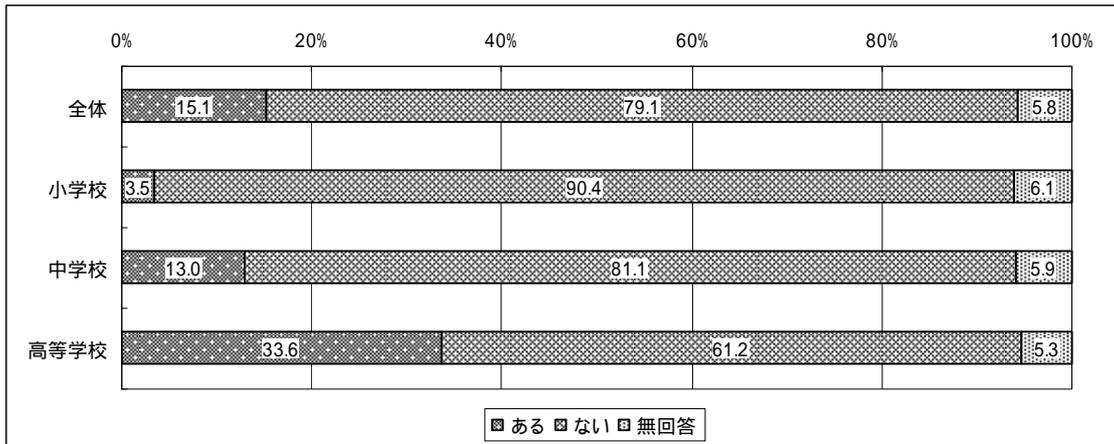
- 1 いつもいっしょ
- 2 たまにいっしょのことがある
- 3 いっしょにはやらない(ひとりで使っている)



(3) 電子掲示(けいじ)板

1 ある

2 ない



いつごろから携帯(けいたい)電話を使っていますか。(小学生の場合は「小学生の回答」の中から、中学生の場合は「中学生の回答」の中から、高校生の場合は「高校生の回答」の中から、当てはまるものを選んでください。)

小学生の回答

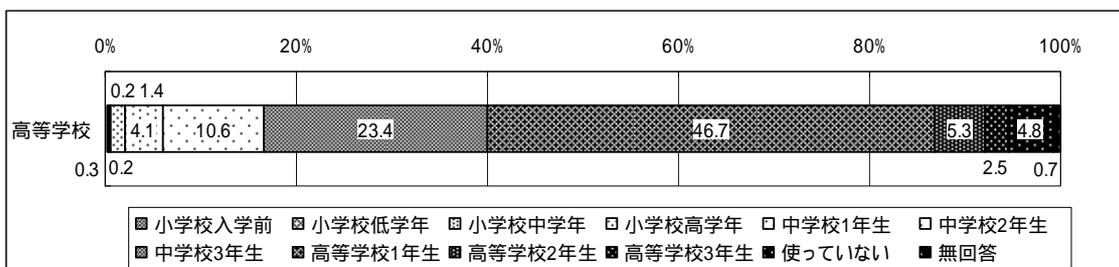
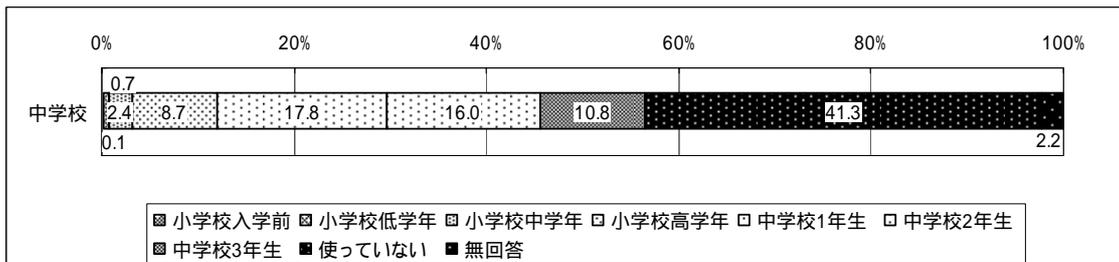
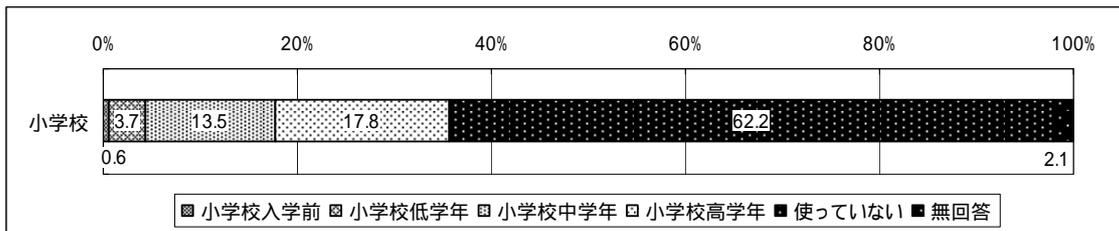
- 0 小学校入学前から
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- X 使っていない

中学生の回答

- 0 小学校入学前から
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- 4 中学校1年生
- 5 中学校2年生
- 6 中学校3年生
- X 使っていない

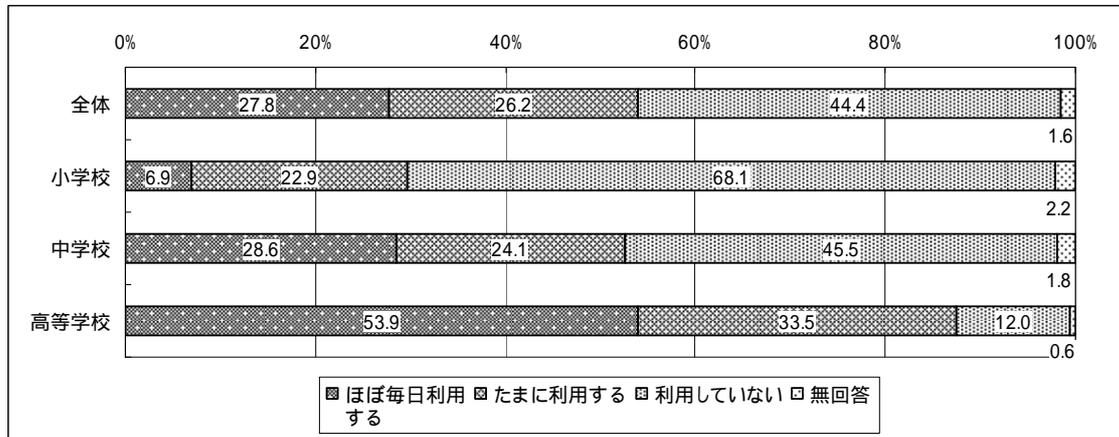
高校生の回答

- 0 小学校入学前から
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- 4 中学校1年生
- 5 中学校2年生
- 6 中学校3年生
- 7 高等学校1年生
- 8 高等学校2年生
- 9 高等学校3年生
- X 使っていない



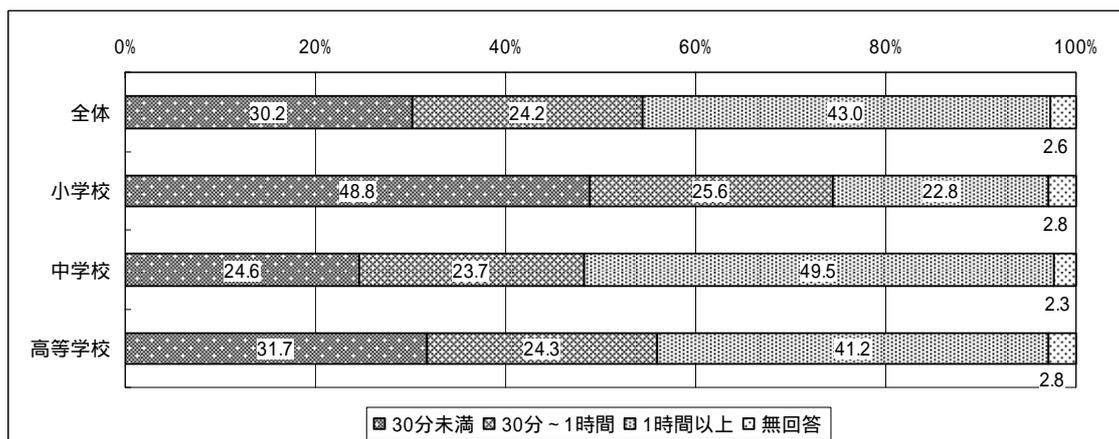
携帯（けいたい）電話でホームページを見たり、電子メールをしたり、電子掲示（けいじ）板を使う時間はどれくらいですか。

- 1 ほぼ毎日使う
- 2 たまに使うだけ
- 3 使っていない



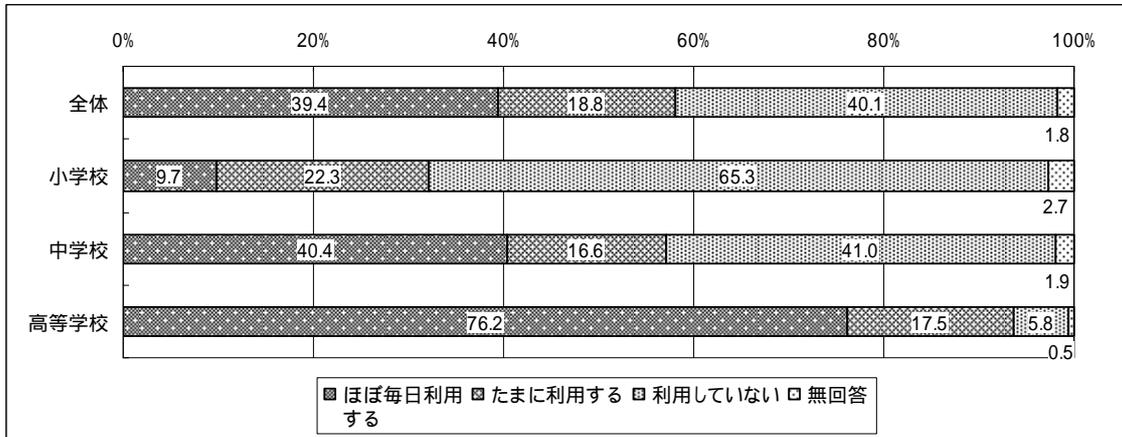
使う時間は1日当たりどれくらいですか。

- 1 30分ぐらいまで
- 2 30分から1時間まで
- 3 1時間以上



携帯（けいたい）電話でメールを使う回数はどれくらいですか。

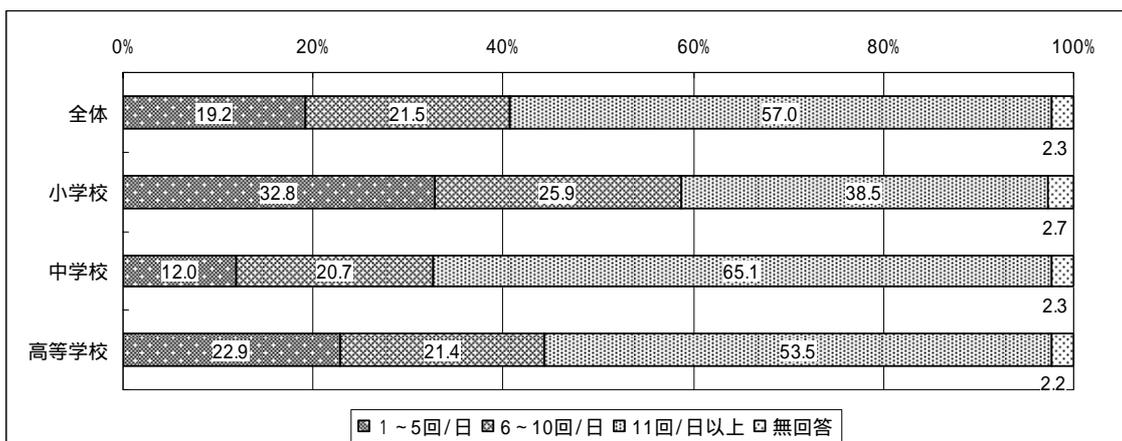
- 1 ほぼ毎日使う
- 2 たまに使うだけ
- 3 使っていない



携帯（けいたい）電話による電子メールは1日に何回くらい使いますか。

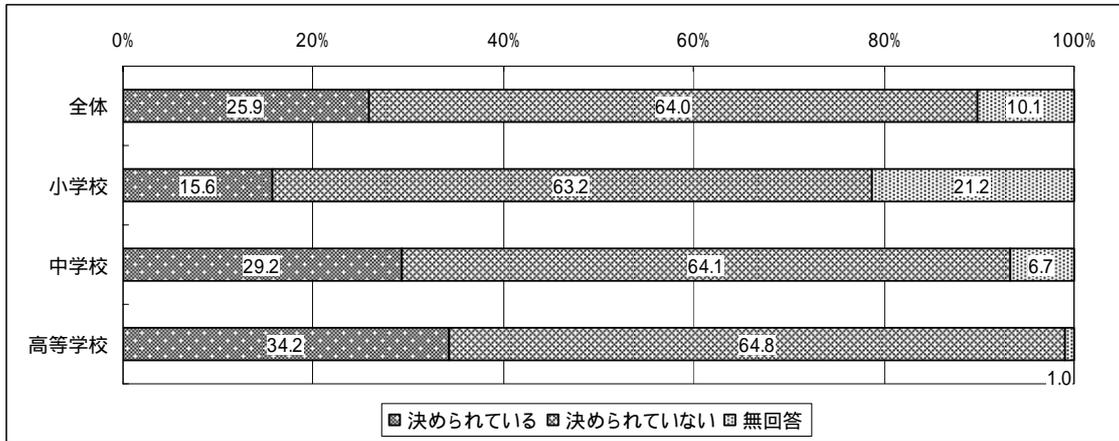
（送信や受信ごとに1回と数える）

- 1 1回から5回くらい
- 2 6回から10回くらい
- 3 11回以上



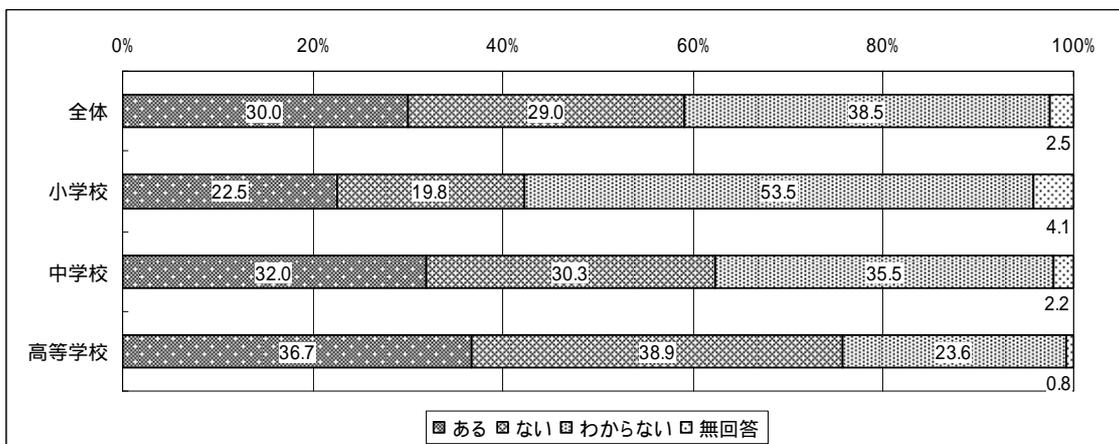
あなたの家では、携帯（けいたい）電話の利用のしかた（利用時間や利用料金など）は決められていますか。

- 1 決められている
- 2 決められていない



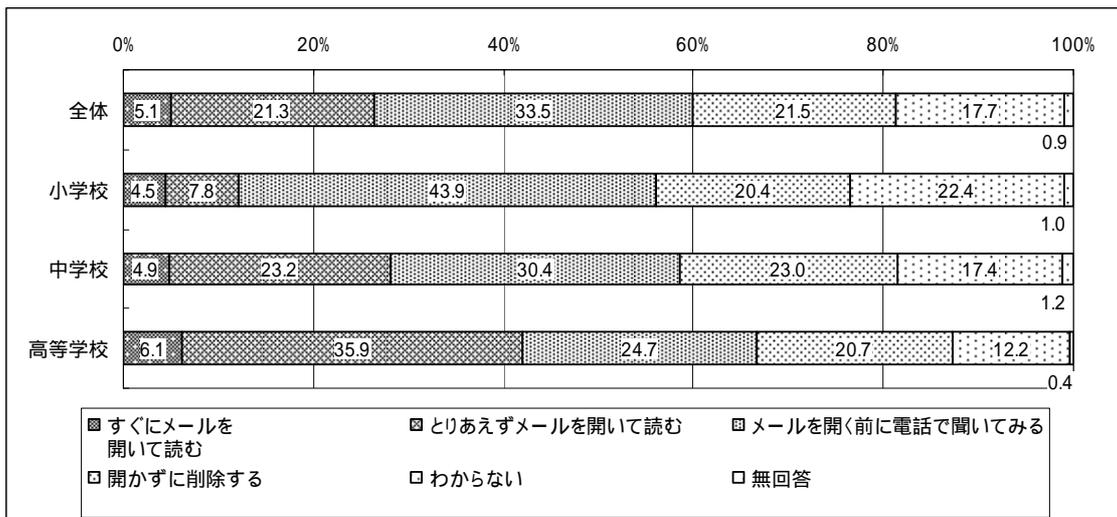
友だちとメールやチャットで会話をするとします。会って話をするときとくらべて、特に気をつけようと思っていることは何かありますか。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 わからない



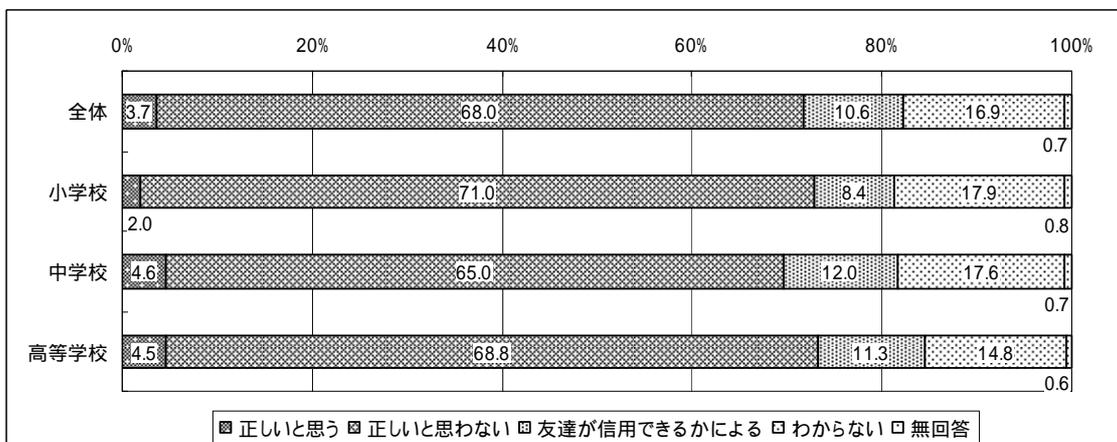
知っている友だちから、とつぜん「…JOIN US TOGETHER!!!」という題名のメールが届きました。この友達からのメールで英語の題名のものはじめてです。しかもこのメールには、何かのプログラムがいっしょに付いていました。あなたならどうしますか。

- 1 大切な連絡かもしれないので、すぐにメールをひらいて読む
- 2 親しい友だちからのメールなので、とりあえずメールをひらいて読む
- 3 良くわからないので、メールをひらく前に、メールを送ってくれた友だちに電話できいてみる
- 4 開かずに削除(さくじょ)する
- 5 わからない



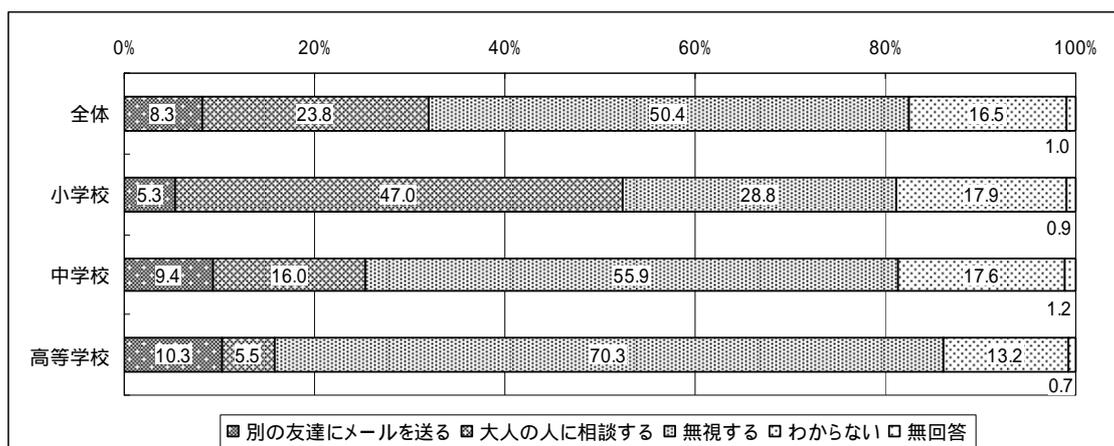
ある友だちが、「チャットや電子メールの場合は、ニックネームを使って本名をかくせば悪いことをしても自分だとばれることはない。」とっています。この友だちの話は正しいと思いますか。

- 1 正しいと思う
- 2 正しいと思わない
- 3 話をしている友だちが信用できるかどうかによる
- 4 わからない



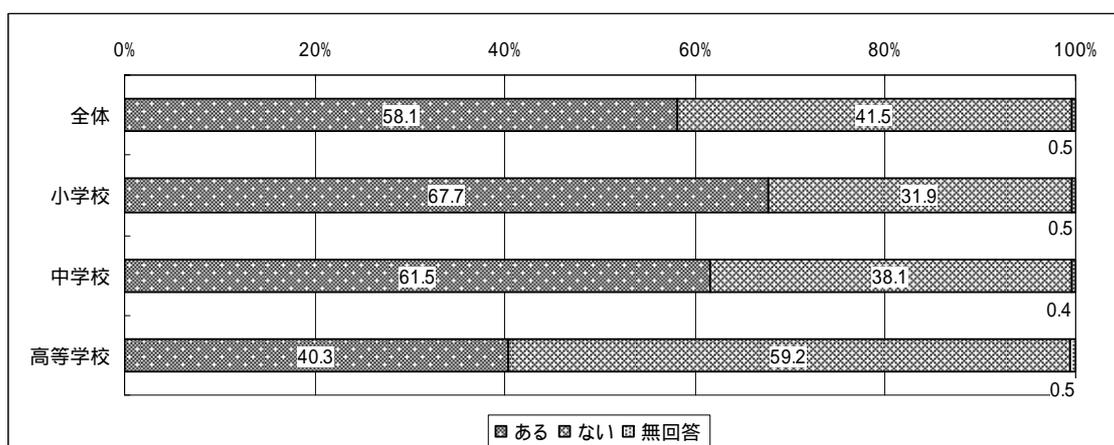
ある友だちからメールが届きました。中には「気をつけてください。『JOIN THE CREW』という題名の電子メールは、今流行中のウイルスメールです。だからこの題名のついた電子メールは受けとって絶対にかかないで下さい。このことについてはまだ知らない人もいるかもしれないのであなたの友だちにもこの電子メールを送ってあげてください。」と書かれていました。あなたならどうしますか。

- 1 別の友だちに電子メールを送る
- 2 おとなの人に相談する
- 3 この電子メールについては無視（むし）する
- 4 わからない



21 学校で、インターネットを利用するときの約束ごと（ルール）やマナーについて勉強したことがありますか。

- 1 ある
- 2 ない



21の質問で1「ある」と答えた人は、次の22の質問に答えてください。
それ以外の人は、23の質問に進んでください。

22 勉強したのはいつごろですか。(小学生の場合は「小学生の回答」の中から、中学生の場合は「中学生の回答」の中から、高校生の場合は「高校生の回答」の中から、当てはまるものを選んでください。)

小学校の回答

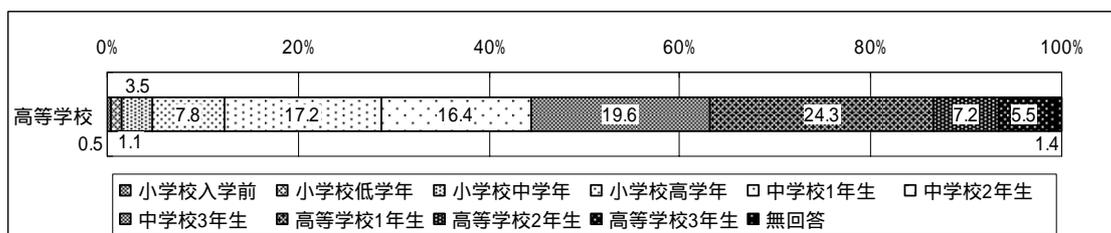
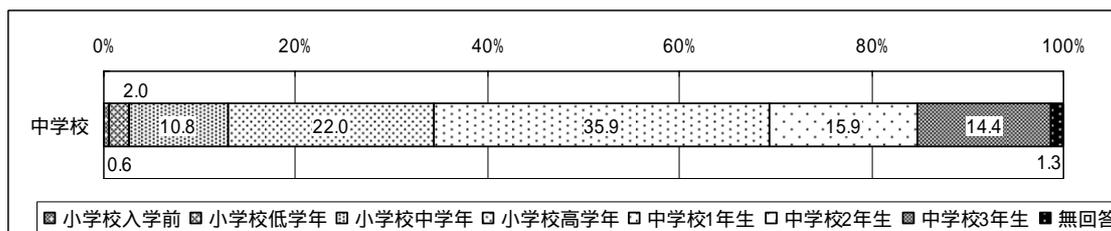
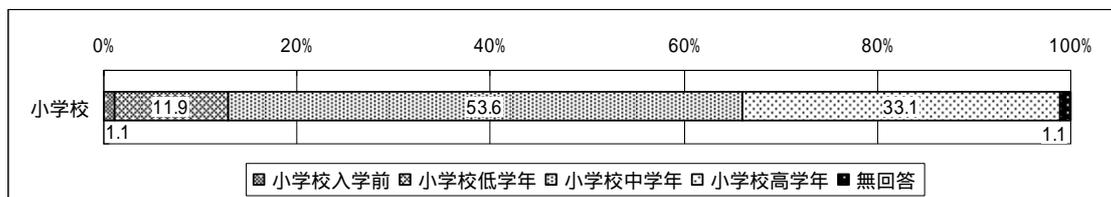
- 0 小学校入学前
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年

中学校の回答

- 0 小学校入学前
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- 4 中学校1年生
- 5 中学校2年生
- 6 中学校3年生

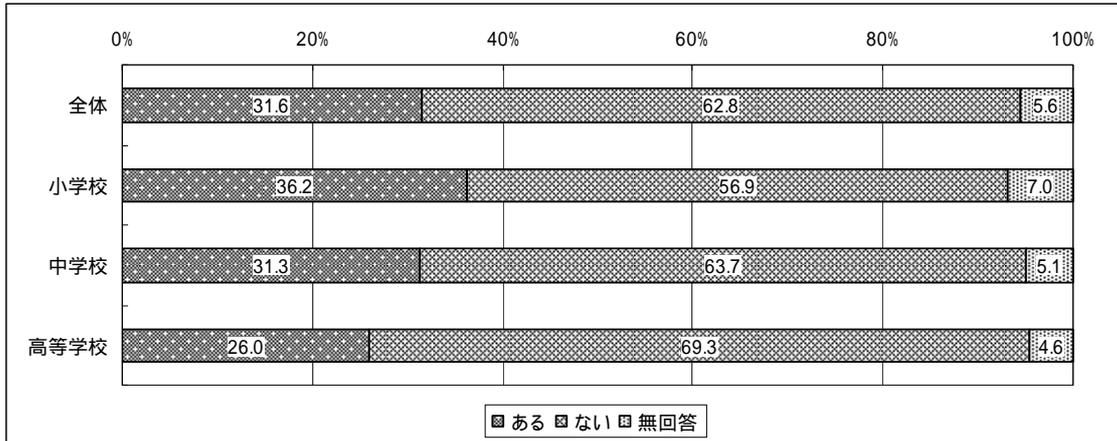
高等学校の回答

- 0 小学校入学前
- 1 小学校低学年
- 2 小学校中学年
- 3 小学校高学年
- 4 中学校1年生
- 5 中学校2年生
- 6 中学校3年生
- 7 高等学校1年生
- 8 高等学校2年生
- 9 高等学校3年生



23 学校以外のだれかから、インターネットを利用する際の約束ごと（ルール）やマナーについて学んだことはありますか。

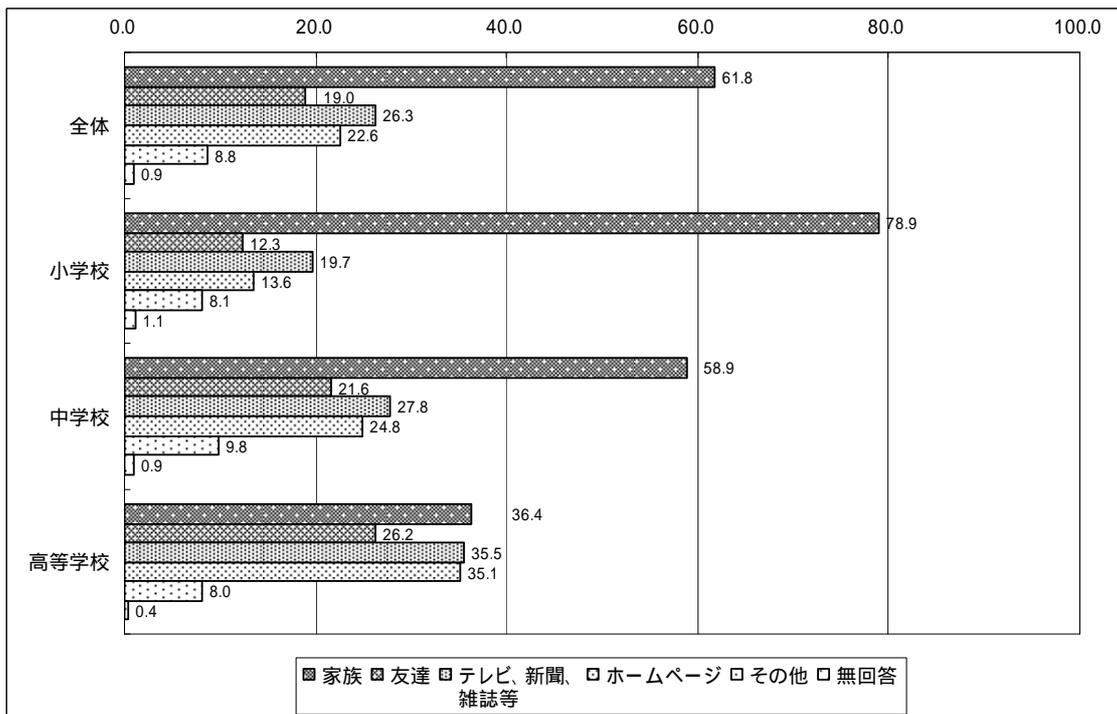
- 1 ある
- 2 ない



23の質問で1「ある」と答えた人は、次の24の質問に答えてください。

24 だれ（または何）から学びましたか。（2つ以上えらんでもかまいません）

- 1 家の人から
- 2 友だちから
- 3 テレビ、新聞、雑誌（ざっし）などから
- 4 インターネットのホームページなどから
- 5 その他（



【以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。】

(4) 特筆すべき自由記述

1. 校長

問14 情報モラル指導が 不十分である原因 として考えられる ものはなんですか (「その他」の自由 記述の主な集計)	問題があるのか無いのか表面化していないのでわからない。
	必要性は理解されても緊急性を感じていない。
	情報の不足
	学校での管理は徹底できるが、地域や家庭においては指導が できない状態である。

問17 研修の成果をどのよ うに把握しています か。 (自由記述の主な集 計)	一度の研修であるため不十分な点が多くある。今後回数を重 ねる必要がある。
	各学級での指導や保護者会での協力依頼に役立った
	教材のコピー等を含めて気をつけ始めている。
	教師の情報意識が高まった。
	教師はモラル指導が大切だとわかっている
	個人情報を守秘について、成果はでている。
必要性を感じパソコンの利用規定作成と児童の指導に向かっ ている。	

問18 情報モラルの校内研 修を実施しないのは 何故ですか。 (「その他」の自由 記述の主な集計)	モラルの無い(常識の無い)教員は配置されていない。
	時間が取れない。
	機会を逸してしまった。
	必要な時に連絡して話す。
	職員会議
文部科学省道徳の研修実践校として実施。	

2 . 教員

問2 3 どのようなときに情報モラルに関する内容を扱いましたか(「その他」の自由記述の主な集計)	
(小学校)	クラブ
	朝の会
(中学校)	P T Aの家庭教育学級
	学年集会
	帰りの短学活
(高等学校)	情報の教科
	生徒指導
	保護者、生徒集会

3 . 児童生徒

問2 4 学校以外で情報モラルを誰から学びましたか。 (「その他」の自由記述の主な集計)	いつかは忘れたけど何かの会
	チャットで
	パソコンの先生
	学校
	学校の先生
	児童館の先生
	塾の先生
	図書館の人
	先生
知り合い	

情報モラルについての指導に関する 都道府県等教育委員会に対する調査

本編では、財団法人コンピュータ教育開発センターが、文部科学省の委託を受けて、「学校」に対して行ったアンケートの結果を記したが、ここでは、文部科学省が、「教育委員会」の情報教育担当指導主事を対象に行ったアンケートの結果について記す。ただし、このアンケートは、実質は半月程度の極めて短期間で行ったものであり、回答に当たった指導主事が、個人として把握している範囲での回答を求めたものであるため、その精度は低いものとなっていることを付記しておく。

このアンケートは、本編に記した委託調査によるアンケートとは異なるが、その集計作業を財団法人コンピュータ教育開発センターが行い、また、その内容も、本編に記した委託調査によるアンケートと関係が強いため、参考資料として、ここに、その結果の概要及び結果そのものを記すこととしたものである。

1. 調査概要

- (1) 調査対象者
各都道府県及び政令指定都市教育委員会における情報教育担当の指導主事
(各教育委員会につき、義務教育担当及び高等学校担当の2名)
- (2) 調査方法
郵送配布、郵送又はFAX回収
- (3) 調査期間
平成16年8月25日～9月17日
- (4) 回答数・回答率

		総数	無回答	有効回答数
義務教育担当	配布数	60		
	回答数	60	0	60
	回答率	100		100
高等学校担当	配布数	60		
	回答数	60	0	60
	回答率	100		100

2. アンケート結果概要

「情報モラル」の普及の必要性は殆どが認識している。(9割以上)
昨年6月の長崎県における女子児童殺害事件を経ても「情報モラル」に関する施策を講じていない教委は殆どない。(1割以下)

各教委で講じられている施策としては、「教員」を対象とした施策が最も多いが、「児童生徒」や「保護者」を対象とした施策も行われている。

「重視する施策」についても、「教員」「児童生徒」に対するものを挙げる意見が多い。

「情報モラル」普及の障害となっているものとしては、「予算の制約」を掲げた者が半分以上に上り、それ以外障害のとしては、教員の理解・指導力の不足、教員研修における指導者の不足、教員研修の機会の不足等、教員の指導力不足に関するものが最も多く、家庭教育の不足、保護者の理解不足等、家庭の問題に関するものも多かった。

このほか、「情報モラル教育の考え方の不統一」「指導事例不足」「小学校において扱う時間がない」等、情報モラルに係る教育政策の不備(指導内容の不統一、指導時間の不足等)の指摘も見られた。

国に対する要望としては、教員研修の充実、教員指導資料の充実、研修講師の派遣、教員対象のヘルプデスクの開設等、教員の指導力不足の解消に資する施策を求める意見が最も多く、家庭に対する情報モラルの普及活動、当該普及資料の作成等、家庭に対する普及施策を求める意見、学習指導要領改正、情報モラル教育のガイドラインの作成、教育課程編成方針の作成、指導手法の研究等、情報モラルに係る教育政策での対応を求める意見も多かった。

3. 質問事項

(1) 義務教育分

以下について、情報教育担当者（義務教育担当）においてお答え下さい。

「情報モラル」（インターネット等の情報通信ネットワーク利用者のエチケット（ネチケット）に限る。以下同じ。）の普及啓発の必要性について

- a 佐世保の児童殺害事件（以下「事件」という。）以前から、その必要性はあると考えていた。
- b 事件により、その必要性があると考えた。
- c 現時点でも、特にその必要性はないと考えている。

事件を受けて、貴教育委員会において、管下市町村教育委員会に対し、何らかの通知を行いましたか。（政令指定市教委は除く。）

- a 行った
- b 行ってない。

行った場合は、それは「情報モラル」の観点からの通知でしたか。

- a はい
- b いいえ（aと回答した場合、よろしければ、通知文書の写しをご提供下さい。）

貴教育委員会において、事件以前より、情報モラルの普及啓発に向けて行っていた取組はありますか。

- a ある
- b ない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会において、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

- a ある
- b ない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会において、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。

- a ある
- b ない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けた取組として行っていたものとして、特筆すべきものがありますか。（政令指定市教委は除く。）

- a ある
- b 分からない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。（把握している範囲内で結構です。）（政令指定市教委は除く。）

- a ある
- b 分からない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。（把握している範囲内で結構です。）（政令指定市教委は除く。）

- a ある
- b 分からない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けた取組として行っていたものとして、特筆すべきものがありますか。

- a ある
- b 分からない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

- a ある
- b 分からない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。

- a ある
- b 分からない（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

～ について、aと回答した場合、その取組は次のどの類型に該当するか、ご教示下さい。（重複回答可）

- a 教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b 教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c 保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d 保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e 児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- f その他

[以下、 において、a又はbと答えた委員会のみ回答してください。]

情報モラル普及啓発に際し、前 のa～eの中で重要と考えるものを全て挙げてください。

また、挙げたものを、重要と考える順に順位付けしてください。（付けられない場合は結構です。）

情報モラル普及啓発に向け、予算上の制約は障害となっていますか。

- a はい
- b いいえ

（ において、bと答えた委員会のみ回答してください。）

その趣旨は、取組を行うために十分な予算があるということですか。

- a はい
- b いいえ

（ において、bと答えた委員会のみ回答してください。）

その趣旨は、行う取組が、特に予算を必要としないものだからですか。

- a はい
- b いいえ

（ において、aと答えた委員会のみ回答してください。）

aと答えるに当たり、想定された取組はどのようなものかをご教示下さい。

情報モラル普及啓発に向け、予算上の制約以外に、障害となっているものがあれば、ご教示下さい。

情報モラル普及啓発に向け、予算上の措置として、国（文部科学省）に取組んでほしいことがあれば、ご記入下さい。

情報モラル普及啓発に向け、予算上の措置以外に、国（文部科学省）に取組んでほしいことがあれば、ご記入下さい。

情報モラル普及啓発に向け、国（文部科学省）に限らず、民間その他関係者に取組んでほしいことがあれば、ご記入下さい。（地域にとって有効と思われる施策、アイデア等をご記入下さい。）

(2) 高等学校分

以下について、情報教育担当者（高等学校担当）においてお答え下さい。

「情報モラル」（インターネット等の情報通信ネットワーク利用者のエチケット(ネチケット)に限る。以下同じ。）の普及啓発の必要性について

- a 佐世保の児童殺害事件（以下「事件」という。）以前から、その必要性はあると考えていた。
- b 事件により、その必要性があると考えた。
- c 現時点でも、特にその必要性はないと考えている。

事件を受けて、貴教育委員会において、管下市町村教育委員会に対し、何らかの通知を行いましたか。（政令指定市教委は除く。）（管内に市町村立の高等学校がある教育委員会に限る。）

- a 行った b 行っていない。
- 行った場合は、それは「情報モラル」の観点からの通知でしたか。
- a はい b いいえ （aと回答した場合、よろしければ、通知文書の写しをご提供下さい。）

事件を受けて、貴教育委員会において、管内の学校に対し、何らかの通知を行いましたか。

- a 行った b 行っていない。
- 行った場合は、それは「情報モラル」の観点からの通知でしたか。
- a はい b いいえ （aと回答した場合、よろしければ、通知文書の写しをご提供下さい。）

貴教育委員会において、事件以前より、情報モラルの普及啓発に向けて行っていた取組はありますか。（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会において、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会において、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。（aと回答した場合、よろしければ、取組の概要が分かる資料をご提供下さい。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けた取組として行っていたものとして、特筆すべきものがありますか。（政令指定市教委は除く。）（管内に市町村立の高等学校がある教育委員会に限る。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。（把握している範囲内で結構です。）（政令指定市教委は除く。）（管内に市町村立の高等学校がある教育委員会に限る。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。（把握している範囲内で結構です。）（政令指定市教委は除く。）（管内に市町村立の高等学校がある教育委員会に限る。）

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けた取組として行っていたものとして、特筆すべきものがありますか。

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。

～ について、aと回答した場合、その取組は次のどの類型に該当するか、ご教示下さい。（重複回答可）

- a 教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b 教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c 保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d 保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e 児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- f その他

[以下、 において、 a 又は b と答えた委員会のみ回答してください。]

情報モラル普及啓発に際し、前 の a ~ e の中で重要と考えるものを全て挙げて下さい。また、挙げたものを、重要と考える順に順位付けして下さい。（付けられない場合は結構です。）

情報モラル普及啓発に向け、予算上の制約は障害となっていますか。

a はい b いいえ

（ において、 b と答えた委員会のみ回答してください。）その趣旨は、取組を行うために十分な予算があるということですか。

a はい b いいえ

（ において、 b と答えた委員会のみ回答してください。）その趣旨は、行う取組が、特に予算を必要としないものだからですか。

a はい b いいえ

（ において、 a と答えた委員会のみ回答してください。）a と答えるに当たり、想定された取組はどのようなものかをご教示下さい。

情報モラル普及啓発に向け、予算上の制約以外に、障害となっているものがあれば、ご教示下さい。

情報モラル普及啓発に向け、予算上の措置として、国（文部科学省）に取組んでほしいことがあれば、ご記入下さい。

情報モラル普及啓発に向け、予算上の措置以外に、国（文部科学省）に取組んでほしいことがあれば、ご記入下さい。

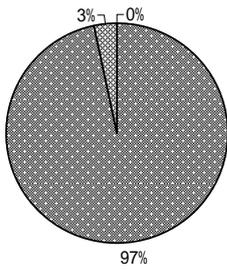
21 情報モラル普及啓発に向け、国（文部科学省）に限らず、民間その他関係者に取組んでほしいことがあれば、ご記入下さい。（地域にとって有効と思われる施策、アイデア等をご記入下さい。）

4. 集計結果

(1) 選択項目部分

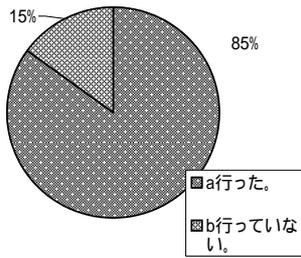
1) 義務教育(問1～問15)

「情報モラル」の普及啓発の必要性について

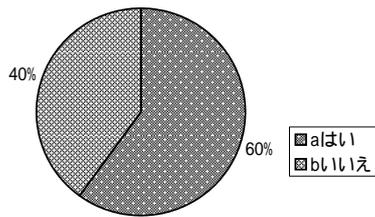


- a 事件以前からその必要性はあると考えていた。
- b 事件によりその必要性があると考えた。
- c 現時点でも、特にその必要はないと考えている。

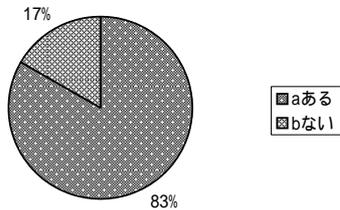
事件を受けて貴教育委員会において管下市町村教育委員会に対し、何らかの通知を行いましたか。



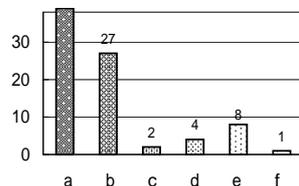
でaと回答した教育委員会に対する問それは情報モラルの観点からの通知でしたか。



貴教育委員会において、事件以前より情報モラルの普及啓発に向けて行っていた取組はありますか。

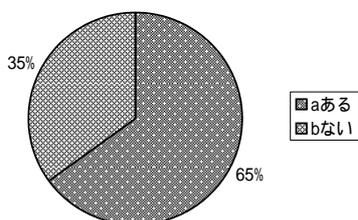


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

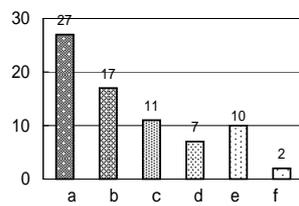


- a 教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b 教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c 保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d 保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e 児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- f その他

貴教育委員会において、事件以後より、情報モラルの普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

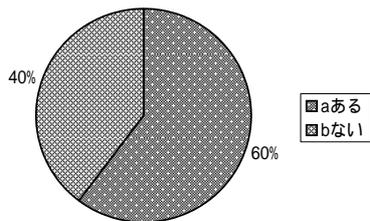


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

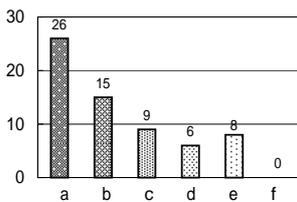


- a 教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b 教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c 保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d 保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e 児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- f その他

貴教育委員会において、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。

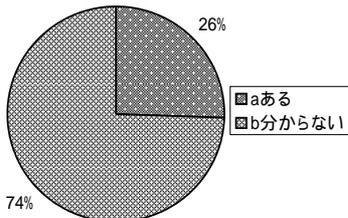


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

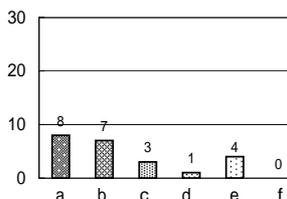


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けた取組として行っていたものとして、特筆すべきものがありますか。

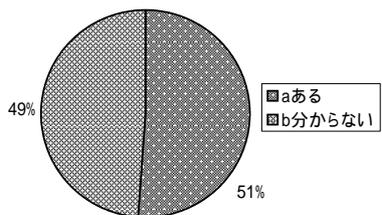


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

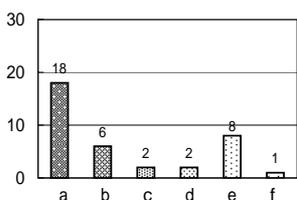


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

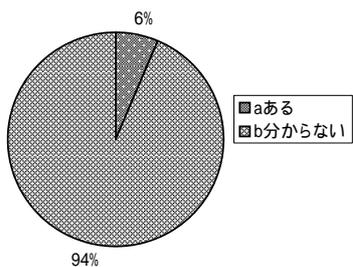


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

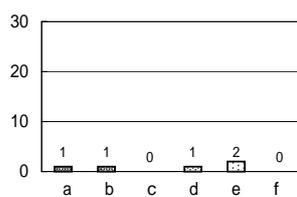


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。

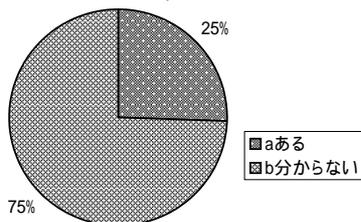


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

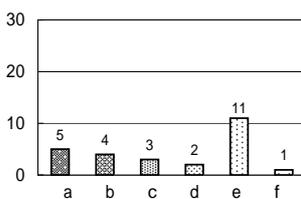


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けた取組としておこなっていたものとして、特筆すべきものがありますか。

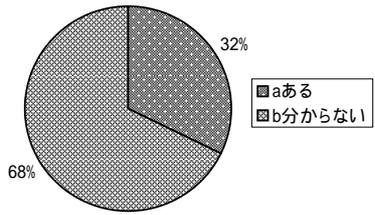


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

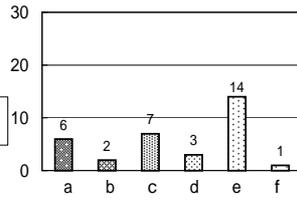


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

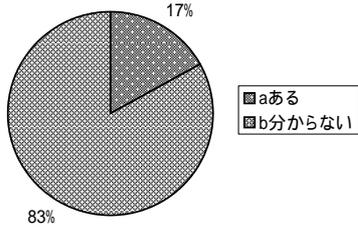


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

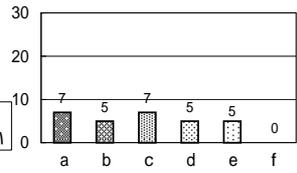


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。

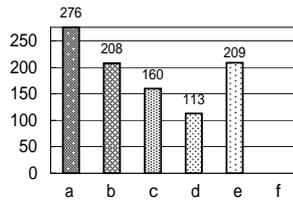


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)



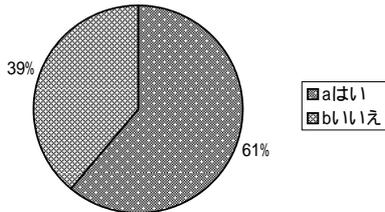
- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

情報モラル普及啓発に際し、a～eの中で重要と考えるものをすべて挙げてください。また挙げたものを、重要と考える順に順位付けしてください。

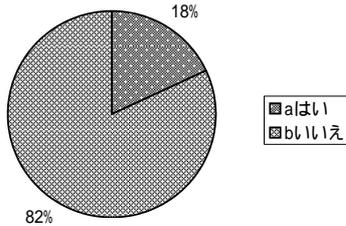


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

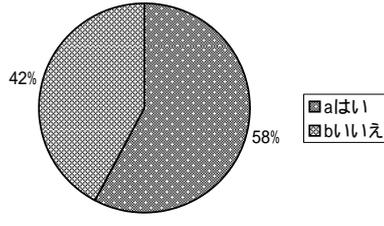
情報モラル普及啓発に向け、予算上の制約は問題となっていますか。



でbと答えた教育委員会に対する問。その趣旨は、取組を行うために十分な予算があるということですか。

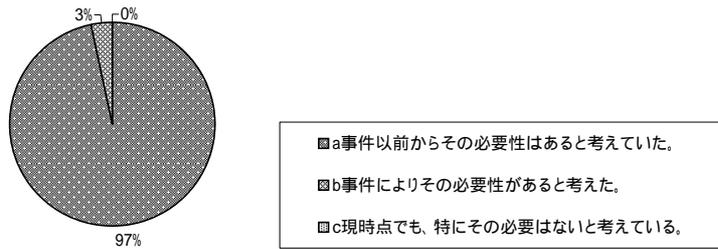


でbと答えた教育委員会に対する問。その趣旨は、行う取組が、特に予算を必要としないものだからですか。

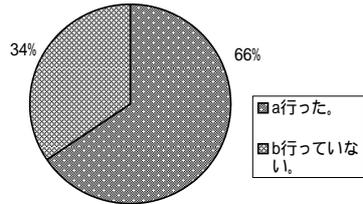


2) 高等学校(問1～問16)

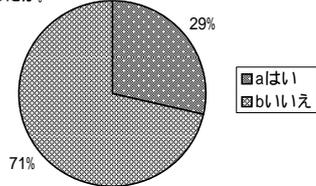
「情報モラル」の普及啓発の必要性について



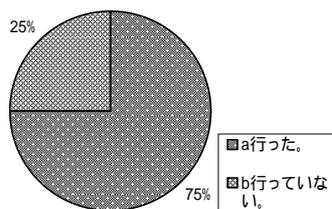
事件を受けて貴教育委員会において管下市町村教育委員会に対し、何らかの通知を行いましたか。



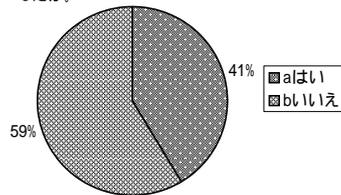
でaと回答した教育委員会に対する問。それは情報モラルの観点からの通知でしたか。



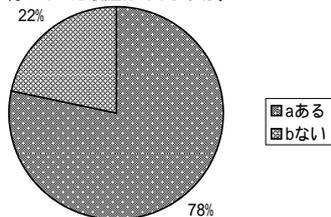
事件を受けて、貴教育委員会において、管内の学校に対し、何らかの通知を行いましたか。



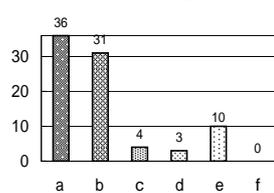
でaと回答した教育委員会に対する問。それは情報モラルの観点からの通知でしたか。



貴教育委員会において、事件以前より、情報モラルの普及啓発に向けて行っていた取組はありますか。

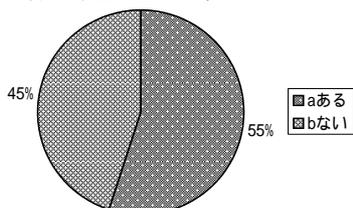


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

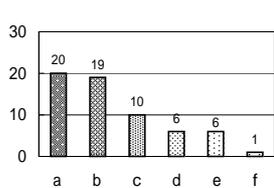


- a 教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b 教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c 保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d 保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e 児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- f その他

貴教育委員会において、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

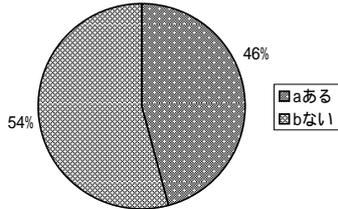


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

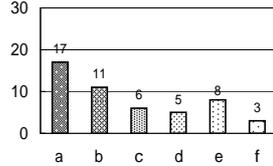


- a 教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b 教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c 保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d 保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e 児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- f その他

貴教育委員会において、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか、

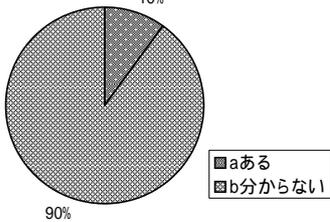


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

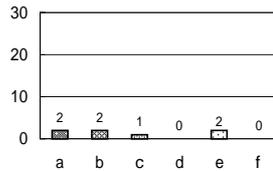


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けた取組として行っていたものとして、特筆すべきものがありますか、

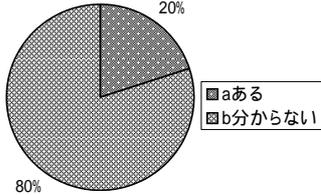


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

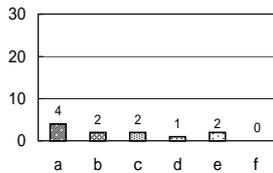


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下資料損教育委員会が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか、

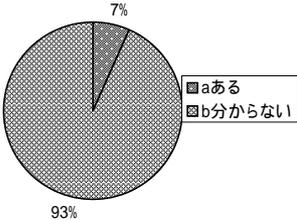


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

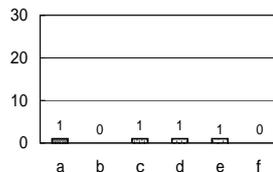


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管下市町村教育委員会が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか、

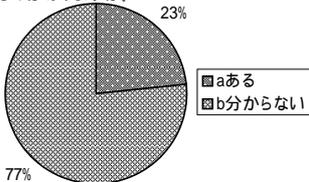


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

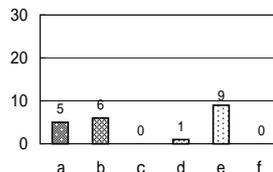


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以前より、情報モラル普及啓発に向けてた取組として行っていたものとして、特筆すべきものがありますか、

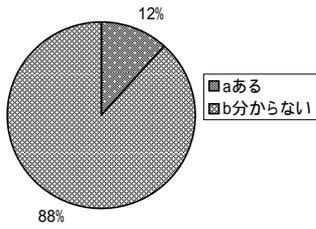


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

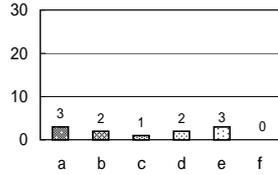


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、事件以後より、情報モラル普及啓発に向けて行った新たな取組はありますか。

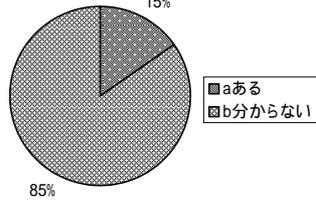


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)

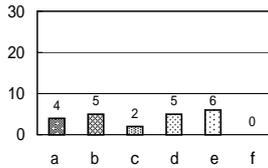


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

貴教育委員会が現在把握している限りにおいて、管内の学校が、今後、情報モラル普及啓発に向けて、新たな取組を行う予定はありますか。

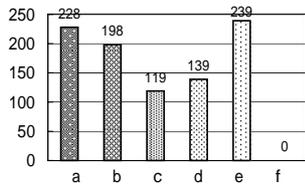


でaと回答した教育委員会に対する問。その取組は次のどの類型に該当するかご教示ください。(重複回答可)



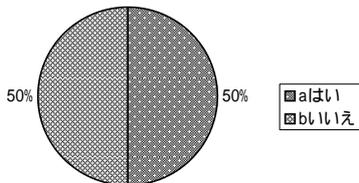
- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

情報モラル普及啓発に際し、前 のa～eの中で重要と考えるものを全て挙げてください。

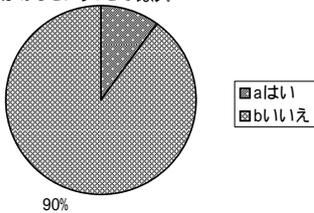


- a教師を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- b教師を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- c保護者を対象とした「児童に対する情報モラル教育」を促す施策
- d保護者を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- e児童を対象とした「情報モラル」そのものの普及施策
- fその他

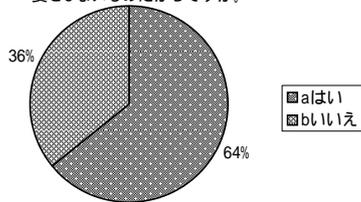
情報モラル普及啓発に向け、予算上の制約は障害となっていますか。



でbと答えた教育委員会に対する問。その趣旨は、取組を行うために十分な予算があるということでいいか。



でbと答えた教育委員会に対する問。その趣旨は、行う取組が、特に予算を必要としないものだからですか。



(2) 自由記述部分

義務教育及び高等教育に係る自由記述部分（義務教育：問 16 ～ 20 高等学校：問 17 ～ 21）について、概ねの類型に整理すると、以下のとおりとなる。

情報モラル普及啓発の障害となっているもの

回 答		義務教育	高等学校	小計	合計
情報モラル教育政策	情報モラル教育の考え方、方法に幅があり過ぎ。方策の一本化が必要	1	1	2	
	指導事例不足	1		1	
	道徳教育と情報モラル教育との関係が不明 文科省において、生徒指導においても扱うよう措置すべき	1	1	2	
	カリキュラム上の問題（小学校において扱うべき時間がない等）	2	1	3	8
教委関係	県教委職員の認識不足，業務過多，情報教育体制そのものの不備	1	1	2	
	普及啓発施策に係る関係諸機関と県との連携不足	1		1	3
教員関係	教員の理解,指導力の不足（関係各教科全てについて）,重要度認識の格差が大きい。	9	3	12	
	学校における情報教育の校務分掌上の位置付けが曖昧 （情報教育担当教員がやるべきことという認識が強い。）	1	3	4	
	研修における指導者不足,情報教育リーダーの不足	3	3	6	
	教員の研修時間,研修機会の不足	4	3	7	
	教員指導用資料の不足		1	1	30
学校環境	学校の I T 環境環境の不備	2	2	4	4
家庭教育関係	家庭における I T 活用,指導の実態が不明	1	3	4	
	家庭教育の不足(保護者の認識不足を含む。)保護者への啓発が困難(啓発事例の不足。)	9	5	14	18
その他	学校外での活動が不足。学校外での活動のための民間との連携が困難。	2	1	3	
	情報社会の変化の速さ（変化が速すぎて即応できない。）	1	1	2	
	生徒の I T 使用実態が不明		1	1	6

国への要望（予算措置,予算措置以外 双方）

回 答		義務教育	高等学校	小計	合計
情報モラル教育政策	教育課程（学習指導要領等）に情報モラル等の指導の必要性を明確に位置づける 情報モラル教育のガイドライン，教育課程編成の指針の作成	4	5	9	
	道徳教育との関係の整理；「情報モラル」の指導内容の明確化	2		2	
	学校,家庭に対する実態調査の実施	1	1	2	
	研修資料、指導資料等を全国の Web 上の情報モラル指導に関するデータを整理したポータルサイトを文科省において構築し、教育現場で利用し易くして欲しい。	3	3	6	
	効果的な指導手法の研究 又は 研究を実施するための予算支援	4	3	7	26
指導者等	指導者（教員のリーダー）の養成（リダ-研修等）	4	5	9	
	各学校への専門指導員（アドバイザー）配置のための支援	6	5	11	20
教員	教員研修 又は 教員研修を実施するための支援	13	15	28	
	e-ラーニング型の教員研修システムの開発,充実,配布		(2)	(2)	
	教員指導資料,普及啓発資料の作成, 充実	22	17	39	
	教員研修に対する講師派遣 , 講師派遣にかかる予算支援, 講師候補者に関する情報提供（HP 等の活用）	5	2	7	
	教員等に対するヘルプデスクの設置	2	3	5	103
教材	教材（Web 上のものを含む。）開発,提供；教材開発にかかる予算支援	12	12	24	24
学校環境	I T環境の整備（フィルタリングソフト等の導入を含む。）に係る予算支援	3	3	6	6
家庭	家庭（保護者,子ども）に対する普及啓発事業の実施,予算支援	6	6	12	
	家庭（保護者,子ども）に対する普及啓発資料の作成,啓発番組のテレビ放送, 家庭での情報機器活用の際の指針の作成	21	18	39	
	I T環境の整備（フィルタリングソフト等の導入を含む。）に係る予算支援		1	1	52
対民間	有害情報の発信に対する取組（企業等への働きかけ, 規制, 法整備 等） インターネット環境に関するルールづくり, 誹謗中傷等の早期削除体制の整備	6	8	14	
	PC にフィルタリングソフトがインストールされるような業界への働きかけ		1	1	
	民間と連携した情報モラル育成支援事業	1		1	16
その他	関係省庁と連携した施策の展開（施策の体系的実施）	3	1	4	
	「心のノート」に情報モラルの内容を掲げる	1		1	
	授業で指導できる講師リストの作成		1	1	
	サイバーパトロールの強化、パトロールが行われている事実,摘発事例の周知		1	1	7

民間への要望

回 答		義務教育	高等学校	小計	合計
政策	情報モラル教育のガイドラインの作成	1		1	
教員	教員指導資料,普及啓発資料の作成,充実	3		3	16
	教員研修に対する講師派遣,出前講座の開催	4	4	8	
	教員等に対するヘルプデスクの設置	3	1	4	
指導員	各学校への専門指導員(アドバイザー)配置のための支援	1	1	2	2
教材	教材(Web上のものを含む。)開発	5	6	11	11
学校環境	IT環境の整備(フィルタリングソフト等の普及を含む。)	6	6	12	12
家庭	家庭(保護者,子ども)に対する普及啓発事業の実施	6	7	13	41
	家庭(保護者,子ども)に対する普及啓発資料の作成,TV番組等のメディアを介した普及啓発	10	7	17	
	IT環境の整備(フィルタリングソフト等の普及を含む。)	5	6	11	
その他	有害情報の発信に対する取組(自己規制)	3	1	4	8
	サイバーパトロールの強化,パトロールが行われている事実,摘発事例の周知	1	1	2	
	情報モラル指導ボランティアの育成	1		1	
	各学校へ派遣する指導員(アドバイザー,ボランティア)の育成	1		1	

文部科学省提供資料

平成16年度文部科学省
情報化の影の部分への適切な対応に関する研究委託事業

情報モラルに関する調査研究委員会

【委員】

委員長	井口 磯夫	十文字学園女子大学
委員	姉崎 昭義	社団法人日本PTA全国協議会 横浜市PTA連絡協議会
委員	石原 一彦	大津市立瀬田小学校
委員	榎本 竜二	東京都教職員研修センター
委員	延味 道都	東京都立砂川高等学校
委員	倉持 登紀子	春日部市立中野中学校
委員	菅野 剛	日本大学
委員	鈴木 二正	慶應義塾幼稚舎
委員	宗我部 義則	お茶の水女子大学
委員	高橋 邦夫	千葉学芸高等学校
委員	西田 光昭	柏市立土南部小学校
委員	西田 友幸	大田区立大森第八中学校
委員	高野 桂子	宮代町立須賀小学校
委員	箕輪 貴	NHK エデュケーショナル
委員	毛利 靖	つくば市教育委員会

情報モラルに関する調査報告書

平成17年3月31日

著作権者 文部科学省

発行 財団法人コンピュータ教育開発センター（CEC）

〒108-0072 東京都港区白金1丁目27番地6号

TEL 03-5423-5911 FAX 03-5423-5916

URL <http://www.cec.or.jp/CEC>
